

平成29年山形村議会第4回定例会

議事日程（第2号）

平成29年12月10日（日曜日）午前 9時00分開会

開会宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（12名）

1 番 大 池 俊 子 君	2 番 上 条 浩 堂 君
3 番 新 居 禎 三 君	5 番 小 林 武 司 君
6 番 籠 田 利 男 君	7 番 増 澤 武 志 君
8 番 大 月 民 夫 君	9 番 西 牧 一 敏 君
10 番 竹 野 入 恒 夫 君	11 番 赤 羽 千 秋 君
12 番 三 澤 一 男 君	13 番 平 沢 恒 雄 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 本庄利昭 君	教 育 長 根橋範男 君
会計管理者 小林好子 君	総務課長 赤羽孝之 君
税務課長 村田鋭太 君	住民課長 塩原美智代 君
保健福祉課長 堤 岳志 君	子育て支援課長 百瀬尚代 君
保育園長 宮澤寛徳 君	産業振興課長 藤沢洋史 君
建設水道課長 篠原雅彦 君	教育次長 上條憲治 君

総務課
財政係長 宮越卓也 君

事務局職員出席者

事務局長 篠町通憲 君

書記 神通川直美 君

◎開議宣告

○議長（平沢恒雄君） おはようございます。

全員が出席で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年第4回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして傍聴人に申し上げます。議会傍聴規則により、撮影・録音等するには許可となります。

なお、報道関係者から、山形村公民館ほかから取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（平沢恒雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（平沢恒雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、小林武司議員、6番、籠田利男議員を指名します。

◎一般質問

○議長（平沢恒雄君） 日程第２、一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付の質問表に従って行います。

本定例会の一般質問は、１人４０分を限度に一問一答方式で行います。

質問者は、質問・答弁が終わるまで一般質問者席でお願いします。

念のため申し上げますが、質問・答弁は簡潔明快にお願いいたします。

◇ 上 条 浩 堂 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位１番、上条浩堂議員の質問を行います。

上条浩堂議員、質問事項「負担増す民生委員に助っ人制度導入を」について質問してください。

上条浩堂議員。

（２番 上条浩堂君 登壇）

○２番（上条浩堂君） おはようございます。議席２番、質問順位１番、上条浩堂君です。

昨年１２月に山形村議会始まって以来という休日議会を施行いたしましたところ、村民の皆さん、多数、約４０名近くの方に傍聴いただき、本当にありがたく思いました。名簿に無記入の方々を入れると、さらに多くの方がおいでになったのではないかと、そんなふうに推測しております。

本日は、昨年に引き続き、休日議会第２弾を計画いたしましたところ、大変寒さ厳しい早朝にもかかわらず、多数の方々をお迎えできまして一般質問ができること、本当に厚く御礼を申し上げます。

今日は一般質問、近年、この議会に取り入れました一問一答方式を採用し、質問回数制限なしというところで迫力ある質問ができればいいなと望んでおりますけれども、皆様のご期待に添いたいと思います。

それでは質問に入ります。本日、私の質問は「負担増す民生委員に助っ人制度導入を」ということでございます。

要旨を申し上げます。前定例会では、議員のなり手不足について質問しましたが、なり手不足は議員に限ったことではありません。消防団員不足も全国各地で起こっていますし、今回問題にしました民生委員も全国的になり手不足が言われて久しいものがあります。

各々、いろいろな原因があるとは思いますが、一番の原因は社会環境の変化がまず考えられます。地域の中でのいわゆるきずなが減少しているとか、区への未加入世帯の増加なんかも当然考えられます。

以前でしたら、地域の顔役みたいな方々が議員になったり民生委員になったりしていましたが、今はそのような存在は影を潜めてしまいました。もう一方では、現在、高齢化がどんどん進む結果、民生委員の方々の守備範囲がどんどん増えてきているのが当然の結果であります。

別の問題もありまして、高齢者の受け入れ施設不足があります。例えば年金のみで入居可能な施設は今後ますます狭き門となってきていますし、介護の現場での人手不足も深刻になってきています。その結果、独居老人世帯が増加し、高齢化に伴い、認知症の方もますます増加することでしょう。高齢者の孤立や孤独死が注目され、民生委員の負担は当然増してきます。

現在進行している高齢化率がピークとなる2025年以前に今の民生員制度が破綻せずに維持し続けていくため、今から少しずつ策を考えていくべきではないでしょうか。

以上を鑑みて、ボランティアの協力員制度を設け、民生委員の負担軽減と新たな「地域福祉の担い手」の発掘につなげていただきたいと思います。そこで以下を質問いたします。

1、山形村のここ10年前後の高齢化率の推移をお示し願いたい。

2、各民生委員の受け持ち世帯数にかなり格差があるが、これについての当局の考えを伺います。

3、民生委員の任期は1期3年ですが、改選時の人選はスムーズになされていますか。

4、村内での高齢者宅・独居老人宅見守りについて官民の協力体制は何かありますか。

5、村が負担が増す民生委員の支援策を何か考えてきた経過がありましたなら、それを伺います。

以上、お答え願います。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは上条浩堂議員の「負担増す民生委員に助っ人制度導入を」のご質問にお答えをいたします。

現在、山形村民生児童委員協議会は民生児童委員 17 名と主任児童委員 2 名の計 19 名の体制で、地域の福祉に関する村民の皆様の相談相手として、また、地域における見守りや行政とのつなぎ役として、高齢者だけでなく障がい者など支援が必要な方々に対して、様々な活動を日々行っておりまして、民生児童委員の皆様の献身的な活動に深く感謝を申し上げるところでもあります。

それでは、最初のご質問の 1 番、山形村のここ 10 年前後の高齢化率の推移についての質問であります、長野県で公表しております「長野県毎月人口異動調査」の 4 月 1 日現在の数値で申し上げますと、平成 19 年の 4 月 1 日では 21.4%、平成 24 年 23.4%、平成 29 年 28.2%と、年々増加の一途をたどっております。

次のご質問、2 番目になります、各民生児童委員の受け持ち世帯数の格差に対する考え方ですが、本年度、施設入所者などを除いて約 2,900 の世帯を 17 名の民生児童委員さんに、地区ごと、連絡班単位で区分けをして担当をしていただいております。区ごとに人口、世帯数など大きな開きがございます。また、定期的に見守りをしていただいている世帯数、約 350 世帯ございますが、これにも大きな差がございますが、国の配置基準は 1 人当たりの上限が 200 世帯程度となっておりますので、今のところ見直しは考えておりません。

次のご質問であります。3 番目、改選時の人選はスムーズに行われているかという問題ですが、平成 28 年 12 月に一斉改選が行われ、新たに 5 名の方に民生児童委員をお引き受けいただきました。選考に際しましては、村議会議長、区長会長など 7 名の選考委員の方をお願いをし、候補者の選出、依頼の際のご協力等をいただきました。候補者の選考には若干の時間を要しましたが、おおむね予定どおりに行われております。

次のご質問、4 番目ですが、高齢者宅等の見守りについての官民協力体制についてであります。村では正確に実態は把握しておりませんが、ご近所で日ごろのおつき合いの中での見守りをしていただいているケースは多いと考えております。

本年 8 月に山形郵便局長、松本南郵便局長と高齢者、障がい者などの見守りについての協定を締結しております。また、昨年度より生活支援コーディネーターを設置し、地域全体で要支援者を支えるシステムづくりについても研究しております。

次の質問、5 番目ではありますが、民生児童委員の方への支援策の検討の経過についてであります。見守りや相談活動、行事、会議、ボランティア活動への参加など、日々忙しく活動していただいておりますが、その中でも敬老会の取りまとめ方法の簡易化見直しや介護サービスを受けている方への見守りのあり方の検討など、ささいなことではありますが、見直しは行ってきました。

今後も民生児童委員の皆さんのご意見を伺いながら、無理なく活動のしやすいよう、環境整備に向けて取り組んでいく考えでございますので、先ほどの協力員制度を含め、研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2 番（上条浩堂君） ただいま伺いました中で、1 番、今までの経過は伺いましたが、今後の予測についての答弁がなかったのですけれども、例えば 5 年、10 年後の高齢化率の推移、これをお示し願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 高齢化率の推移につきましては、国、県のほうで予測をしておりますけれども、2025 年問題ということで、団塊の世代の皆さんが 75 歳を超えることで、その辺は国を挙げて対策を練っているところですが、予測ということで 2025 年の予測でございますけれども、長野県では予測としては 33.2%、国全体では 30.3%というふうになっております。村の人口ビジョンで申しますと、同じく 2025 年、平成 37 年には 29.4%の高齢化率を予測しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2 番（上条浩堂君） 一番問題となります 2025 年に、当山形村も約 30%に近い数字になってしまう。これはますます民生委員さんの負担が増えるのは当然だと、そういう結果だと思うのですけれども、それはそれでいいです。

2 番目の質問の中で、一応、国の基準で 1 人当たりの受け持ちが 200 世帯ですか、それはわかるのですけれども、山形の中でも結構受け持ち担当に開きがあるのが問題ではないかということですが、例を挙げれば、割と大きな部落でこういう問題

が顕著なのですけれども、小坂地区を例に挙げさせてもらえば、小坂地区 594 世帯、約 600 世帯を 3 名さんですから、これは基準はクリアしているのですけれども、問題は見守り対象が 71 世帯いらっしゃる。そうすると、これを 3 人で単純平均で割ると 24 世帯、かなりこれは苦しい状況ではないかと、このように推測されるのですけれども。

これはバランスが悪いのではないかと、こういう質問だったのです。というのは、割と受け持ち担当に開きがあって、10 名だから簡単とか、そういう問題ではないかかもしれませんけれども、いかにいっても 1 人で二十数名受け持つ。これは本当に可能なかどうか。

もう 1 つ、下竹田の割と上のほうの地区、これは対象世帯が 36 世帯もあるのだけれども、本当にこれを 1 人で担当可能なのですか。その辺についての考えをお聞きたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、議員のご質問の中の見守り世帯の関係でございますけれども、こちらの見守り世帯につきましては、保健福祉課のほうで把握しておりますおひとり暮らし高齢者世帯のほうを民生委員さんに回っていただいて、対象世帯として認定をしております。

ただし、すべての世帯が見守り対象となっておりますが、日ごろの見守り活動の中で必要かどうかといいますと、基本 65 歳世帯のご家庭でも特にそういう見守りが必要なく、お元気でお過ごしになっている方もいらっしゃいますので、対象の世帯というふうになっておりまして、各地区では大分差がございますけれども、実際、定期的に見守りしていただいている世帯的には、いろいろ民生委員さんにもお伺いしますと、平均的には十数件というような形になっておりますので、あくまで机上の見守り世帯の算定になっておりますので、36 戸ございますけれども、すべてを定期的に毎月見回るとか、そういうような対応はしておりません。

また、介護保険等をご利用されている方については、ケアマネジャーさんですとか、介護サービスをご利用していただいて、日ごろの見守りができておりますので、先ほど村長が答弁申し上げましたように、その辺りは見守り回数を減らすなど、負担軽減に努めているところでございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2 番（上条浩堂君） その辺の事情は少しわかってきました。それでは 3 番とまちょ

っと共通するのですけれども、民生委員制度の建前、これは各地域のためにいわゆるボランティア精神で行っている、そういうことでございますので、しかも任期が1期3年と割と長いものですから、先ほどの村長答弁は、予定どおり指名というか任命できたと、そのようにおっしゃっていますけれども、そんなに簡単なものではないと、自分はそういうふうに思っている。かなり人選には苦勞なさったのではないかと、そのように推察しておりますけれども、村長答弁はそれで受けとめております。

4番目の見守り体制についての官民の協力体制、これは南郵便局のことは聞きましたけれども、そうではなくて、日ごろ一番、各世帯に接する機会の多い民間の業者さん、これは一番多いのは郵便配達員さん。それから宅配業者さんなんかもある。もう1つ新聞配達員さんというのもある。こういう方々に日ごろの異常がないかどうか、という協力体制を申し入れておくことは、今後、大いに重要ではないかと思うのだけれども、何か検討されたことはございませんか。また、今後の予定があったらお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 見守り体制については、当然、民生児童委員さんお1人なり、世帯担当だけでは見守りできるものではございませんので、その辺の民間業者さんということで、松本南郵便局長さんと山形郵便局長さんと協定を締結しているところでございます。

先ほど答弁申し上げましたが、昨年より生活支援コーディネーターという高齢者等世帯の生活支援をするコーディネーターを社会福祉協議会に委託してやっております。その中で、今年から各村内にありますスーパーですとか金融機関、そういう方の代表者の方に会議に参加していただきまして、今の村の現状の課題等も含めまして協議をしていく中で、今後、地域の見守り活動の担い手の発掘ですとか、各企業等で今、課題になっていることがこれから村の高齢者の方の支援に有効になるというふうに考えていまして、今、その辺の研究を行っているところでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村の対応の現状はよくわかりましたので、今後とも推進していただければと思います。

それから、これは全体の問題でお聞きしたいと思うのですけれども、いわゆる民生委員、民生児童委員制度の問題点ということに触れたいと思うのです。

最近、大きな困った問題は、個人情報保護法が施行されて以来、民生委員さんの活動に大きな影響を与えているのが現状ではないかと、そのように思うのです。

例えば、お年寄りの安否確認なども満足に行えないなど、職務への弊害が当然発生してきています。職務の性質上、個人や世帯の情報が必要な場合、前述の個人情報保護法が施行されているために、行政だって民生委員さんへの個人情報提供に慎重になり過ぎたり、そういう情報提供というのが満足に行えていないのではないかと、そういうふうに自分は懸念するのだけでも、村の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 民生児童委員さんにおかれましては、厚生労働大臣より委嘱をされて、民生児童委員としてお務めをいただいております。また、合わせまして村の非常勤職員ということで、その辺は個人情報等については必要な部分ではできるだけご提供できるように調整をしております。その辺でまた支障があるようなことがございましたら、また協議の上、改善をするように努めたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 違う角度からお聞きしますけれども、民生委員さんの本来の業務というのは、冒頭で村長の答弁の中にも触れられていたのですけれども、援助を必要としている方々、その方々の有する能力に応じて自立できる日常生活を営むことができるように相談に応じたり、助言や援助を行う。これが大きな目的だと思うし、実際、そうだと思うのですよ。

老人福祉法による行政等の事務執行に協力するとか、生活保護法による行政の事務執行に協力するとか、また、身体障害者福祉法によることも同じですよ。知的障害者福祉法についても同様。ほかにもあるのですけれども、最近は大変困った問題、困った事態も生じてきていて、例えば買い物に付き添ってもらいたいとか、病院へ付き添っていただきたいとか、雪が降ってしまったので手伝ってくれとか、本来の業務以外での依頼が大変多いと聞いております。

この問題は、1つには民生委員さんの受け持ち地区が自分の居住地域と同一であると、ここにあるのではないかと思うのですよ。つまり、こういう村の中、みんな顔見知りではないですか。断りにくい。そのため、これは業務以外ではないかと思っても、どうしても応じてしまうのではないかと。

このような事態を見据えて、この近隣でも同一居住地域を受け持たせない、そういう地方自治体もあるのですけれども、これについて何か考えていらっしゃるこ

りましたら、お願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今、議員のご質問で、同一居住地以外での担当というのは、ちょっと私、聞いたことがなくて、勉強不足で申しわけありません。いろいろ、本来の民生委員さんの見守り活動ですとか、相談業務以外で、そういう買い物ですとか病院、あと除雪等のご協力のご相談もあるかと思いますが、基本的にはそういうご相談については民生委員さん、ご相談いただいたときは、村の地域包括支援センターなり保健福祉課のほうにご相談をいただいて、今、社協でも除雪や買い物等を有償ボランティアの「たのみましょ」という制度もごございますので、できるだけそちらのほうをご利用いただくように、事故等があっても後々、補償等の問題もごございますので、できるだけそういう部分では村のほうにすぐご連絡をいただいて、村の包括なりでお困りごとをお伺いした上で適正な支援ができるような体制をとるようにしておりますので、そのような対応を今、しております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 「たのみましょ」という制度があるのはもちろん知っているのですが、要は、要支援者の方々がそれを理解されていないのが一番大きな問題ではないかと、こういうことだと思うのですよ。今後、やはり担当課によるそういうアピールをもう少し進めてもらいたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） ご指摘いただいたとおり、まだまだPR不足等は否めませんので、今後、できるだけそういう部分を周知はしていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） よろしくお願ひしたいと思います。

ちょっと違うことを言いますけれども、民生委員制度、これはいわゆるボランティア精神といいますか、無報酬が原則と言われています。別途、村からは活動費みたいなものは支給されていますが、全国的に見ると、平均7万円前後が支給されていると聞いています。7万円というのは年額ですよ。年額7万円前後が支給されている。

これについて、山形村の実態を伺いたいのですが、例えば非常に熱心な民生委員さんが電話とか自分の車を使ったり、そういう交通手段を駆使して活動を行い、研修等にも積極的に参加したとしますよ。すると、年間で10万円を超してしまうのでは

ないかと、このように思うのですけれども。要するに、基本的にはもう赤字状態。

そこで伺いますが、山形村の実態をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 民生児童委員さんの活動につきましては、年間活動交付金ということで、3万9,340円ほど交付をさせていただいております。民生児童委員さんはボランティアということで無報酬が原則になっておりますけれども、そのほかに、山形村は民生委員さんを福祉委員ということで委嘱をさせていただいております。そちらの福祉委員の立場として、毎月1万4,200円ほどの報酬をお支払いしております。ですので、年間17万400円ほど、こちらはあくまで福祉委員としての報酬としてやっております。

福祉委員の業務というのは、大体、民生委員さんと同じように、見守り活動等をしていただくとか、そういう形ですので、あくまで民生児童委員としてはボランティアで無報酬が原則でございますが、他の市町村でも福祉委員ということで、合わせて民生児童委員さんを委嘱させていただいて、そちらのほうでそういう費用についての補填という意味もありますが、報酬をお支払いしている状況です。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村の実態がよくわかりました。ありがとうございました。

今回の題目の「助っ人制度」と書いたのですけれども、協力員と申しますか、言い方はどうでもいいのですけれども、これを例えば民生委員さん1人に1名から2名の協力員さん、これをどういう形でやったらいいのかちょっとわからないのだけれども、例えば村からの任命だっていいよね。委嘱だっていい。そういうときに問題になるのが、やはり報酬のことも問題になるのだけれども、一応、ボランティア精神でということが大原則なものですから、自分の考えているのは一応無報酬のボランティアさんで、協力員制度をつくっていただけないかと、こういうことなのですけれども、村の財源不足も今後の大きな村の課題でもありますので。それでも、これ、やっていかないと、やはり社会福祉費がどんどん、毎年毎年増幅してしまっているこの現状をどこかでもってとめないと、村の財政も破綻してしまう。

そこで、今回のこういう提案というのは、予算措置にあまり大きな影響を与えない。村の担当課も含めた努力で達成が可能ではあると思うのですよ。そこで、これ、ぜひ推進していただきたいと思って、今回、こういう質問をしたのですけれども、当該の担当課が大変なのは当然なのだけれども、ぜひ頑張って、粘り強く、こういう制度

を継続してやっていけるように立ち上げてもらいたいと思うのですけれども、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 都市部等ではやはり担当世帯数が多いということで、協力員ということで、いろいろ方法はあるのですけれども、民生児童委員さんの協力員という立場と、先ほど申し上げました福祉委員の協力員というような立場で、協力員制度を設けて、民生児童委員さんの負担軽減の取り組みをしていただいている自治体もあると聞いております。県内では4市ほどがそういう取り組みをしているということでございますけれども、特にいろいろ経済的な問題とか深刻なケースのご相談が多くなっておりますので、その辺は協力員さんにも個人情報的な部分の取り扱いですとか、その辺を精査した上で、近隣の市町村の状況等も見ながら、できるだけ負担軽減になりますように、協力員も含めてその他の手法についても今後研究したいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 自分の調べた資料によると、この協力員制度をやっているところがもう既にございまして、兵庫県なんかが大分進んでいるようでございます。伊丹市を中心に、協力員制度、また千葉市でもこういう制度を取り入れているとお聞きしていますので、こういう前例を見習って、山形にぜひ、近隣でやっていないなんてことを言わずに、山形独自の制度を確立していただきたい。このように思うわけです。

例えば協力員さんが1名指名できたとするではないですか。そうすると、当然、その方の人間関係というか人脈というか、そういう輪の連鎖が拡大すると思うのですよ。そうすれば、今、村で一番問題になっている区への未加入問題、こういう問題とも関連するので、ぜひとも共助の精神というのですかね、こういうものをもっと村が打ち立てて、この協力員制度を進めていただきたいと思うのですけれども、村長見解をお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 議員のお考え、提案を伺っておりましたけれども、先ほどの個人情報の関係で日ごろ思っていることなのですからけれども、要するに個人情報を保護するという個人主義的な考えというのは、やはり西洋的な考え方だと思うのですけれども、それと、やはり日本の農村文化といいますか農村社会の今までの助け合いの精神だとか、そういったものとのバランスというのですか、そういったこともあるかなと

感じておりますし、山形村がやはり都市化が進んできているというところの中で起きてくるそういった問題もはらんでいるかなといったことを感じております。

これからの福祉の考え方でありませけれども、一般的にスローガンとして言われていますのは、少し高齢の方がもう少し高齢の方の面倒を見るような、まさしく共助の精神といったことが発揮されて、また地域のためであったり、福祉のために、自分が何かができるということが生きがいになるような、そういった地域社会ができていけば一番理想かなというふうに考えております。

そういったこともありますので、山形村の地理的条件だとか世帯構成など、そういったことを考えながら、まさしく山形モデルのようなものができればいいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 上条浩堂議員。

○2番（上条浩堂君） 村長の考え、よくわかりました。村長が今、熱心に進めていらっしゃる、区や連絡班の再構築ですか、いわゆるコミュニティ問題。これにも大いに関連する問題だと思いますので、この協力員制度、どういう形でもいいので、押し進めていただければと思います。

質問は以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、上条浩堂議員の質問は終了しました。

◇ 大 月 民 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位2番、大月民夫議員の質問を行います。

大月民夫議員、質問事項1「『有線告知放送』による周知度の現況と展望」について質問してください。

大月民夫議員。

（8番 大月民夫君 登壇）

○8番（大月民夫君） 議席ナンバー8番、大月民夫です。開かれた議会を目指す一環としての休日議会は、昨年を引き続きまして2回目の開催となりました。万障お繰り合わせの上、傍聴にお出かけいただきました皆様方、並びに議会からの開催要請に快く受諾を賜りました行政執行機関の各位に、心より感謝の意を申し上げさせていただきます。

それでは、「『有線告知放送』による周知度の現況と展望」につきまして、質問を申し上げます。

災害発生時の情報伝達手段として、防災行政無線と合わせて運用を継続することとした有線テレビ網を使った告知放送は、機器の老朽化が課題となっておりましたが、昨年度、巨費を投じまして、更新工事が完了いたしました。

しかしながら、有線テレビ網の活用は任意であることからか、周知エリアが年々縮小されている不安感を払拭することができません。「有線告知放送」による情報発信の周知度につきまして、現況をお聞かせ願ひ、今後に向けた展望を議論させていただきます。

最初に、告知放送受信機の設置世帯数は、総世帯数の何割ぐらいを占めておられるのか、比率をお聞かせください。

転入世帯の皆さんには、行政サービス案内としての有線テレビ網による告知放送システムの説明はどのように行われておられるのか、お伺いをいたします。

続きまして、テレビ松本さんへの告知放送受信機のための設置依頼の工事発注は、受諾が可能か否かをお聞かせ願ひます。もし受諾可能でありましたら、工事費用の概算見積もりをお聞かせ願ひたいと思います。

次に、緊急時の告知手段関連で、2点伺います。

まず、本年よりシステム構築をいたしました「山形村防災メール」の現時点での登録者数をお聞きたいします。

もう1点は、新聞報道では目にいたしましたが、FM松本さんとの「災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定」についてであります。協定の中身についての説明をお願いしたいと思います。

質問の最後です。行政からの情報発信として、緊急時はもとより、平常時も含めてではありますが、「有線告知放送」の位置づけを今後どのように導く方針なのか、村長のお考えをお伺いいたします。

以上、通告に基づく質問とさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願ひます。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大月民夫議員の「『有線告知放送』による周知度の現況と展望」についてのご質問でございますが、答弁申し上げます。

最初のご質問でありました告知放送機の設置世帯数の比率についてであります、平成29年3月末の設置世帯の比率ですが、平成16年にテレビ松本に伝送路等移行した後の年度については不明な年度もありますので、加入見込み戸数ということになりますが、約2,000戸で加入しておりまして、大体68%程度というふうに推測をしております。

次のご質問であります、転入世帯向けに、有線テレビ網による告知放送システムの説明についてということでもあります。役場に転入手続に来庁されましたときに、総務課で村の有線テレビについての説明をしております。告知放送については、テレビ松本に移行した年度以降、詳細の説明は行ってはおりません。

次のご質問で、3番目であります、テレビ松本さんで告知放送受信機のための設置依頼の受託ができるかどうかということでもあります。告知放送機のための設置ということでもありますけれども、現時点ではテレビ松本に同時に加入することが条件となっています。単独で設置するということになりますと、告知放送以外の電波、信号が入ってまいりますので、そういった映像や音声をとめる機械が必要となってまいります。今の段階では設置が難しいという状況でありますし、特に幾らということも試算をしております。

次のご質問の「山形村防災メール」の現時点での登録者数についてであります、今年11月末現在で576人の方が登録をしております。

次に、5番目のご質問のFM松本さんとの「災害時におけるラジオ放送の要請に関する協定」の内容説明ということでもあります、協定につきましては、非常災害時において、村が臨時災害放送局を設置した場合に、開設するまでに要する時間が非常にかかるということもありますので、既存のコミュニティ放送局のFM松本さんを臨時災害放送局として、避難生活を支援するなどの情報をFM放送で放送するといった内容であります。

次のご質問、6番目ですが、行政からの情報発信として、「有線告知放送」の位置づけを今後どのように導く方針かということでもあります。先月、山形村農村情報センター運営委員会を開催しましたが、告知放送の現状と今後についての検討もいただきました。その中で、村民の皆様によろしく村の情報を提供していくか、それから加入率や推進方法、お知らせの内容など、様々な課題が多く挙げられております。また、端末機の老朽化に伴います更新を含めて、今後どうするか、時間をかけて検討していくことが必要だという意見をいただいております。今後の村の広報のあり方を、防災

無線もありますし、有線放送、それから防災メールなど、それぞれの役割や情報伝達の将来を見越した研究などをする必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） ただいまの答弁、総括いたしますと、将来展望というのはまだまだ模索中というか、はっきりとしたのはまだ決めかねているというような状況かなと思いました。

それでは、再質問に入ります前に、今日、この問題を取り上げたということなのですけれども、要は認識、これまでの経緯に関する現状認識という形で、ちょっと私、申し上げさせていただきます。もし私の認識で、行政執行機関でこれは違うというのがあったら、後ほどご指摘をいただきたいと思います。私なりの現状の認識でございます。

昨年実施いたしました防災行政無線導入事業というのは、屋外拡声装備の設置と同時に、全世帯を対象とした戸別受信機の配備を想定された内容であったことは、実施計画でも当初予算でも明らかでした。従いまして、その計画推進の準備時点からは、緊急時における有線ケーブルによる告知システムの将来展望というのは一旦は視界から消えた、と私は解釈しております。

しかしながら、予定されておりました戸別受信機につきましては、事前に私ども議会も県外へ何カ所か出向いて視察してまいりました。役場の担当職員さんも同行いただきました。そんな中で、まさに一刻も早い導入を期待される、そんな内容のシステムを見てまいりました。

ただ、しかしながら、当村の山間地ではないという、そういう立地条件から、電波出力を最低限に抑えないと電波法のコンプライアンスに抵触してしまうという、思わぬ落とし穴にぶつかってしまったということなのです、現実には。結果的に、想定とはまったく異質な、役場周辺以外は各世帯ごとに、かなり大きなアンテナを設置しないと受信できない。そんな実態が明らかになりました。そんな折、村民意見も交えながらですが、行政と議会で熟議の結果、戸別受信機の配備を断念し、屋外拡声機のための設置事業に切りかえるに至っております。

以上、経緯からなのですが、一度視界から消え去った「有線告知放送」による周知を今後どんな位置づけで、どんな方向に進めていくか、まさに指針を見定めなくてはいけない事態を迎えています。これは今後のいろいろな村の予算措置、予算投入の関

係から、早目に指針というのは見つけなければいけない。そんな段階に、今、達している。今、その時期なのだという現状認識です。この認識について、もしご異論ありましたら、まずお聞かせください。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 大月議員のご指摘といいますか、見識、私も行政のほうとしても大体そういった経過というふうに認識をしております。

やはり、最初の計画がつかずいたといいますか、どうだったかということになりますと、やはり山形村、「村」という名前がついているのですけれども、都市型の地域だというふうに変ってきているというのが、要するに一般的にいう防災無線で防災の情報を知らせるという、そういったイメージとはちょっと違っていたというのが現状だと思います。

それで、有線放送という、ケーブルを使って情報を伝達するということなのですから、やはり防災ということになりますと、仮に大地震が起きて電線が切断されるということになった場合に、有線というものの持っている弱点が当然あるわけでありますので、やはりこれからというふうに考えてみますと、今はやはり衛星の時代でありますし、スマホを使うという時代にだんだんなっていくだろうということが予想されるわけです。

長野県下でも、有線放送を、線を使つての防災のお知らせであったり、情報伝達というのは、ぼつぼつそういった時代から次の時代へ移ろうとしているかなと、時代的にはそんな認識だというふうに考えております。

では、山形村がこれからどうするかということになりますと、両方同時に持ってしまったという言い方もおかしいのですが、無線でのお知らせもあり、有線を使つてのお知らせもあり、そういうことですので、やはり非常にわかりにくくなっていますし、このままの状態経過措置みたいな感じのものはある程度、何年後かにはどうするかということを考えなければいけないときだと思いますし、行政のほうでも重要課題というふうに、これが挙がってきている課題だというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 村長の現状でのお考え、よくわかりました。ただ、やはり現実問題として、現状の設置した台数、要するに有線による周知率というのが68%。この数字は平成元年、現在の有線テレビYCSの開局、その当時の状態を調べてみたの

ですが、まさに農水省から手厚い補助金を受けて開局したということで、たしか、あの当時に約5億円という相当勇気の要る事業を平成元年に展開したわけですが、そのときの有線テレビ網の加入率は九十数パーセント、94、5と言っています。ほぼ全戸。それを思い起こすと、現在の68%、約30年の時代の流れというのを感じてしまいます。

ただ、現実の問題に話をしていきますけれども、J-アラートをはじめ、緊急告知というのは屋外拡声スピーカーで屋外にいる住民の皆さんには周知はある程度は可能になりました。ただ、近年の住宅構造からして、屋内にいますと、正確な周知というのは本当に非常に難しいというのが現実だと思います。

例えば、具体例でお話させてもらいます。住宅地にクマの出没情報がもし入ったと仮定いたします。直ちに緊急避難や外出禁止の告知放送を行うとしても、先ほど言ったとおり、周知度から見て即座に現地へ拡声機をついた車を走らせて外出禁止の拡声周知をして回らなければいけないという、まさに行政にその責務が課されているのが現実ではないかと思います。

また、そのスピーディーさというのかなり問われるということになると思うのですが、現実問題として、そういった場合の対応という形で、現状、今、どんなお考えか、簡単にお答えいただければ。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 「有線告知放送」システムの関係でありますけれども、当初は一般的な放送部分、それと緊急時の放送も流していたということでもあります。防災行政無線につきましては、緊急時のみというようなことから設置をしたわけがありますけれども、当然、戸別受信機の設置を取りやめたという経過の中で、今ある有線放送も、告知放送機、室内のみを鳴らすというようなことでシステム改修をしてきたというのが、先ほど大月議員が言われたとおりの経過でございます。

村として今後どのように考えていくかということでございますけれども、あくまでも一般放送と緊急放送というものを分けていくという考えの中で、防災行政無線の放送内容というものをしっかり確立をしていかなければいけないという部分。今言われたように、外部にいる方は聞こえてくるけれども、部屋の中にいる方は聞こえないという部分。それにつきましては、今、スマホとか携帯電話というのがございますので、そちらのほうにだんだん移行していくという形になっていくのかなとは捉えております。

ですので、一番の問題の戸別受信機を取りやめたということから、今度はもう携帯電話なりスマホというような、そういう情報手段に取りかえていく方向に進んでいくのかなというように捉えています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 今の総務課長のご答弁で、一定の方向性というのは少しおぼろげに見えてきた気がします。ただ、それがいいのかどうかというのはまたいろいろな村民の皆さんのご意見を聞きながらと思うのですけれども、私はテレビ松本さんの処置というか、その辺に関して少し話をしたいのですけれども、今、山形に来て、テレビ松本さんのテレビサービス、インターネットサービス、今、電話サービスもやられていますよね。ああいった加入を希望される方は結構いまして、加入手続きをするのですけれども、果たしてそのときにテレビ松本さんが戸別受信機も入りますよという、そんな案内はしているのかどうか、私、非常に不安、わからないのですけれども。その辺はちゃんと村として、こういう戸別受信機のサービスをやっているというアピールをしていただくようなお願いはしているかどうか、その辺の確認をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） テレビ松本に伝送路等を移行したのが16年以降というような形でございます。そうした中で、村長説明にもありましたけれども、テレビ松本に加入ということが前提になって初めて、村の告知放送機というようなことになっておりますので、逆に言えば、告知放送機の説明をすることによってテレビ松本さんに加入をしてもらわなければいけないというようなことにもつながってきてしまいますので、細かな本当の詳細説明というのは、こういう形で村の放送が聞こえますよという程度のことでしか説明はしていないというふうに聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 私の質問の仕方があまりよくなくて申しわけなかったのですが、要は村の説明ではないのです。山形に見えられた方がテレビ松本さんでそのサービスを受けようと申請をするときに、この告知放送サービスがありますよというのをテレビ松本さんからその方に果たして発信していただいているかどうかの質問です。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） その点については、移行当時はそういったことがスムーズにやられていたようではありますが、私の聞いている範囲では、最近村のほうとしてもそ

んなに、そんなにという言い方もおかしいのですけれども、ここだけで、総務課へ来たときだけそういった情報をお知らせして、後はテレビ松本さんのほうへ積極的に働きかけているとかそういったことは行われていないというふうに聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○８番（大月民夫君） 現状、よくわかりました。そもそも戸別受信機というのは、村からの貸与品でありますよね。その確認をお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 言われるように、無償貸与であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○８番（大月民夫君） まさに村民の買取ではなくて貸与品ですので、厳密に言いますと、例えば村から転出される場合は、これはちゃんと村に返却をしなければいけない、そういうものだと思いますが、その解釈で間違いないでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 大月議員の言われるとおりであります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○８番（大月民夫君） 私、非常に難しいかもしれないのですけれども、やはり今、村民の中に戸別受信機、できれば欲しいなという、そういうニーズはまだまだ残っているような気がするのですよね。将来展望はともかくなののですけれども、どこかのタイミングで一度ニーズの把握だけは、私はしたほうがいいかと思います。

まさに私の近くでも、テレビ松本のサービスを最近になって受けたのだけれども、こんな告知放送があるなんて全く知らなかったと言われる方ももちろんおりますし、現況はやはりそうなのだろうと思うのですけれども、やはりそのニーズ把握はどこかのタイミングでぜひやって、もし相当数ありましたら、１個まあまあのお値段がすると思うのですけれども、相当数あれば１年、できなければ２年ぐらいかけて、そうは言ってもそのニーズに応えるというサービスはしていかなければいけないかなと思っています。これは後ほど答弁いただきたいと思っています。

次に、防災メールの件でちょっとお話をさせていただきたいと思っています。

防災メールというのは緊急時の対応にはまさに欠かせない情報源でありますし、仮に本人が遠方に出向いていたとしても、山形村でどんな情報がいつ発信されたか、わかるシステムということで、要は登録者数をもっと増やす定期的な呼びかけをお願いしたいと思っています。

一応、提言ですけれども、まず転入世帯の皆さんには防災メール案内資料を説明しながら、必ず手渡すことを今後必須事項にしていきたい。

それから、次期発行予定、多分、来年だと思ったのですが、生活ガイドブックですか、これにはできるだけスペースをとっていただいて案内の掲載をしていただきたい。

やはりこれは積み重ねが大事なものですから、年1回行われる防災訓練のときには、この防災メールの周知を必ず毎年毎年繰り返し行っていきたい。

以上、とりあえず希望したいのですが、ご所見をお伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 最初のほうの告知放送機の件でありますけれども、ちょっと言いわけになってしまうわけではありますが、今の有線のケーブルを使った屋内の告知放送機は、昨年、一昨年ですか、その時点では廃止にすることということで一応決まった事項でありましたので、その告知放送機というのはやがてなくなるという、そういう流れができてしまったわけであります。そういうことがあったものですから、また今年度ですか、昨年ですか、また要するに復活して使うというふうになったわけですが、そういったところの不手際といいますか、整合性がとれていない部分がやはりあるかなと感じております。大事な問題だと思いますので、考えていきたいと思えます。

それから、先ほどの防災メールの話ですが、これもこれからメールを使つての災害の伝達方法というのがだんだんウエートを占めてくるというのが当然想像されることでもありますので、こういったところは十分PRをしていただいて、勧誘していかねればいけないという提案をいただきましたが、全くそのとおりだと思いますので、参考にさせてもらいたいと思えます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） よろしくお願ひいたします。

あともう1点、お話をいただきましたFM松本さんとの協定ですね。やはりこれも、いざ何か災害があったとき、本当にかなり大きな力を発揮するのではないかと考えております。

携帯電話にしてもスマホにしてもそうなのですが、やはり広域的な災害になると、どれだけ機能するかというのが非常に不安なものですから、情報伝達機能という形でFM松本さんの利用という形はぜひ日ごろから準備をしていただきたいと思えます。

できるだけいろいろなシミュレーションをしながらという、地道な想定訓練というのですか、それを希望しておきます。これは希望にとどめます。

以上、戸別受信機の件、いろいろお話してきたのですが、やはりこれからの将来展望で、今のある屋外の防災行政無線を主力にして、あとそれ以外の告知をどういうふうにするのか、その辺はやはり見定め時期だと思います。私は本来、戸別受信機、今入れたいという希望の皆さんにはぜひそれをかなえたほうがいいのかなという思いでおりますけれども、もしそれが手間取るようでしたら、どういう方向に持っていくかということとはできるだけ早目に村民の皆様に周知する必要があるかと思いますが、その辺、今後の展望について、いま一度、村長のお考えをお伺いして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 正しくご指摘のとおりだと思っております。十分参考にさせていただいて、それぞれ委員会の皆さんにもご意見を伺っているところもありますので、またそういった委員会の意見などを聞きながら進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 質問事項１はよろしいですね。

大月民夫議員、次に質問事項２「『新たな自治活動』創出への財政支援を」について質問してください。

大月民夫議員。

○８番（大月民夫君） それでは、「新たな自治活動」創出への財政支援をお願いしたい旨の質問に入らせていただきます。

自治組織離れ世帯の拡大、いわゆる脱会してしまう皆さん、また、最初から加入を拒まれる組織敬遠傾向は、直近１０年間で見る限り、当村の増加率は近隣市に比べても極めて深刻な上昇で、放置すれば組織劣化のスピード化が大変危惧されております。

参考までに、通告書には明記しませんでした、数値的な実情を補足させていただきます。過日、松本市町会の特集記事が新聞報道されておりましたが、それによりますと、松本市の町会加入率は１０年前が８４．１９％であったようですが、現在の最新データでは７８．８６％で、１％、１ポイントという表現をいたしますと、５ポイント強、１０年間で低下という報道がされておりました。

一方、私ども山形村の状況が気になるところですが、本年１０月末、総務課においてまとめていただきました調査資料を拝見いたしました。１０年前の区加入率は８６％、

ですから、松本市より2ポイントほど、まさに若干ですが、当村のほうが高かったことになります。それが現在では、加入率が73%と推計されておりました。低下率で言いますと、ここ10年間で13ポイント減となっております。まさに今や、24万人の大所帯、松本市より自治体加入率は5ポイントも劣ってしまい、なおかつ、この10年間で未加入者の増加率は松本市の2.5倍という勢い。そんな不名誉な状況をまさに深刻な状況と表現させていただきました。

容易に事態修復は困難ではあると思いますが、策の一案として、自治組織構成員のみが得られる特典の創出に英知を結集して、なおかつ、徐々にその範囲を拡充して、将来展望としては「自治組織に入っていないと不利益」という民意が拡散するようになれば、修復の可能性が期待できるのではないかと思います。

以上の趣旨に基づいた議論を行いますので、よろしくお願いいたします。

最初に、村で行う各種行政サービスは当然ながらすべての村民が分け隔てなく受ける権利を有しますが、各区が自治活動によるサービス、それに関しては構成員のみが受けられる権利を有する。今回提言した新たな上記基本姿勢への所見をまずお聞かせいただきたいと思います。

次に、あくまでも個人的な見解ですが、「常会」という組織名が「連絡班」と呼ばれるようになったところから均一化が優先されてしまいまして、自治意識の希薄化が始まった気がしてなりません。自治活性化の思いを込めて、各区ごとに独自の「新たな自治活動」を生み出すため、各区への全権委任策を施行実施してみingことを提言したいと思います。

例えば「出産 祝意お届け事業」これは子どもさんの誕生に対して区全体でお祝いをするという事業でございますが、松本市では何カ所かやっております。あるところではお祝い金を届けるという対応をしているところもあるそうです。お金はもらってしまえばそれで終わってしまいますので、個人的な考えでは、例えば誕生の記念樹、もしくはちょっと立派な積み木、そんなものを希望に沿って贈呈するという内容も一案になろうかと思います。

また「長寿お祝い訪問事業」といたしまして、長年ご苦労いただきましたご長寿の皆さんの節目節目に、区を挙げて記念品をお届けする。そんなことで訪問する事業も意義深いかもしれません。

その他「環境整備 自ら地域で実践事業」整備事業はすべてを村や県頼みにせず、可能な事業は材料だけ提供願って自ら実践する推進方法も自治意識高揚を生み出す可

能性はあるそうです。

等々、細かい制約は設けず、各区の自由意思を尊重すれば、特徴的な新規事業が創出される期待感が高まります。新事業に対する財政支援の可能性も含めた総合的な所見をお伺いしたいと思います。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問であります「『新たな自治活動』創出への財政支援を」の質問にお答えいたします。

ご質問の「村が行う各種行政サービスは」などと、2番目の「新事業への財政支援の可能性も含めた総合的な所見」ということでありますが、一括してお答えしたいと思います。

区・連絡班の課題についてであります。現在、地域コミュニティに関する検討委員会で検討をお願いしているところであります。私の所見で申し上げますと、区・連絡班、常会といったものの役割や運営方法などは、今までの山形村でしたら、地縁であったり血縁をもとにした農村部に適した地域コミュニティであったというふうに思いますが、やはり都市化が進む中で、少しずつ村の現状には合わなくなっている部分が出てきているというふうに考えております。

山形村の特色は、農家と非農家が混在しておりますし、農村であるという反面、また松本・塩尻のベッドタウンでもあるわけであり。大月議員の言われるように、「新たな自治活動」を創出するための区への全権委任も必要ではというご提案ですが、1つの試みだとは思いますが。

ただ、村民の皆さんへの平等感であったり、任意の自治組織に対する村との関係など、幾つかの課題もあるかなと思っております。大月議員のイメージするのは、多分、合併した町村の中で、その一部が地域の協議会みたいなものがあって、そこでいろいろ予算もある程度使っている例があるわけですが、そういったものをモデルに何かできないかというような提言かなというふうに感じて聞かせていただきました。

いずれにしても、今問われているのは、地域力であったり、村民力が十分生かせる地域づくりであり、村づくりが大切だということに考えております。なかなか具体的な方策というのは簡単には見出せないという、極めて難しい問題でありますし、

また重要な課題だというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） すみません。残り時間が少なくなったものですから、いろいろ聞きたいことはあったのですが、割愛して少しだけ申し上げます。

今、村長もおっしゃられていましたとおり、現在、村のコミュニティに関する検討委員会が立ち上がりまして、様々な角度からの課題に対し、対処の方向性を見出す作業を精力的に進めていただいております。地域コミュニティの将来展望につきましては、検討委員会の皆さんが示される答申結果を期待しながら待ちたいと思います。

今日はそういうことで、自治に関する件を集中して審議したかったのですが、1つだけ。今、村から区に対する交付金というのは4種類ほどあるのですよね。私のほうから申し上げますが、地区公園管理交付金、これは地区にある公園を管理していただく。それから、健康づくり推進協議会の交付金、地区環境整備委員会交付金、この辺はよくわかります。1点だけ、地域づくり推進活動事業交付金というのがあるのですが、この趣旨というか目的、どんな事業かだけ教えていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 申しわけないです。今の的確な答えというのはわからないわけですが、多分、昔、地域づくりの協議会が始まって、それぞれの地域からいろいろな施策を吸い上げてくるときの交付金であったというふうに思いますが、ちょっと記憶がはっきりしませんので、申しわけありませんけれども、多分、そんなことだったと思います。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員。

○8番（大月民夫君） 私がもし間違っていたらいけないのですが、多分、これは各地区で、花畑をつくったりとか、ボランティアとか、ああいう皆さんへの事業資金かなと思っております。

私、先ほど、縷々いろいろ申し上げたのですが、それを発展させて、いろいろな事業、地区で考える事業は地域支え合い事業交付金という名前にしていただいて、これは記録だけ残しておいてもらえばいいです。地域支え合い事業交付金ということで、その枠を拡大していろいろな事業を生み出されることを期待したいと思います。

最後です。あと1分ですから、どうしても聞きたかったことだけ言います。

村長がよく口にされるお言葉で「時には村民の皆さんに汗をかいていただくことも

あるかもしれません。そのときにはご協力をよろしく」というのがございました。村民の中には、もしかしたら心待ちにしておられる方もいれば、逆に不安に思っている方もおられるかもしれないです。この機会に、最後にそのメッセージをお聞かせいただいて終わりにします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私が日ごろ、一番お願い申し上げたいのはまさにそのことでありまして、汗をかいていただくことが地域で生きていくことの生きがいに通じたり、それがまた地域を支えると、そういった満足感であったり生きがいにつながるものが、この村で生きている生きがい、住みがいというようなことに通じればというふうに考えております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 大月民夫議員、よろしいでしょうか。

○8番（大月民夫君） はい、ありがとうございました。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、大月民夫議員の質問は終了しました。

ここで休憩いたします。

休憩。

（午前10時16分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 西 牧 一 敏 君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位3番、西牧一敏議員の質問を行います。

西牧一敏議員、質問事項1「里山整備と環境美化条例」について質問してください。

西牧一敏議員。

（9番 西牧一敏 登壇）

○9番（西牧一敏君） 議席ナンバー9番、西牧でございます。本日は3つの件について質問いたします。まず第1は、今、議長の言われたとおり「里山整備と環境美化条例」ということで質問いたします。

山形村は、そばと道祖神の村として、近年観光客も増えてきていると聞いています。しかしながら、西山山麓を見るにつけ、荒廃農地や里山荒廃の原因からクマ、イノシシ、サル等が民家や農地にあらわれて、農産物や人に被害を及ぼしているのが現状でございます。

そこで、今後、里山整備や安心安全な環境保全を通して豊かな住みよい美しい村づくりを進めていくための環境美化条例について、村長の考えを伺います。

4つほどありますが、まず第1、西山山麓の荒廃農地の現状はいかがであるか。

2番目として、里山の村有林はどのくらいあるのか、また場所はどこにあるのか。

林野庁は森林バンクの創設を、2019年度スタートを目標に整備を進めています。山形村ではどのように活用していくのか、具体案があれば聞きたい。

4番目、環境の整った美しい村と、社会整備が充実した村が、安心安全住みやすさが実感できる山形村ではないかと考えられます。それについては、官民一体の協働参加の村づくりに、環境美化条例がふさわしいと考えるが、村長の考えをお聞かせ願いたい。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 西牧一敏議員の「里山整備と環境美化条例」のご質問にお答えいたします。

まず、1番目のご質問の「西山山麓の荒廃農地の現状はいかに」についてですが、平成29年9月、今年の9月でありますけれども、農業委員会で実施した農地パトロール集計によりますと、いわゆる西山沿いと唐沢地区の池の戸周辺を含めた荒廃農地は40筆で、約3万8,500㎡になっております。

次に、ご質問の2番目であります、里山の村有林はどのくらいあるか、場所はどこかということであります。西山沿いに接する村有林は、小坂の諏訪神社の北側から鷹の窪公園にかけてと、なろう原公園の南側、ようちょうの池と呼ばれる周辺と、四ッ谷地区で学校山と呼ばれている3カ所であります。面積は合わせて52haになります。

次に、質問の3番目の森林バンクの活用についてですが、まだ今のところ、新聞報道程度の情報しかありませんが、国では放置されている人工林を公的

に管理する「森林バンク」制度の創設に向けて準備を進めているようであります。内容的には高齢や後継者不在などを理由に放置された森林を市町村が一旦引き取り、意欲のある森林経営者に貸し出すといった内容だと承知をしております。活用の具体案については、制度全体がまだ見えていないところも多く、活用するための情報収集をし、制度がこの村の森林において有効なものかどうかも含め、これから検討したいと考えているところであります。

4 番目であります、「官民一体の村づくりに環境美化条例を」という質問であります。新しい条例の制定につきましては、今できる方法で対処しても効果がないことなどから、条例や規則の制定の必要性が生じることが多いと思われます。環境美化条例では特に何のための条例を制定するかと、その目指すところである「目的」が重要だというふうに考えております。

既に条例を制定している近隣の市や町では、住民の声として、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て、また、山中への不法投棄が多く、その対策のために制定に至ったというようなことを聞いております。また、ごみ袋の有料化によるポイ捨てが懸念された自治体では、2 年間にわたり住民の皆さんと意見交換をし、ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり条例が制定されたところもあると聞いております。

村の現状では、アメリカシロヒトリ等の蛾の幼虫の発生する季節に多くの住民の方から幼虫の発生している木の持ち主に対しての苦情が多く寄せられ、また、春から秋にかけては、河川敷等への産業廃棄物等の不法投棄についての通報が寄せられております。

蛾の幼虫につきましては、木の持ち主に対応を依頼し、また、産業廃棄物につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の定めがありますので、これに基づき、県の担当部署と連携をしながら対応をしているところであります。

このようなことから環境美化条例の制定につきましては、村の喫緊の課題と住民のニーズとの把握に努め、村民の中で条例制定への盛り上がりなどを考えながら進めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9 番（西牧一敏君） では、伺いますが、西山山麓の荒廃地、現状は約 3 万 8, 0 0 0 m²だということですが、これは確実にこのところは荒廃地、農廃地なのかということの確認をしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今申し上げました約40筆の3万8,500㎡が確実な荒廃地かどうかというご質問ですが、農地パトロールの委員の皆さんにご協力いただいて実施した結果、1筆ずつ判断させていただいた結果、荒廃地という取り扱いとさせていただきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 荒廃地といえば本当に何もつくっていないというようなことですけれども、実は東のほうの農業地というのは非常に整備されていてきれいだ。西山のほうはなかなか整備できないというようなことで、だんだん担い手が少なくなってくるわけですが、実は西山でやはり得意な作物、それから得意な農業的なものというのは非常に有効だと、このように思います。

まず、例としてみればワイン特区が3年前に山形村で習得しておりますけれども、やはり西山の畑というのは非常に水はけがいいということからいったら、日当たりもいいし、そういうような特性を生かしてそういう産業の発展もできるのではないかと、このように思いますけれども、それについてどのように考え、またそのように指導できるのかどうか、可能性をお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 西山沿いは確かに、議員おっしゃるとおり、日当たりもよく、いわゆるわら地で水はけもよい部分が多いかと思えます。

今空いている農地であれば、賃貸の契約等々のお話があれば農業委員会としてもご相談には乗れると思いますので。村として、なかなか誘導するというのが難しいところはあるのですが、個別に所有者さんのご希望があればそれに沿うような形でつくっていただくということは可能かと思えます。

ただ、どうしても山沿いになるものですから、実がつくものでありますと、どうしても有害鳥獣といったものも懸念されますので、そこら辺はまたそのつどご検討いただくというような形になると思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今、有害鳥獣というような話も出たのですが、ちょうど環境美化に関しては、非常にそのところが重要なところでございます。まずは荒廃農地に対してはやはり村が仲を取り持つというような形で、ぜひ進めていただきたいと思います。

2 番目として、里山の村有林、どういうふうにするか。今聞きましたら、大体 3 つで、学校山、小坂の諏訪神社のところ、それからなろう原ということでございますけれども、その里山の整備というのは、今現在どういうふうになっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、村有林として村のほうで管理をさせていただいている鷹の窪公園につきましては、間伐等の処理は行っておりませんが、公園自体の森林を含めた管理は総務課の管財係のほうで行わせていただいております。それから、ようちょうの池の周りにつきましては、あそこは木が薄いものですから、間伐地の対象としては今のところ考えておりませんし、学校林につきましては、学校の野外学習の場所として今、活用させていただいておりますので、特に間伐で手を入れるといった森林整備は考えておりません。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9 番（西牧一敏君） 特に質問したいのですが、学校山については最近、大体直径 30 センチぐらいの大きな木が倒れたと聞いたのですけれども、そのところの現状についてお話をしていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 昨年と今年だと思えますけれども、立て続けに、確かに議員がおっしゃるとおり、大きな木が倒木として倒れました。昨年は雪の影響かと思えますけれども、今年は倒れたのが特に雪の影響のある時期でもなかったものですから、現場を見させていただいたところが、蟻の浸食が原因かなと、素人考えでは思いまして、そういった倒木自体は村のほうでそのつど処分をさせていただくのですけれども、適正な管理といった部分で、安全管理といった部分でも、専門家に見ていただく必要はあるかなと、今、考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9 番（西牧一敏君） 今、話を聞いたとおり、2 回倒れているということ。これについてははっきり申し上げて、整備はしていないということになるわけでございます。やはり今、西山を見たときに、整備をしている山はどのぐらいあるかといったら、本当に少ないです。個人山においても整備をしているところもあります。しかしながら、この村として、やはり村所有の山、里山を整備しないということはいかななものか。

ましてや、その大きな木が個人所有の畑に倒れてきている。今、言いましたけれども、そこには山ブドウが植わっているわけでございまして、それが折れたり、なくなったりすれば、やはりせっかく育ててこれからというときにゼロになってしまう。その村民に迷惑をかけるということはいかかなものかと思えますけれども、そのところはどういうふうに考えているか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 本当に議員ご指摘のとおりで、倒木によって個人の畑の所有者さん、それから今回の場合ですと、ブドウの保護をするための電気柵を損傷させてしまったといったような経過がございます。村としても、先ほど申し上げましたけれども、必要性を考えながら、専門家にも相談しながら、ほかの所有者さんの畑に迷惑のかからないような手立てはこれから打って行きたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひそのところは率先して、村の所有林は里山整備をしてきれいだいうように、それが1つの啓蒙にもなってくるのではないかと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

3番目として、林野庁が森林バンクの創設、既に長野県では森林バンクで県民からそれぞれ幾ばくかのお金を徴収してやっております。それも今度は国のほうですということであるのですが、有効に使うということからいったときに、今、雨水災害で村有林のほうは整備をしておりますけれども、民間の山林についてはどのぐらい整備をされてきているのか、認識しているのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 雨水害による森林の被害でございますけれども、村有林につきましてはいわゆるマツタケ山、留山の部分については整備をさせていただきました。それに合わせて、一番被害が大きかったのが唐沢のそば集落から上がってきますと最初の大きなカーブの、本沢を抜けた後の横吹沢という沢が一番大きな被害があります。今現在、倒れたままの状況になっておりまして、来年度以降またご審議をいただかなければならないのですけれども、村としても大きな負担を強いる部分の事業になりますので、全く新たな事業で着手したいということで今、来年度に向けた予算の編成をつくっているところでございます。

それ以外の観光道路沿いにつきましては、村単の事業として今年整備をさせていただき、ほぼ雨水害による被害のほうは片づけができた。ただ、個人山でまだ共有山

でもあるのですけれども、そういったところでまだ整備が残っている部分がありますので、これからも事業のほうの研究をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 先ほど村長のほうから説明もありましたけれども、森林バンクの創設、これはどういうシステムか。いま一度説明しますけれども、個人所有の山、整備がされていない。それについてはそれぞれの市町村が仲介をとって、それぞれ林業経営者とか森林組合に委託、貸し出しをしながら整備をしていくということなのですが、まさにこの民間の山、整備をしていくためには、こういうお金を使わせてもらっていくということが一番ベターだと。

今、お答えいただきましたけれども、一般財源の中から出していかなければいけない。これは非常に大変なことであるということ、私もそのところはよくわかりますけれども、今からこの森林バンクの使い方についてはしっかりと協議をしながら、こういうところに使うということ、できてからそこは協議をするのではなくて、今からするというような考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 2019年度の創設ということで、今、国のほうで動いている事業になるかと思いますが、当然、村といたしましても取り組めるように、どんな事業があるのかの事業の精査をさせていただきたいのと、後は村の中でどの山林についてはこちらのほうにお預けを、市町村が間に入るものですから、預かって、林業経営者等に仲介ができるかといったところも含めて研究はこれからさせていただきたいと思いますし、まだ県のほうからの事業の説明会といったものもないものですから、そこら辺はアンテナを高く、情報収集したいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひそんなことで内々には、もし県のほうからのそういう通達があったときには、即、出せるような形で進めていただきたいと思います。

それでは、4番目の環境美化条例についてでございますけれども、先般、国のほうに行って、環境省のほうに行ってまいりまして、いろいろと聞かせていただきました。そういう中で、今、日本全国の中で相当数の市町村、相当あります。結構厚いです。これだけ資料をいただけてきました。この中に、近隣で言えば先ほど村長が言いましたとおり、朝日村も入っております。

朝日村はどのようなことかということ、ポイ捨て禁止等による環境美化に関する条例、平成16年3月17日公布ということでございますが、この目的は良好な生活環境を保全し、村民の誇れる清潔で美しい村づくりを進めるため、空き缶のポイ捨て禁止等による環境美化に関して必要な事項を定め、もって村民の健康で快適な生活を確保することを目的とするということで、やはりまさに安心・安全、村に住んでいる人たちが住みよい村であることを感じるということ、ここのところをやはり大きな眼目においているわけでございます。

環境美化条例というのはどういう目的か。これは村の行政として、その環境に対して一生懸命携わってくれと、こういうことではございません。これについてはやはり官民一体で村をよくしていくということ。これについては長野市のポイ捨て等の条例というものがあって、こういうものを一般に市民に配布しております。どういうふうに書いてあるかということ、ごみのないきれいなまちづくりということで、それぞれ市民、事業者、市の取り組みがどうであるかと。

この中にあるのが、市の中には市民と業者等に対し、まちの美化に関する意識を高めた啓発を図るという。行政はまさにこの意識を高めるための啓発を図るということだと思いますが、それについて、村としてこの環境美化ということは、どういうふうに分たちでやればいいのかと思っているのかどうか。また、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 今、議員がおっしゃいましたように、環境美化というのは当然、行政が責任を担うものではありますけれども、そこに居住をされている、生活をされている村民の皆様と、それから関係する事業者の皆さんとで一体となってこの山形村の環境美化を考えていかなければいけないと、そういう認識は持っております。

ですので、先だっても計画をしました環境基本計画においては、さらにそこに滞在者、村に滞在して何日か過ごされる、あるいは日帰りで過ごされる、そういう滞在者の方も山形村の環境の基本計画には賛同して、協力をしていただきたい旨の記載もしております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 今の答えからいったら、必要ではあるのだけれども、やはり官民一体として賛同者が必要であるかということ、まずそのところから始めてつくつ

ていけばいいのではないかと、このように感じました。

実は議会として山形村環境美化条例というものをどう進めていくのかということで、今、検討を進めております。これは議会だけで検討してできるものではございません。

今もここで質問をする中においては、住民課だけでなく、それぞれの課においてこの環境美化ということについては総体的に相談しながら、よりいいものをつくっていくことが大事だとこのように思っております。

議会だけでこれをつくって、承認して、これを執行するということではなくて、納得のいくように村民の人たちもこの村に住んでよかったと、このようにまずなるようにこの美化条例というものを村、また議会、村民一体としてつくり上げていくということ、これが大事だと思いますが、村長、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご意見伺いました。環境美化条例に限ったことではないのですけども、具体的な罰則をつくったり、何々するという、そういった面については役場のほうでしっかりいろいろなことを検討しながら進めるという部分だと思いますし、スローガンといいますか、環境に対してどういうふうに住民の皆様が、そこに住んでいる住民の皆様がどう考えるかというその部分というのは、やはり当事者というのは村民の皆さんだと思いますので、最初の必要性というところのまず持って行き方を、今は議会と村でどうかという議論が始まっているところなのですけども、区であったり、それぞれのいろいろな立場の方の実態というのですか、いろいろな考え方も伺いながら、山形村の村民の皆さんのほとんどの方が、これは大事で、そういったものに向かって進みましょうという合意が得られるのが一番大切だと思いますので、その作業をしなければいけないかなと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ぜひこれは議会も行政も、また村も、村民の人たちも、協働で進めていきたいと思います。

次の質問に移りたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） では、質問事項1は終了しまして、西牧一敏議員、質問事項2「観光資源の発掘と創生について」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 2番目ですが、「観光資源の発掘と創生」ということでございまして、ご存じのとおり、2020年には東京オリンピックが開催されます。27年

度の統計によりますと、2,400万人の外国人が日本を訪れている。オリンピックに向けて外国人の日本への関心は深まり、観光客も増えてくると思います。

そこで、山形村の観光と外国人観光客について考えを伺いたいと思います。

3つほどありますが、まず第1、山形村の観光資源の魅力は何であるのか。

2番目、遺跡や城山、西山山麓の整備と観光化は考えていないのか。

3番目、山形村の歴史や文化、自然情報の展示や観光案内等のできるビジターセンターのようなものは考えていないのか。この3点についてお伺いいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは2番目の質問であります「観光資源の発掘と創生」のご質問にお答えいたします。

まず最初の「山形村の観光資源の魅力は何か」ということでありますけれども、観光資源の魅力の感じ方はそれぞれ個々違うと思いますので難しいところはあるわけですが、日ごろ生活している私たちには何気ない風景であったり、行事、人などであっても、都会の方など外から来た方が接する場合には大変魅力だと感じることもあると思います。そのような地域の資源の拾い出し、広く情報発信をすることも大切だと考えておまして、この11月に地域おこし協力隊として1名を採用いたしました。従来の「見る目」だけでなく、地域おこし協力隊の「外から見た目」も生かしながら、観光資源の発掘などもつなげられたらと考えております。

2番目のご質問でありますけれども、「遺跡や城山、西山山麓の整備と観光化は考えていないのか」ということでありますが、西山山麓には穴観音、竹田城、小坂城などの城跡など、多くの歴史的な場所がございます。村としてもこの場所を整備し、観光資源とすることはなかなか難しいと考えております。その場所が民有地であったり、その場所に行くまでに民有地を通らなければならないという問題、また、中には宗教施設であるために行政とのかかわりから政教分離の原則に触れるというおそれのあるものなど、多くの課題があると認識しております。

次のご質問の「山形村の歴史や文化、自然情報の展示や観光案内などができるビジターセンターのようなものは考えていないか」ということでありますけれども、今すぐにビジターセンター的な施設の開設というか、具体的なものはまだ考えておりません。現在はふるさと伝承館において歴史民俗資料の展示は行っておりますが、もう大

分老朽化しております。耐震性に問題がある状況であります。観光案内はエポック館の1階に観光協会のほうで観光案内所を設置して運営をしている状況であります。今後、歴史文化の伝承と観光案内を兼ねた複合施設を計画する上には、また時間をかけた検討が必要になってくるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 観光というのは、あるものを観光とするというやり方と、それから観光という名目で発掘して創生してやるというのも観光であるわけでございます。この村は観光資源が少ないと、前回のときもそのようなことを聞きました。しかしながら、今、若い人たちというよりも、今、意欲のある人たちがいろいろなことを仕掛けている。例えば山形村の長イモ100%を使った焼酎、先ほど言ったワイン、シードル、もう1つはフランスで蔵マスターという、これは日本酒の品評会がありますけれども、山形村のはぜかけ米でつくった日本酒が純米部のプラチナ賞をとったというようなことで、いろいろなことを仕掛けている。これもやはり村として発信できることではないかと思えますけれども、それについて、村長、こんなような動きを知っているかどうか。どうですか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今のいろいろご指摘いただいたことに関しては、知っていることでもありますし、初めて伺ったこともあります。

観光という、今、西牧議員が前段で申されました、観光資源といいますか、史跡であったり、そういった景勝地があるとか、そういったこととは別に、最近では体験型の観光というのも見直されてきているというか注目されてきていますので、山形村でどんな観光があるか、そんなこともまた観光協会、商工会の皆さんとも意見交換しながら進めてまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 観光というのは、すべてにおいて村外の人たちが興味を持ってくださること。これがやはり観光につながる元だと、このように思います。その中にはふるさと納税というのもございます。これは山形村出身の方々が納税してくださるだけではなくて、やはり山形村という動きをこの身に感じて、そこに納税をしてくださる。そこにいろいろな各自治体が考えているというようなことは十分ご存じだと思います。

そういう中において、ぜひ山形村を発信できるよう、また、今、地方創生ということの中であるということからいったときに、古民家、本峰づくりの古民家、このようなものを使いながらビジターセンターというものも1つ考えるのも一考かと思います。これで2番目の質問を終わりにしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員、次に、質問事項3「中部縦貫道の進捗状況について」を質問してください。

西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ずっと待ち望んでいた中部縦貫道、ようやく工事が始まろうかという噂も聞いております。念願である中部縦貫道の建設が動き出したというけれども、縦貫道に対して村はどのように考えているのかということで、3点、お聞きします。

中部縦貫道の進捗状況はどうなっているのか。波田地区のインターチェンジから山形へのアクセス道路はどうなっているのか。中部縦貫道の上下線のサービスエリア及びパーキングエリア等に村を紹介するようなコーナーは考えていないのか。この3点についてよろしくをお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは3番目の質問であります「中部縦貫自動車道の進捗状況と村の対応」にお答えします。

長野県の現状についてですが、まず、松本波田道路についてです。この道路は長野自動車道の松本市島立地区にジャンクションを設け、波田インターチェンジまでの5.3キロを整備するものであります。

平成11年の都市計画決定後、事業着手され、一時事業が中断しておりましたが、平成24年1月に国の事業評価監視委員会で事業継続が決定されたことから、事業が再開され、平成29年度、今年度は用地の買収・測量、道路設計に取り組んでいる状況であります。また、基本計画区間である波田一中ノ湯間は調査中であり、ルートの提示までにはまだ至っていないという状況であります。

続いて、国道158号の奈川渡の改良であります。この改良は現在交通の難所といわれている松本市安曇一奈川間の2.2キロメートルをトンネルと橋梁の整備により、安全性の向上を図るための事業が行われております。昨年度からトンネルの掘削

が始まっておりますが、本年１１月の段階で掘削延長が４６０メートルという状況であります。

国からは完成予定など具体的には提示されておりませんが、いずれの事業も大事業であることから、竣工までにはまだかなり年数を要することと考えております。

次のご質問、２番目の「波田地区インターから山形村へのアクセス道路の状況」であります。松本波田道路の波田インターチェンジについては、扇子田公園西付近に建設される予定になっております。山形村へのアクセスは県道波田北大妻豊科線及び国道１５８号を経由して、県道上竹田波田線により山形村へ続くことになると思われまゝ。なお、村としては、インターチェンジの建設が具体化された後、道路の新設や改良を計画することを予定しております。

次のご質問、３番目の「中部縦貫道の上下線のサービスエリア及びパーキングエリア等についての紹介」ということでありますけれども、現在計画されているところには、どうもサービスエリアが計画されていないようでありますので、またそういった機会がありましたら、積極的に考えていきたい。そんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○９番（西牧一敏君） ありがとうございます。この中部縦貫道でやはり村に何を願い、また、何を聞きたいか。これについては高速道路をよく使っています。その中で、やはりサービスエリア、パーキングエリアの掲示板、そこにそれぞれの市町村がそれぞれ工夫をしてポスターを貼っております。

それから言ったときに、やはり山形村も、道祖神もあり、そば集落もあり、また有名な長イモもありと。このような、いざなうようなポスターを掲示するということは非常に大事だというのは、なぜかと言ったら、車は途中下車できる。今、長野新幹線は目的地まで切符を買ってしまったら、長野でおりることはできない。それを考えたときに、やはりこの縦貫道というのは非常に有効に使えるのではないかと。そして、そこでもらうこともできるのではないかと。それから言ったら、ぜひ村に１人でも多くの方に来ていただき、おいしいそばを食べ、また静かできれいな村を散策してもらいたいと、このように思いますが、そういう考えは村長にあるかどうか、おたずねいたします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 観光産業ということ全般でありますけれども、やはり今、いろい

ろな産業の中で最も伸びしろのあると言われるのが観光産業だというふうに認識をしておりますので、山形村も大きな観光地があるわけではないのですけれども、いろいろな切り口で観光というのを産業に持って行けるように。そんなことを考えていかなければいけないという認識をしております。以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） 山梨なんかへ行くと、山梨は県としてですか、非常にそういうPRというのはうまくやっています。それから言ったときに、松本を含めたこの広域としてそういうような具体的な動きというのはないのかどうか、村長に聞きたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） いろいろ今、広域連合でも一体として、広域連合の中で観光というものを扱うことになっておりまして、要するに観光というものに占める比重が大変多くなっております。

それと、朝日村さんが先日、観光協会が発足したというニュースが出ておりましたけれども、朝日村と山形村もそれぞれの持っているものを融通し合いながら、ともに企画をするとか、何かそういったことができないかということもこれからの話だと思っておりますし、朝日の村長のほうにはそういったことも打診をしておるということでもあります。

ふるさと納税の関係も、これは非常にまた観光に結びつく要素がありますので、来年4月、新年度に始められますように、今現在、準備をしている。そういった状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 西牧一敏議員。

○9番（西牧一敏君） ありがとうございました。ぜひ前向きに検討していただければと。

以上をもって質問を終わりにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 以上で西牧一敏議員の質問は終了しました。

◇ 小 林 武 司 君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位4番、小林武司議員の質問を行います。

小林武司議員、質問事項「農地の権利取得の最低経営面積制限の見直しは」について

て質問してください。

小林武司議員。

(5 番 小林武司君 登壇)

○5 番 (小林武司君) 議席番号 5 番、小林武司です。「農地の権利取得の最低経営面積制限の見直しは」ということで質問させていただきます。

農地法 3 条で、農地取得後の農地の合計面積が都府県で 50 アール、北海道では 200 アール以上と規定されていますが、平成 21 年の改正により、地域の実情に応じて各自治体の農業委員会が使える適用下限面積を判断し、設定することが可能となりました。

新聞報道によりますと、全国で 1,113、約 6 割以上の農業委員会が既に下限面積の引き下げを実施して、移住促進、また担い手確保に、それなりの成果が出ているように聞いております。

そこで質問ですけれども、1 つ目に、村農業委員会でこの下限面積の緩和策などについて検討した経緯がありますか。

2 番目に、もし下限面積の引き下げを実施した場合、遊休荒廃農地の解消や新規就農者、また移住者、移住希望者の確保などにどのぐらいの効果を出すことが期待できそうですか。お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長 (平沢恒雄君) ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長 (本庄利昭君) 小林武司議員の質問にお答えいたします。「農地の権利取得の最低経営面積制限の見直しは」というご質問であります。

村の農業委員会で下限面積の緩和などについて検討した経緯はあるかということでございますけれども、農業委員会の定例総会の中ではこの話題が議題に上ったということは、ここ 5 年ぐらいの間ではなかったようであります。しかしながら、近年の農業を取り巻く環境などを考慮いたしますと、農地取得の下限見直しはこれから必要になるものだと考えております。全村の農地を対象に下限見直しを行うのか、それとも地域を区切って限定して行うかなどは農業委員会の中で慎重な議論をお願いしたいと考えております。

次に、質問の 2 番目であります、下限面積の引き下げを実施した場合、遊休荒廃

農地の解消や新規就農者、移住者確保などにどれぐらいの効果が期待できるかということですが、農業委員会の窓口にも「農業を始めたいが農地がない」といった相談が年に数件ほどあります。農地取得面積の見直しがされると、新規に農業を始める方への環境づくりの1つになるものだと思います。

さらに、今後、空き家に隣接する農地についても、「空き家とあわせて農地も購入したい」といった需要も出てくることも考えられます。

以上のようなことから考えますと、遊休荒廃農地の解消、新規就農者の確保、移住者の確保などにもつながるものとして期待されると考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 全く、この農地法というのが大体昭和27年に今の農地法が施行されて、昭和45年ごろに最低面積の見直しがされたようですけれども、それまで27年間はどのぐらい、50アールより小さかった、少なかったということになっていますが、ただ、その数字が私、調べてもわからなかったのも、もし農業委員会というか事務局でわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、手元に昭和45年の見直しの内容がありませんので、また改めて資料のほうをお示しをさせていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 恐らく、50アールというよりもおそらく少なかった。その45年ごろ、底上げということで50アールになったと思います。なぜこのようになったかといういきさつからなのですけれども、結局、50アールというのが農業経営をしていくには安定した、経営をするには最低限の面積が必要だった。施設運営とかそういうのは別問題ですけれども。そういうことで決めてあったと思います。

ただ、これがTPPだとかGATTだとか、今はEPAとかありますけれども、そういった中で外国に太刀打ちできるようにということで、どんどんと面積を上げて、幾らかでも規模拡大を狙った形で進んできたと思います。そういった中で、思ったより割合、時の状況が悪かったり、政治に左右されることが多くて、結局、荒廃農地が大分出てきたと。また、先ほど言いましたように、空き家の問題が山形でも大分増えてきて、それに伴う農地が絡んだ処分が非常に、50アールという規定が災いして流通ができない。そういった形で、恐らく改正が8年ほど前に行われたと思います。

ただ、山形村においては、農業を今している方々は非常に面積的に50アールというのは全く意識しなくても、ほとんどの農家が昔から50アール以上所有していたというような形だったので、あまり注目しなかったかと思われます。実際に今、農業をやっている皆さん、専業というか農業主体でやっている方々が恐らく50アール以下という方はないと思われますが、そういうことで理解していいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、農業に携わっている方で、農地の関係につきましては、所有地、借地を含めて50アールといった内容で今、経営をしていただいているかと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 恐らくそういうことであまり50アールというのを気にしなくてきたと思います。むしろ農業後継者が不足したりしまして、自分の家には50アールどころか1町歩あるけれども、ほかの産業についたり、後継者がいないのでやめて、今の話で利用権設定というような形で賃貸借の形がほとんどになっているかと思います。

そういった中で、問題になってきたのが結局、昔からやっている人たちはそういうことで苦にならないが、新規就農者で初めて農業をやりたいという方、それと定年退職後に農業をやってみたいという方、勤めていて、多少農業も兼業してやっていた方が、面積を増やしてもやっていける、やりたいと、そういう意欲のある人たちについては面積が50ではなくて1反歩ぐらい増やしたいという方も出てくるかと思います。そういった人たちには50アールを特別措置というような形で30とか40にすれば農地の利用確保ができる。そんなふうを考えるわけです。そういった点も考えて、そんなに多くはないが、可能性があると思いますが、その辺どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 今、議員おっしゃいますとおり、窓口にもやはり新規に畑を2反歩所有して小麦をやりたいとか、1反歩程度でいいのだけれどもハウスで花をやりたいというようなご相談があったのは事実であります。そういった意欲ある皆さんについて、今回もし要件の緩和の見直しをすれば、何かしら農業を始めるきっかけにもなり得るかなというふうに考えておりますので、農業委員会のほうの皆さんのご意見をお伺いしながら検討させていただければと思います。

ただ、東原、大池原、いわゆる農地、農業で本当に成り立つ部分につきましては、

あまり小さくしてしまうと、かえって悪いほうの影響もあるかなという気もしておりますので、なるべく農地の利用の適正化、効率化といったことも考えながら、また含めて検討できればというふうに考えております。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 農業委員会でしっかり検討していただかないといけないわけですが、特に、50アールという基本はやはり崩してはならない、これには農地中間管理機構などで進めている農地の集積とか農地の細分化とか分散化を防ぐということからいった場合にも守っていかなければならないと思いますけれども、ただ、いかんせん、農業後継者不足とか、場所によっては荒廃しているような場所も出てくる可能性があるということで、それと意欲ある人、一番最近、結構農業生産の非常に強い味方になっているのが定年退職後にやっていたいっている農業者の方の生産力は結構大きい。そんなこともありますので、ぜひその点を真剣に農業委員会でも考えていただきたいと思います。

次に、新たに農業をしたいというわけではないけれども、山形に移住して、少し自然農業といいますか自然食材をつくって食したいといいますか、健康とかそういう方。結局、農業で生計を望むわけではないけれども、そういう希望の方が村へ住みたいと。それにはやはりそういう自然食を目当てに、荒廃しているような農地でつくってみたい。そういった場合にも50アールでなくて、荒廃した農地なら1筆ごとぐらいを許可してもいいのではないか。そんなふうにも考えるが、その点どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 転入なさっていただくにあたって、例えば空き家とセットで農地が欲しいとか、そういったご希望もこれから確かに、先ほどの村長の答弁のとおり、増えることが予想されます。そういったものについても、50アールというところでもなく、10アールでもなく、その筆ごとに農業委員会で審査をするような形で手続を踏んでいくようになりますので、そういったものについてもあわせ持って農業委員会のほうで検討をしていきたいと考えておりますし、今、総務課のほうで空き家の調査をさせていただいていますが、その空き家に付随する農地につきましては、何かしらこちらのほうにも情報をいただけるように、今、総務課のほうと調整をさせていただいておりますので、そういったものもあわせ持って検討させていただきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） やはり、村の中で空き家が増えている。特に古民家といわれる
というか、ちょっと屋敷みたいな空き家を売りたい。それに付随して昔からの家、特
に大きい家は農地の中に分筆して宅地というような形もあったりして、所有者が同じ
で農地が一緒についている。今の、付随、付帯している場合が結構これから多く出て
くると思います。そういった場合にもやはり、今の買いたい人も、50アールが基本
ではとてもではないが規則に合わない、買えない。そういったことで、今、全国的に
よく動いているのが空き家に絡んだ農用地。それを一体で買えるようにするには、今
の最低面積を1アールとか、場所によっては0.01アール、要するに1メートル四
方ぐらいを最低面積として、ほとんど面積制限がないということにもつながる。

実際、古民家などは、場合によっては現地調査すれば、庭になっているようなところ
もある。また、その家の下側などはもう借り手もない、そういう状況で、家と一緒に
買わなければもう荒廃農地がずっと続いてしまう。そういった形が出てくると思いま
す。そういった場合には特例として、今の話で0.1アールとか、1アールとか、
そういったものもまた農業委員会で、どの数字でいいかと、そういうことを準備して
おいて、もしそういう物件が出た場合に速やかに対処するようにしていただきたいと
思います。

そういった意見はどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） やはり空き家に付随する農地につきましては、その土
地土地で条件も全く変わってくるかと思しますので、その筆ごとに農業委員会のほう
で審査という形になりますので、そこも含めて検討させていただければと思います。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） 逆に、都会の人にしてみれば、農地付き空き家物件などは魅力
があるのではないかと考えるわけですが、そういった物件が出た場合には、今
の協力隊員を採用させていただいた中の、協力隊員の方、非常に今度、对外情報発信
だとかそういうことに長けている。そういった中で都会の人への情報なんかも流して
いただいて、PRしていただけたらいいかなと思います。

また、それに付随して、似たような形、自分の家はサラリーマンで、農地も全くな
い。ただ、家の北側に非常に狭くて持ち主も耕作するのに嫌だというか、どちらかとい
えばサラリーマンの方に買っていただきたいというような物件が出た場合、そうい
った場合にどうすればいいか。今と同じように準用して、空き地と同じように準用し

ていいものかどうか。特別な弊害がなければいいのではないかなとも考えるわけですが、1筆ごと、先ほど話していただきましたようによく検討していただいて、農業委員会なんかでやってもらえる。そんな方向はどうでしょうか。思うのですけれども、どんなものでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 藤沢産業振興課長。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 県内でも多くの自治体で見直しのほうが進んでいるのですけれども、やはりその見直しのきっかけは空き家に付随した農地の移動、活用といったところが大きなきっかけになっているのと、後はやはり、新規就農者……。

○議長（平沢恒雄君） サイレンがやむまで説明中断してください。

（サイレン鳴る）

○議長（平沢恒雄君） 答弁願います。

○産業振興課長（藤沢洋史君） 県内の見直しのきっかけの大きなものとしては、空き家に付随した農地の移動、活用といったものが大きなものでございますし、後は新規就農者の取得に関する要件の緩和といったところが大きなものかと思えます。

今、議員のおっしゃっていた、サラリーマンのご家庭のところの奥地が、例えば農地であって、そこはもう農地としてあまり使えないから、サラリーマンの方を買っていただきたい、活用していただきたいといったご意見もこれから出るかと思えますけれども、やはりこれも含めて、その都度、都度、筆ごとの審査、調査、審議ということになるかと思えますので、私のほうでいい悪いというのはなかなか言いづらいのですけれども、農業委員会のほうで審議をいただくといった内容になるかと思えます。

○議長（平沢恒雄君） 小林武司議員。

○5番（小林武司君） そのとおりだと思いますし、即、4条で農地を宅地に変更するというようなことは当然してもらっては、農地で取得した場合は当然守っていただかなければならないかと思えます。荒廃農地そのものを少しでも減らすため、それと農地を取得して、やりやすいように、取得しやすいように、そういう意味合いであります。

ただ、実際、山際とかそういうところの荒廃農地は非常に難しい、難が残る。それで、一言だけ別のことで言いますけれども、荒廃農地そのものは今、滋賀県と同じぐらい40万町歩以上あるという、琵琶湖の面積の約6倍ぐらいだそうです。少しでもうまく活用して、下げることによって少しでも荒廃農地、また動かないようなそういう宅地についたような農地の荒廃ではなくて、スムーズに動く、ただ、先ほど言った

ように、弊害を起こさないように、今、進めていくよう、農業委員会でぜひとも慎重に検討して進めていっていただきたいと思います。

そんなことで今日は、非常に簡単な質問の形でしたけれども、よろしくお願いします。以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、小林武司議員の質問は終了しました。

◇ 新 居 禎 三 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 5 番、新居禎三議員の質問を行います。

新居禎三議員、質問事項 1 「公共料金支払い方法の利便向上」についてを質問してください。

新居禎三議員。

（ 3 番 新居禎三君 登壇）

○ 3 番（新居禎三君） 議席番号 3 番、新居禎三です。本日、午前中の最後になるかと思いますが、2 つの項目についてお伺いします。

まず最初に「公共料金支払い方法の利便向上」ですが、本年 10 月より地域おこし協力隊の採用など、情報発信を行い、人口減少局面に対応して、都会などからの I ターン、U ターンなどの促進に動き始めたところであります。本年 1 月よりは、住民票などがコンビニエンスストアで交付できるようになり、住民の利便性が向上されています。

一方、税などの公共料金の支払いについてですが、現在、村では口座振替を実施していますが、金融機関については都市部の多くの大手銀行やネットバンクなどには対応しておりません。小学校の給食費等に至っては、J A バンクだけであります。

そこでお伺いしますが、今以上の利便性の向上を図られるお考えがあるかをお尋ねします。

質問 1 として、各種支払いにインターネットを利用したクレジットカード払いの導入は検討できないのか。

質問 2 ですが、これは以前にも、私、やりましたが、コンビニエンスストアでの各種料金の収納は検討できないか。

以上、1 番目の質問です。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 新居禎三議員の質問にお答えをいたします。

最初の「公共料金支払い方法の利便向上」のご質問であります。まず最初の各種支払いにインターネットを利用したクレジットカード払いの導入を検討できないかという件であります。最近では全国の自治体で導入されている納税手段であり、調査によりますと、長野県内の市町村では須坂市や岡谷市などが導入しているようです。

インターネットを利用したクレジットカード払いの一番のメリットは、パソコンやスマートフォンから24時間納付手続が可能であること、また納付時に現金を準備する必要がないことなどが挙げられます。

次の質問の2番目ですが、コンビニエンスストアでの各種料金の収納を検討できないかということですが、県内では19の市や幾つかの広域連合で導入済みであるようです。町村による単独導入も4、5町村はあると聞いております。コンビニ収納のメリットは指定金融機関がない遠隔地にいる納税者でも最寄りの店舗で24時間納税ができるという点であります。

いずれの方法も気楽に納付できるので、若い世代を中心に今後さらに導入の要望の声は高くなってくることが予想されます。税などの納付方法は、時代の流れとともに多様化していますので、どの市町村でも納税者の利便性という点に重点を置いて、これから導入が進んでくるものと思われます。

山形村においては、今回の質問の2つの方法による納税については、今のところ導入については未定ではございますが、他の市町村と同様、納税者の利便性を高める点で、今後検討が必要になってくると思います。今後の研究課題ということでもあります。よろしくお願いいたします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 現在は未定であると、検討課題ということですが、最初にクレジットカード払いの導入ですが、これが国税について今年度からインターネットを利用した支払いが可能になりました。これは登録して、要はe-Taxみたいな形だと思いますが、そういう部分で、村長答弁に言われましたように24時間どこにいてもパソコンさえあればできるという部分。いわゆる最近の若い皆さん方の生活形態を見ていると、夫婦2人ともほぼ朝から晩までお仕事していて、なかなか役場へ

来る機会もつukれないという部分で、非常に利便性が向上するのかなと思います。

また、先ほど来、出ていますが、村でも I ターン、U ターンを促進する中で、都会から新たに転入された方は、都会の大手銀行などの口座をお持ちかもしれませんが、なかなか山形村は今、口座引き落としをしている金融機関に口座がないという場合が多いです。実は私自身もそうでした。20 年前に村へ来たとき。新たに口座を開設したという部分があります。そういう意味で、口座開設の手間などが、クレジット払いなどを利用すれば省けるのかなという部分であります。

また、一方で、これから先、いわゆる外国の方が山形村に住まれることもあると思います。今現在も臨空工業団地でお勤めの方が、私、聞いているだけで何名かアパートに住まれています。こういう方がどのように公共料金を払われているのかは未定ですが、そういう意味で、外国の方が日本の金融機関で口座開設というのも大変な労力が必要だと思います。

そんな中で、先ほどの村長答弁にもありましたが、長野県内の市は結構やっていますが、町村でも白馬村と山ノ内町がクレジット払いを導入しています。私見ですが、恐らくこの2つの町村というのは外国の方が結構住んでいるのですよね。そういう意味で導入したのかなと思っております。

インターネットのクレジット払いについては、以前、コンビニ払いの場合に答弁があったのは、手数料とシステムの導入等に手間がかかる、手数料が高いという答弁でしたが、クレジット払いを見ますと、今やっている国も含めてそうですが、手数料は利用者負担でほとんどのところがやっているのですね。後は村側のシステムをどうするかなのですが、そういう意味で、コンビニ支払いよりも村にとっては導入するメリットは多いのかなと私は思いますが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） それでは質問にお答えします。議員がおっしゃいますとおり、今言われました山ノ内町、白馬村、こちらの町村につきましては外国人の方も大勢いらっしゃる、観光客の方も大勢いらっしゃるということで、そのように認識はしておりますが、同時に、この2つの町村については、滞納金額もかなり多額だというふうに聞いております。そういった面から、利便性の向上ということもありますが、いろいろな納税手段を検討して、導入をしているというふうな認識でおります。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3 番（新居禎三君） 今、税務課長が言われたように、滞納という部分がやはりクレ

ジット払い及びコンビニ支払いにしても、滞納をいかに少なくするかという部分で、どこの町村も利便を向上させていると思うのですよね。山形村においても、滞納がゼロではないわけで、実際に滞納整理機構へお願いして徴収したとか、そういう事例があるわけで、当然それには多額な経費がかかるわけです。

それよりもクレジット、コンビニ払いを導入したから全員が払っていただけるかというのは難しいところですが、ほとんどの皆さんは税金等公共料金について、言葉は悪いですが端から踏み倒す考えの方はそんなにはいないと思います。皆さん、払おうとは思っているのです。ほとんどの方が。ただ、いかんせん、役場へ行く時間がなかったり、口座がなかったり、という部分で、払えなかったという理由で、それがどんどん積み重なって滞納が増えるというパターンではないかと私は思うのです。そういう意味で、滞納が白馬や山ノ内町よりは少ない。それは事実でしょうが、だからといって、利便性向上をやらなくていいのかという部分で再度お伺いしますが、今後の検討課題ということですが、その辺の利便向上すれば収納率が上がると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） お答えいたします。ご質問のほうなのですけれども、いろいろな手段、先ほども話をしたとおり、あります。コンビニ収納、この先出てくると思うのですけれども、今のクレジット納付についてのご質問ではありますが、いろいろな納付方法を尽くして収納率をアップするということは大事なことかと思いますので、利便性の追求、それとともに納付手段をいかに増やして納付してくれる金額を増やしていくかということは、今後検討していく課題として取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） クレジット払い、コンビニ払いもそうですが、コンビニエンス支払いを導入した場合には、当然、システムをつくったり、手数料の部分で導入当初は経費がかかると思います。そういう意味で、一点お伺いしたいのは、山形村が長野県市町村自治振興組合というところに参加されているかどうか、お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） すみません。資料等がございませんので、またお調べしてお伝えいたしますので、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今言いました長野県市町村自治振興組合、私が調べた範囲内で

は県内 15、6 の市町村が加入していますが、県内、一部地区ではないです、ほぼ各地区の市町村が加盟していますが、ちなみに組合長は塩尻の小口市長がなっていました。

なぜ今、お伺いしたかといいますと、ここでは、この組合ができたのが 3 年前ぐらいですが、コンビニ収納についてのシステム構築や研究を始めていると。仮に村が、民間企業がコンビニ収納についての代行といいますか、中間でいろいろなところがやっています。ただ、自治体のそういう組合が研究を始めているという部分で、村の役場のシステムはじめ、そういうのを共同でやれば経費的にはかなり落とせるのではないかと私は思うのですが、もしそういうところからお声がけがあれば、山形村としては今後検討ということですが、当然、ここはコンビニ払いだけではなくて、いろいろなことを研究すると書いていましたが、入って行くお考えはあるのかどうか、お伺いします。

○議長（平沢恒雄君） 村田税務課長。

○税務課長（村田鋭太君） お答えいたします。先ほどのコンビニエンス収納の件で、こういった組合が検討している、研究しているというようなお話ですけれども、導入しているコンビニエンスストアの収納ですけれども、導入市町村、県内で 19 市はもう導入済みでありますし、広域連合でも導入済みのところもあるということで、先ほど答弁したとおりなのですが、実際に町村部におかれましては、まだまだ導入してできる町村が少ないというふうにこちらでも理解しております。県全体で 77 市町村中 42 % くらいの導入率だと認識をしております。

これからコンビニ収納につきましては、周りの松本、塩尻、安曇野、いずれの市でもできる関係で、実際に窓口に見えられる方につきましても、「できないのか」というようなことも言われる方が最近は大勢いらっしゃいますので、もしそういった広域で取り組みができる、可能だということで経費のほうも節減できるというふうなことになるましたら、いろいろな面で庁内の調整は必要かと思っておりますけれども、研究、検討していきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3 番（新居禎三君） 先ほど言いました市町村自治振興組合については、市も入っていますが、町村もかなり入っています。そういう意味で、今、税務課長が言われたように、それぞれの町村にとっては仮に導入する場合の初期投資といいますか経費がかかる部分を、共同でやることによって幾らかでも削減できるという部分で、そういう組合が

つくられたのだと私は思います。

ちなみに、長野県内の市についてはほとんどのところがコンビニ収納、今、40幾つとおっしゃいましたが、町村についてもこの近辺でいきますと木曽町、下諏訪町は既にコンビニ収納を導入しております。

やはり時代の流れ、今、それこそいろいろな形での、仮想通貨の支払いだとか、いろいろな部分が出ていますので、今以上の利便性向上をぜひ検討いただくということをお願いをして、最初の質問を終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員、次に、質問事項2「聴覚障害者に対する防災無線等の対応」についてを質問してください。

新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは2番目の「聴覚障害者に対する防災無線等の対応」について、お伺いします。

奇しくも12月3日から昨日の9日までは、平成7年から制定された障害者週間がありました。障害者基本計画は、「国民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合える共生社会です。共生社会とは、一人一人がそれぞれの役割と責任を自覚し、主体的に取り組むものです。」ということで制定されました。

本村は4月より防災行政無線が整備され、村内のほとんどの場所で告知放送を含めて緊急放送が聞こえるようになりました。災害発生時における迅速な避難誘導に大きく寄与されると思われますが、しかしながら、聴覚障がい者にとって、防災行政無線や告知放送は聞こえません。村としてはどのようにお考えか、お伺いします。

質問1として、村内居住者のうち、聴覚障害などで防災行政無線、告知放送では情報伝達のできない方々がどのくらいおられるか把握しているのかどうか。

質問2として、災害発生時の連絡方法をどのように聴覚障がい者に対して構築されて、どのように避難誘導に結びつけられるのか、お伺いします。

以上、2番目の質問であります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項の2番目であります「聴覚障害者に対する防災無線等の対応について」のお答えを申し上げます。

質問の1番目であります「村内居住者のうち、聴覚障害などで防災行政無線、告

知放送では情報伝達のできない方々が何人いるか」ということでありますけれども、11月現在で、身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳で聴覚障がいの手帳を所持されている方は24名であります。

次のご質問であります、2番目「災害発生時の連絡方法をどのように構築されているか、避難誘導に結びつけるか」であります、現在、こういったものが完全に確立されているわけではありませんが、こういった時代ですので、携帯電話やスマホなどをお持ちの方で、常に身につけていることから、振動や光などで情報が伝達できるシステムが構築できればと考えております。また、災害時の避難誘導については、災害時要支援者名簿でも聴覚障がい者の方を登録しておりますので、同意をいただいた方については、自主防災組織から情報提供を行うという流れになっております。

また、村の防災メールでの情報提供につきましては、メールアドレスを登録していただきますことによって、個人に情報を提供するシステムであります、手動で送信することになりますので、多少時間はかかるわけですが、少しおくれる情報になりますけれども、そういったことで情報提供することも考えております。

障がいの方で、全員が携帯電話を持っているわけではございませんので、そういったことも考えて、またこういった制度を確立していく上には、そういった方への補助なども考えていく必要があるということを認識しているところでございます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） それでは最初の、村で把握している聴覚障がい者の方は、いわゆる手帳をお持ちの方24名ということでしたが、聴覚障がい者と言っていいのかわるか、お年寄りの方で耳が遠くなった方はかなりおられると思うのですよね。恐らくこういう方は障害者手帳はお持ちでないでしょうし、実際にどれだけ村のほうで把握しているのかという部分ですが、最初の上条浩堂議員の質問ではありませんが、民生委員にお願いするしかないということではないと思うのですよね、はっきり言いまして。民生委員の方だって、それ以上の障がいをお持ちの方とか、1人で動けないお年寄りの救護だとか、大変な部分があります。

そんな中で、村では聴覚障がい者の方々のサークルといいますか、そういう団体等はあるのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 村のほうで把握している部分につきましては、手話サー

クルという団体がございます。例年、ちょうど今月から、すみません、記憶があれですが、手話教室というのも開催していただきまして、手話に対する理解促進のためのご協力的一端を担っていただいております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） では、もう1つお伺いしますが、国が市町村に対して努力義務で課している部分で、障害者基本計画をつくりなさいよということで、市町村に対しては努力義務だそうです。県はつくりなさいということで、長野県はつくってあるみたいですが、山形村としては障害者基本計画は策定されていますか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 来年度制定に向けまして、現在、障害者基本計画、あわせまして障害児基本計画を策定しております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 来年度策定ということでよろしいですね。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今年度、計画の策定を進めておりまして、来年度、施行といえますか、公表をする予定になっております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 先ほど言いましたように、その中にいわゆるお年寄り、加齢により耳がだんだん不自由になってこられた方に対する計画といえますか、そういう部分は入っておりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 現在策定中でございますので、細かい詳細の部分についてはまだ現在作成中でございます。計画ということですので、村の方向性ですとか、この計画についてはいろいろな必要なサービス提供の内容等の検討になりますので、その中でいろいろご意見をいただいた中で必要な施策については、計画に反映するかどうか、現時点では未定ではございますが、必要な施策は取り組むような形で計画を進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） ぜひ、国でいういわゆる障がい者のカテゴリーに入らない方についても、不自由になってこられた方についても、そういう計画の中で、万が一のときにいろいろ手助けできるような手立てを村としても考えていただきたいと思います。

次に、２番目の質問ですが、災害時にどういうふうに連絡方法をとということで、村長が言われましたように、メールについては、大月議員の質問ですかね、現在登録者が５００名余りだということですが、大月議員の質問でもありましたが、実際にメールというのは携帯電話を持っている方についてはかなり有効な手段だと私は思います。

ただ、いかんせん、どこまでそういう方々にメールを登録してくださいというか、そういう広報活動を行ったのか、甚だ疑問であります。広報等に掲載、または全戸配布の用紙で配られたのは私は知っていますが、なかなか皆さん、隅々まで見られないという部分で、特に村が把握している２４名については登録されているのかどうか。その辺、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） ２４名の方につきましては、携帯電話をお持ちかどうかということも含めて、そういう把握はしてございません。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○３番（新居禎三君） 携帯電話をお持ちかどうか、当然ですよ。だから、そういう意味で、メールだけではやはりだめだと私は思っております。そんな中で、先ほど来、大月議員のところでもありましたが、今、村ではテレビ松本と防災協定は結ばれておりますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） テレビ松本とは防災協定は結んでいないかと思ひます。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○３番（新居禎三君） これは可能かどうか。テレビ松本の都合もあると思うのですが、実際に協定といいますか、そういう緊急時にどこかからテレビ松本に連絡すれば、仮にテレビをつけていなくても、テレビ松本以外のチャンネルをつけていても、緊急時にテレビが勝手についたり、チャンネルが切りかわって、字幕放送で出せるというのが実際に研究されて、試験段階でやっている市町村があります。

そういう意味で、今、メール等々、お年寄りになってくると携帯電話もお持ちでないし、テレビというのはそういう意味でほとんどの家庭にありますので、有効な手段だと思います。そういう意味で、それができるかどうかは別にして、災害時における、停電になればテレビはつかないのですが、FM松本だけではなくて、テレビ松本ともいろいろな面で防災協定は結んでいただきたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 提言をいただきましたので、またそれを考えてみたいと思います。

今のテレビの話ですけれども、議員の質問の中にもございましたけれども、停電になった場合にどうするか。その災害の大きさだとか種類によってもまた違いますので、どういった方法が本当に有効かというのは、それぞれの災害の形態であったり、特色によってまた対応の仕方も違ってくると思いますので、テレビ松本との協定というのですかね、そういったこともまた検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） いろいろな方面から研究していただきたいと思います。今言われたように、テレビの弱点は電気がないとかないという部分で、今、一番簡単にできるといいますか、村では防災行政無線を導入しました。その中で、今回、大月議員の質問でもありましたが、戸別無線受信機は導入しておりませんが、戸別無線受信機の中にもいわゆる緊急時にランプか何かがついて、後は字幕が出る端末があります。仮に今現在、耳に障がいがあって、音では情報伝達が難しい方のお宅にそういうのを導入するということも可能かと思いますが、そういう検討はいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 他の市町村でありますけれども、告知端末機というようなものを貸し出して、テロップも流れるというようなこともあるようですし、防災行政無線が流れると同時にテレビが自動的に起動するというようなこともできるようではあります。

ただ、一番身につけているのが、普段外出しても、携帯とかスマホについては身につけておりますので、やはり最終的にはそういうものが一番有効になってくるのかなと思います。違う形のものも研究はしていかなければならないのですが、一番身近であるスマホなり携帯というものにやはり主力を置いていかなければいけないのかなというふうには考えております。

○議長（平沢恒雄君） 新居禎三議員。

○3番（新居禎三君） 今、総務課長が言われたように、携帯電話が一番いいのですが、いかんせんお持ちでない方もいらっしゃいます。携帯電話で言いますと、現在の防災行政無線の電波の中に特殊な信号を混ぜることによって、登録したスマートフォンのアプリが自動的に起動して、この無線のエリア内にいる方のスマートフォンに緊急時

の情報が発信できるというアプリも開発されております。そういう部分では、いろいろな方法があると思います。

緊急時の災害がいつ起こるかわかりませんので、ぜひ早急に研究いただいて、いろいろな弱者と言われる方の手助けになるように、1日も早く方法を確立していただくことをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、新居禎三議員の質問は終了しました。

ここで休憩します。午後1時まで休憩。

休憩。

（午後 0時10分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開します。

（午後 1時00分）

◇ 増 澤 武 志 君

○議長（平沢恒雄君） 質問順位6番、増澤武志議員の質問を行います。

増澤武志議員、質問事項「なろう原霊園について」を質問してください。

増澤武志議員。

（7番 増澤武志君 登壇）

○7番（増澤武志君） 議席番号7番、増澤武志です。今回は1点、霊園に関して質問いたします。

村営霊園「山形なろう原霊園」は平成19年の供用開始以来、約10年経過しました。その間、整備された区画（聖地）は507区画、うち28年度までの使用数は161区画、全体の使用率は31.6％であります。

9月定例会における平成28年度決算認定の際、同年度中の申し込みが1件のみであったと報告を受け、少々驚きました。前年27年度は3件、26年度は5件というように、今まで順調だった契約数がここ数年で激減しております。

近年、墓についての考え方、家族や家に対する考え方の変化、また新しい形態の墓地や納骨の方法等、時代とともにニーズも変化しています。そこで、なろう原霊園の現状を踏まえ、将来の見通し、新たな対応策等について伺います。

質問１、区画（聖地）整備について、建設当初の使用見込みの根拠と現状までの推移、今後の見通しは。

質問２、墓地に関するニーズの変化に合わせ、近隣の市村で合葬墓の設置等に取り組んでいるが、他市村の状況と村としての研究、検討状況は。

質問３、松本市では樹木墓地を造成したところ、申し込みが伸びていると聞くが、本村において設置の可能性はどうか。

以上、通告による質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 増澤武志議員のなろう原霊園についてのご質問にお答えをいたします。

ご質問の１番目でありますけれども、区画整備についてということであります。建設当初の使用の見込みの算定であります。当時の山形村は人口増加が続いておりまして、平成１５年度の人口８，２９０人を基礎とした人口推計を行いまして、平成２０年度には９，３２５人、平成２５年度には１万４０人、平成３０年度には１万７５６人という見込みを立てておりました。平成２９年度１１月末現在の特養入所者及び外国人の方を含む住民基本台帳の人口は８，８００人ちょうどでありますので、この推計を大きく下回っております。

なろう原霊園建設までに、村は全世帯を対象とした墓地に関するアンケート調査を平成元年、平成６年、平成１１年と行い、最終アンケート調査を平成１５年２月に実施しました。回答率は５２．４％の１，２４６世帯、うち墓地を持たない世帯は３２０世帯で、このうち「村が計画している霊園希望」が２７６世帯でありました。この数字をもとにした３００区画と、世帯増加数・定着志向指数等を用いた墓地需要算出方式による２００区画が算出基礎となっております。また、当時の村内の４寺院の墓地の空区画があまり余裕がないという状況もあり、最終的には５０７区画が造成されたという経過であります。

次に、平成１９年からの推移は、初年度に１１５区画の使用申請があり、２０年度以降は１２、４、７、５、７、７、５、３、１と推移をしましてまいりました。今年度は１１月末現在で５区画の申請があります。墓石を改葬するなどの返還を差し引いた実数は現在１６３区画となっております。今後の見通しとしましては、５から１０区画

の申請が当分の間、続くものと思われます。

次に、2番目の質問であります。合葬墓について他市村の状況と村として研究、検討状況についてということですが、近隣の他市村で合葬墓として共同埋蔵と個別埋蔵場所の設置に取り組んでいるのは、松本市、塩尻市、安曇野市であります。

松本市においては、市内の10カ所の霊園のうち、敷地が広い中山霊園内に平成24年度より供用開始となっております。これは市が所有する以前からの霊園を管理していた地元団体がシンボルタワーとなる建物を有していたため、建物を移設し、必要な地下工事等を行って、共同埋蔵と個人埋蔵を開設したものであります。共同埋蔵は平成28年度に予定数に達し、今年度、増設となっております。樹木式埋蔵場所は、今年度9月に竣工し、10月から受付開始され、すでに埋蔵も行われているようであります。

塩尻市においては、市営は東山霊園のみであり、敷地に余裕がないため、2,061区画のうち残数が65区画となった平成25年度にアンケート調査を実施し、住民の要望から共同埋蔵と個別埋蔵のための合葬墓を今年度5月から受付を開始しているようであります。

安曇野市においても、市内の10カ所の霊園の残数がなくなったため、平成26年度に個別の聖地116区画の造成工事を実施しております。さらに核家族化や少子高齢化による変化への対応として、平成27年度にアンケート調査を実施し、穂高墓地公園内に共同埋蔵と個別埋蔵のための合葬墓を今年度11月に竣工し、来年1月から受付開始となるようであります。

山形村の取り組みとしましては、戸別聖地の残数が十分余裕がある点において近隣の市と大きく条件が異なりますが、墓地に対する住民ニーズの変化は予想されるため、多様な埋蔵方式を持つ県外の公営墓地や松本市の中山霊園などについて研究するほか、他市村の動向にも注視をしているところでございます。

次に、3番目の質問であります。樹木墓地の本村において設置の可能性はということですが、樹木墓地については、お骨を直接土に還すという点では、建物の地下の土地に他の人と共同で埋葬するものと同じであります。それぞれの個別のスペースを確保して埋蔵する点が異なります。また、樹木墓地では墓石の代わりにシンボルツリーと言われる墓標となる樹木を植えて周辺一帯を墓地とするものであります。

山形村での合葬墓の対象となる方については、宗教的理由から村内寺院への墓石建立が困難な方、村外の実家等の墓地確保が困難である方、村外からの転入で村の親戚

地縁者等による共同墓地への墓石建立が困難な方、経済的な理由により個別墓地を取得できない方などのために、今後何らかの合葬墓の検討をする必要があると考えております。その1つの形として、樹木墓地という選択肢もあるかと思っております。樹木墓地ありきではなく、真に必要な方を見込んで、あわせて十分な検討が必要と思われます。今後、検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 答弁いただきました。現在の507区画に至った経緯の中で、先ほど村長のほうがアンケート調査をしたときに276世帯が墓地のない対象であり、200区画ぐらいが必要だということを300ちょっと増やして、500区画という造成だというふうに受け取りました。今となっては500区画が過大だったのかどうか、結果論になるのですけれども、500区画造成したという根拠そのものがちょっとわからないのですけれども、その辺りわかりましたらお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） お答えいたします。先ほどの村長答弁にもございましたけれども、当時、必要と思われるものが300。アンケートの回答率が52.何がし%ということでしたので、そういったこととか、それから連絡班の未加入世帯の状況ですとか、人口推計については水道利用人口ですとか、当時できる様々な人口推計に基づいて予測を行ったわけでありまして、その予備の区画の分につきましては、お墓の墓苑の区画数の積算方式というのがいろいろ当時あったようなのですけれども、大阪府方式の墓地需要算出式を用いて、将来的に必要な墓地区画の需要数を算出したという経過もございます。

そちらにおいては、いろいろな掛け算をしたりという指数を用いての方式があるのですけれども、その中で1年における、これからの何年間における墓地の需要数と、それからその同じ期間における世帯総数、それからいわゆる地域への村に定着するものの世帯の比率というのを定着志向指数という形で、この当時は0.709という数字も用いていますし、アンケートの中で回答世帯の総数のうち実際に購入を希望している世帯数ということで、墓地需要率は0.23人という数字で、それから分家している世帯の割合という合計世帯数というのも0.328と。それから年間の死亡の発生率、総世帯に占める死亡者数と。そういった数字を各種用いて算出しまして、おおよそこれから今後の年間の需要総数は約16区画といった中で最終的に先ほどの

５０７区画に至ったという、そういうものであります。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○７番（増澤武志君） いろいろな数字が出てきて、ちょっと頭がごちゃごちゃしていますけれども。現在のところ１６３区画という方が利用されているということでもありますので、墓地の需要というのはそこそこあったものだというふうに私も思います。そこで、５０７区画ということですが、財政的な面でお聞きしたいのですけれども、これ、１基当たりの造成費というのは出ますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 手元に財政とも調整してありませんので、詳細の資料はないのですけれども、実際にこの造成にあたっては、用地の取得から始まりまして、平成１５から１９年度までは特別会計のほうで運営をされていたものですけれども、詳細数字が手元にないものですから、１基当たりの数字についてはまた後ほどということをお願いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○７番（増澤武志君） すみません。通告になかったかもしれません。実は１基当たりの使用許可のための使用料、これが４８万９,０００円というふうに設定されております。これは条例で設定しておりますが、私の想像では、これが恐らく１基当たりの造成費にあたり、５００区画ですので、約２億５,０００万円の設置経費がかかったものと私は推測をいたします。この辺り、財政の担当者は、ざっくりでいいのですけれども、こんな計算でよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 宮越財政係長。

○財政係長（宮越卓也君） 今、総決算の額が幾らかわからないものですから、そこらは改めてまたお示ししたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○７番（増澤武志君） こういったものを、個人負担を設定する場合には、造成費、管理費等を含めて、過大な負担をしていただくわけにはいきませんが、投資額の改修分ということを想定した数値がこの数字だというふうに私は解釈をしております。大体そんなものであります。

したがって、これは先行投資として２億５,０００万円の投資をしてあったわけです。４８万９,０００円という１基当たりの使用許可、契約するたびにその資金回収をしているというふうに解釈をしております。当時、平成１５年から１９年が特別会計で

あったということ、これはよくわかります。

本来、こういった特定の方のための事業というのは、受益者負担の原則ということをするのが法の精神であります。よって、この霊園事業というのは、特別会計を含んで、これは地方自治法の209条でしたっけ、特別会計を組むということになっておりまして、独立採算で運営するというものであります。

そして、不足する場合については繰入金として明確にする。そういうことなのですけども、今、一般会計の一部のために明らかにされていないという状況であります。本来でしたら、特別会計のままこれを持ってきて、毎年毎年の推移を、会計を明確にする必要があると思いますけれども、これは私の解釈ですが、こういった解釈でよろしいかどうか。村長の所見だけ伺いたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） その特別会計、私も当時のことが少し記憶にあるのですけれども、墓地造成事業というのを特別会計でも扱っていたわけなのですけれども、それを一般会計のほうへ繰り入れるときに、やはりいろいろ議論がされておりました。やはり墓地の造園事業を特別会計としてやるべきだという意見が出されておりました。

山形村でそのころ、どうも墓地、いろいろひと段落という大変なのですが、一応、落ち着いてきたということもあって、別会計でやるよりは一般会計に入れたほうがいいというようなご判断をいただいて、議会のほうで一般会計のほうへ入れるということが決定されたということだったと思います。

やはり原則はまさしく議員がご指摘のとおり、墓地造園、造成事業でありますので、その事業の受益者が、受益を受ける方が費用を負担する。これはやはり地方自治の財政上の基本だというふうには思います。

ちょっと答えになりませんが、そんなふうに感じております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） わかりました。村長も同じ考えだというふうに受け取りました。

1基当たり50万円として500基、約2億5,000万円なのですけれども、これは本来、民間の会社でしたらバランスシート、貸借対照表に表示をさせて、資産として2億5,000万円。そして、負債が2億5,000万円、あるいは回収してきた金があればそれを資本金として入れるという、そういった複式簿記の会計をするわけであります。

今、山形村を含め、地方自治体はそういった複式簿記の会計方式を持っていない。単式簿記なものですから、こういったことが明確になりませんが、本来でした

らそのように複式簿記で管理すべきものであるということ。これはおわかりのことと思います。そうしないと、やはり資金が寝ていることがよくわからない。資産でありますけれども、資金が寝ていると。そういうことがやはり村の財政の中で起きているということ。これはやはり明確にしておかないと、村民の方も特別会計が終わって10年も経つと、こういったことも忘れてしまっております。

したがいまして、私たち議員はことあるごとにこういった問題については、実は莫大な投資があって、なかなか売れないものだから資産が寝ているよと。村民の財産がそこに寝ているのだということをやはり私たち議員がちゃんと村民には伝えていきながら、改善を求めていくと。そういったことがやはり必要だと思います。

さて、建設投資の部分はこれでいいのですけれども、次に管理料の話であります。管理料に関しましては、1区画当たり3,000円、この条例に載っておりますが、これが墓地全体の管理経費として、1年間の経費としていただく。これが160件です。で、年間管理収入が48万円であります。これを平成28年度の決算で見ますと、こういうことになっています。

決算の歳入におきましては、全部で97万2,000円であります。これは霊園の使用料、霊園の管理料であります。使用料が1区画当たり48万9,000円。これが1件ございました。霊園の管理料が3,000円の161件。これが48万3,000円という収入。合計で97万2,000円であります。これが歳入であります。同じく霊園の科目の歳出を見ますと、94万1,490円。94万円あります。

ですから、この数字で見ますと、プラスマイナスが合っているというふうになります。しかしながら、先ほど申し上げたとおり、使用料に関しましては資金の回収という性格のものであります。従って、残った48万円で管理をするというのが筋であります。

それに対して、94万円が管理費として出ている。そのうち1件の使用料の還付金が9万円ありますので、毎年85万円かかると見ておりますが、その中で使用料、管理料でもって回収できているのが48万円であると。この差額というのがやはり村民の負担として出ている。これが実態であると思いますが、大体ざっくり言って、こういうことでよろしいでしょうか。村長でも、担当でも。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご指摘のとおりでありますし、その分、村の税金がそこで費やされて、特定のそのの利用者のためにそれが使われているというのが現実だと思います。

す。そんなことですので、十分問題意識を持って当たらなければならないと、そんなことを思っています。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） そういったことでありますので、例えばこういった超過負担をしていることに対して、何とかしろよと。何とかするということは、要するに管理経費を85万円まで引き上げる努力をするということになりますと、これは契約を280基まで増やすということになります。ですから、280基まで増えると、ちょうど管理経費と今の収入とが合ってくるという状態ですが、そこまで何とか伸ばせよと、そういう努力をさせるような、そういった言葉が村長から担当のほうにあったでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私のほうから積極的に、正直申し上げまして、そういった指示をしたことはないわけですが、今、議員さんがご指摘のことは全くそのとおりだと思います。

それと、これからどうするかという、また大きな問題もありますので、その辺も含めて担当の現場のほうでもこの墓地が造成した見込みよりもなかなか埋まってこないという、この状態は何とかしなければいけないということは認識しておりますので、また十分、どんな方法がいいか真剣に考えてまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ということで、村長の直接指示ということではないかもしれませんが、認識をしているというお答えをいただきました。

そこで、現場のほうなのですが、やはりこれから努力が必要だと思いますが、例えば使用数を増やす、あるいは管理経費を削減する等の努力、どのようなものがあつたでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） これはまだ担当者が近隣の市村の状況を研修させていただく中で考えている、まだそんな、現場での手ごたえといいますか、そんな範疇で、まだ正式なものではございませんが、ただ、近隣市村の中でやはり聖地の区画数を多く持っているところは、例えばの話が、住所ですとか本籍にかかわりなく、外部の方にも、本当に必要とされている方があれば、使用料の値段を変えて使用申請を許可していると。そういった取り組みをしている市町村もあります。

それから墓石、いわゆる区画の返還料で、先ほど議員がおっしゃいましたように、28年も1区画返還がありましたけれども、そういった区画の返還料につきましても、山形村については従来条例の中で、あるいは規則の中で運用をしておりますけれども、その辺の返還金についての見直しといった点についても、検討する余地があるのではないかと考えたことを考えております。

また、歳出の関係で、支払いの関係で、一番多くかかっておりますのがトイレの清掃ですとか草刈り等の、いかに霊園の美観を保つかという部分のところに大きく予算が割かれておりますので、そういった点については昨年も今年も、何とか下げることができないかと、そういった検討はしてきております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 努力は続けていただきたいと思います。財政問題についてはこれで終わります。当時の政治的判断によるものと推察いたしますけれども、やはり後年、将来への負担というのを明確にするという責任を結局放棄したような形になっております。これは大変残念であります。そういうことを申し上げて、財政問題についてはこれで終わります。

次に、合葬墓に関してであります。合葬墓に関しましては、過去、大池俊子議員が2回にわたって質問をしております。将来、身寄りのなくなる人であるとか、墓じまいを考えているということで、大分村内にもニーズがあるようではありますが、お聞きしたいのは28年度に返還された墓所が1カ所あります。その方の状況等わかりましたら、わかる範囲で結構ですけれども、教えていただけますか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 28年度の方につきましては、やはりお墓の祭祀の後継者、お子さんがいらっしゃらなかったということで、後継者がいないということなのですけれども、親戚縁者の方がご自分の地元へ改葬をしたいということでの聖地の返還という形になっております。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） やはり身寄りのない方、後継者がいないという方は、墓地を管理するということはやはりためらうということになろうかと思います。

先ほど村長のほうから、中山霊園等の話が出ましたけれども、もう一度紹介しますと、中山霊園には個別埋蔵所というのと共同埋蔵所というのがございます。

個別埋蔵所は骨壺のまま、棚に20年間保管をする。その後、壺から出して遺骨を共同埋蔵所に埋蔵するというものでございまして、1体当たりが市民15万円、市民以外が18万7,500円ということであります。一旦納めると、所内には入れませんので、外から礼拝するという形になるということであります。また共同埋蔵所というのは、遺骨を壺から直接出して埋蔵するというもので、1体当たり市民の方が4万円、市民以外の方が5万円ということのようであります。

そして、安曇野市穂高にも今回、合葬式墓地ができて、12月16日に見学会という予定だそうです。これも同じように20年間、保管ということだそうです。こちらは1体当たり市民が15万円、市民以外が22万5,000円と、若干高めであります。

このように、やはり後継者がいない、将来身寄りがなくなるという方、あるいは墓じまいを考えていらっしゃる方については、共同埋蔵、合葬墓というのが必要だと思います。

そこでお聞きしますけれども、村に無縁墓がたしかあると思います。その設置場所等の状況を聞きたいのですが、設置場所がどこにあって、規模や大きさがどのくらいで、埋葬方法とか条例の位置づけなんかはどうなっているのでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 縁故者のいらっしゃらない行旅人等の方の無縁墓についてのご質問だと思いますけれども、山形村で区画のほう为上段のほうからA、B、Cというような形で既に使用が始まっている区画がございまして、その一番上に墓石のある、あちらが無縁者の方の墓地といいますか、墓石という形になっておりまして、お彼岸ですとかお盆等には職員のほうでお墓参りをさせていただいている状況であります。

実際に村内でそういった身寄りがなくて亡くなった方の2体分が安置されておりますけれども、そちらは骨壺に入った状態で、お1人、お1人、お預かりしているという形と、それからおよそですが、骨壺の形で20体ほど安置ができるようになっているようであります。

条例については、多分、議員も条例のほうをご覧になっていらっしゃるかと思いますけれども、そういった縁故者のない方の遺骨の扱いについては、特に条例等には記載はございません。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 私は一番上の非常に景観のいいところにあるという認識をしています。

提案といいますか、こういったことができるかということなのではけれども、今、無縁墓というものを、村の共同埋蔵所として位置づけるということを検討してはいかがかというふうに思います。条例に明記をして、そこに共同埋蔵所、松本市や安曇野市で言っている共同埋蔵所にして、骨壺から出して埋蔵するような、ああいったものではけれども、そういったようなこともやはり考えてはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） 昨年、私、こちらの担当になって、その実態を詳細に知るにあたり、また、松本市のほうへも視察に行かせていただいたときに、本当にこの3、4年ぐらいからすごく市民の皆さんのお墓に対する、墓地に対する価値観ですとか考え方が大きく変わってきたのを手ごたえとして感じているというお話もありまして、無縁墓に20体ほど可能だという話も聞きまして、担当者の中ではおぼろげにそういったイメージがなくはないではけれども、ただ、従来の運用の経過もありますし、これからの村民の皆様方の要望といいますか、ニーズがどのように動いていくかということ。過去、このなろう原霊園を整地するにあたって、何回もアンケート調査を重ねましたけれども、実際には今、予定数の半分超えぐらいしか実際の購入がないというような実態もありますので、慎重に検討はしてまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） 一番手っ取り早いという言い方は失礼なのではけれども、運用方法が変更できることが可能であれば、そういったことを検討いただきたいと思います。

最後になりましたが、樹木墓地であります。もう時間もなくなってきましたが。松本市では、私も11月17日に松本市に調査に行つてまいりましたところ、その直前に村から課長さんらが勉強に見えられたということを言っておりまして、敬意を表します。

松本市の話では、近年、10年ぐらい前から要望が寄せられ始めたということでもあります。今回設置したので言いますと、公営の墓地では全国で7、8番目ということでもあります。総事業費が1,900万円、面積370㎡、1体当たり50cm四方で960体が埋葬可能だそうです。

使用料が1体当たり市民11万円、市民以外が13万8,000円ということで、これは30

年ぐらいの管理料込みだということでもあります。これは最後の埋蔵の方があってから、10年後に、10年間寝かしておいて、全部土に還して、その後また再利用するという形のようにあります。

10月5日から24日までの申し込みの件数が39件。これは10月26日付の市民タイムスの記事なのですけれども、「少子化で墓を守らない人を主に、半数は子どもや跡取りがおらず、墓じまいを考え、お寺の墓から先祖や家族の遺骨を樹木墓地に移すといったケースだった」ということで、20件ぐらいがそういった方だということのようであります。このような需要というのは年々増えていくものと見られます。村としての対策も当然必要だと、私は思いますけれども、規模で言いますと、この規模が40m四方ぐらいの規模であります。その墓地が。そこに大体1,000体ということになりますと、逆算しますと5m四方の面積があれば100体ほどが樹木墓としての運用が可能だということでもあります。10m四方であれば400体が埋葬可能。このぐらいの土地がどこかにあれば造成が可能だと思いますが、造成といっても木があれば根を伐根して、整地をした上で芝生を敷くというような形になると思います。

投資金額もそんなに高いものではないと思いますし、工夫次第でできるということが考えられます。そういったような考え方でいくというのはいかがでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 塩原住民課長。

○住民課長（塩原美智代君） おっしゃるとおり、樹木式の場合はそんなに多くの敷地面積を要しないという形で、ただ、松本市でもおっしゃっていましたが、地下の土地の構造等を調べないといけないということでしたので、山形のなろう原霊園のように既に埋蔵文化財とかいろいろな調査が済んでいて、土地の地質もわかっているところであれば、比較的早急に取りかけられることも可能ではあるかとは思いますが、議員のご意見を今後の参考に、また検討させていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） ぜひお願いいたします。

時間もそろそろまいりましたので、まとめたいと思いますけれども、この村に居を構えた人たちが安心して暮らし、天寿を全うした後、その家族が子々孫々反映し、先祖の供養をするということでもあります。それとともに、心のよりどころとしての施設、それがお墓であります。先祖が、またその家族が生きてきたという証となるもの、言ってみれば一家のアイデンティティがお墓であります。

したがって、霊園の行政は大変だと思いますけれども、まだまだご自身の墓を

持っていない方につきましては、なろう原霊園の利用を積極的に進めていただきたいというふうに要望いたします。また、お子様に恵まれなかったり、あるいは跡取りのない方等、将来本当に不安のある方がいらっしゃいます。そういった不安に対処するためにも、樹木墓地や共同埋蔵というのが必要だと思います。これはともに必要なものであると思いますので、村の積極的な取り組み、今後の検討をお願いしたいと思いますけれども、最後に村長の所感を聞かせていただいて、終わりとしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご意見、それからいろいろな提言をいただきまして、まさしく今、墓地のあり方も、当時、10年前とは大分変わってきておりますので、いろいろなことを勘案しながら、参考にさせていただき、検討したいと思います。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 増澤武志議員。

○7番（増澤武志君） これで質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で増澤武志議員の質問は終了しました。

◇ 籠 田 利 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位7番、籠田利男議員の質問を行います。

籠田利男議員、質問事項「スカイランドきよみずと清水寺の今後は」について質問してください。

籠田利男議員。

（6番 籠田利男君 登壇）

○6番（籠田利男君） 議席番号6番、籠田利男です。スカイランドきよみずの話をすれば、村長も大変思い出のある場所だと思います。今日はその懸念されるスカイランドきよみずについて質問させていただきます。

毎年、スカイランドきよみずに対し、株式会社トヨタエンタープライズに指定管理料、優待券補助、設備関係保守費、建物修繕費等、年間数千万円の村費が投入されています。この現状を村民はどう思っているか、考えるときも来ているかと思います。私もここは取締役の時代が少々ありました。株式会社スカイランドきよみずでしたが、何とか黒字が続いてほしいと、一生懸命、意見を言わせてもらったことを覚えております。

そんな思い出も私はあるわけですが、村長は支配人時代に、このスカイランドきよみずに予約がとれないほどお客が来て、他市町村に誇れるスカイランドに、そして村にしたいと考えておられたと思います。今回はこの村最大の懸案事項のスカイランドきよみずと、そして清水寺との今後についてお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

質問1です。まず、支配人時代に考えておられた客寄せの手段のお考え。

2つ目に、指定管理制度をこのまま続け、村費を投入していかれるのか。

3番目に、京都清水寺との関係をどうされていかれるのか。

4番目に、屋根の改修工事が終わり、村唯一の村宝としての清水寺を今後どう活用されていかれるのか。

5番目に、京都清水寺の元寺としてのお考えはされているのか。また、村の観光財源としてのお考えは。

以上、この5問の質問ですが、村民の皆さんも大変気になること。村長のお考えを今日このテレビの前で村民の皆さんに聞かせていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 籠田利男議員の「スカイランドきよみずと清水寺の未来は」というご質問であります。

最初に「支配人時代に考えた客寄せ手段のお考えは」ということでありますけれども、スカイランドきよみずといいますか、まず清水高原の開発の歴史について説明をさせていただきたいと思います。

清水高原は昭和40年代に長野県企業局が造成し、清水高原保健休養地として、現在建築済みの建物が93戸、土地のみの分譲が終わっているところが104件、合計で197件の別荘地がございます。

この別荘地を管理運営するために、清水高原保健休養地管理組合が設立されております。当管理組合の組合長には、慣例によりまして、歴代村長が就任をしております。なお、この地区には、現在、12世帯17名の方が住民票を移して、定住をしております。

昭和48年、別荘管理業務を行う保養センターとして村営の清水荘がオープンをい

たし、標高1,300メートルの高原の保養地として高度成長期からバブルの時代を経て、19年間、営業をしておりました。高冷地で、木造建築でもありましたので、老朽化の進みも早く、平成5年10月に取り壊しをされております。

この村営清水荘の後継施設として、平成7年7月に第3セクターの株式会社が運営するスカイランドきよみずがオープンとなります。当時は、この近隣ですと、辰野町・堀金村・三郷村などでもリゾートホテル風な宿泊交流施設が計画され、また営業が始まるといった、そんな時代でありました。

私は、清水荘が取り壊され、起工式がその年の平成5年11月に行われておりますが、その後、平成6年4月から準備室の職員として、また平成7年4月からは役場職員を休職いたしまして、株式会社スカイランドきよみずの社員としての3年間を含め、合計で4年3カ月、スカイランドきよみずの仕事に携わっておりました。

当時、オープンに向けての研修だとか、近隣の観光ホテルなどをお願いして、ベッドメイキングなどのルームサービスや清掃、食事の配膳・下膳などの研修をしながら準備をしておりました。

今でも記憶に残っておりますのは、旅館業のおもてなしの心得を学ぶために、秩父の旅館の女将を紹介していただき、指導をいただきました。お客様にいかに満足していただけるか、お客様とのまさに真剣勝負であります。接客業の醍醐味はそんなところにあるかなと感じておりました。

客寄せについての考えであります。当時は夏場は特に、家族連れの都会のお客様が多いこともありましたので、スカイランドきよみずの周りに自生する山野草の説明だとか、山形村の紹介など、村の魅力を宣伝することで、お客様のリピート率の向上につなげたいと考えておりました。お客様それぞれで期待するサービスも違うわけありますので、一人ひとりのお客様がどのようなサービスを期待しているかの的確に把握し、どういうサービスができるかをその当時の社員ともども考えておりました。

次に、質問の2番目ですが、指定管理制度をこのまま続け村費を投入していいのかということですが、スカイランドきよみずについては施設の修繕費など大きな投資を現在しております。現在の指定管理期間は平成32年3月末となっておりますので、早目にこの後どうするかという検討も始めなければいけないと思っております。具体的には来年度、新年度が始まりましたら、どんな方法で検討していくかも含めて考えなければいけないと思っております。

次に、質問の3番目ですが、「京都清水寺との関係をどうされていくか」と

いうことであります。京都清水寺は大変有名であり、観光力といいますか、そういう魅力もあるお寺であります。村が主体となって特定のお寺さんに積極的に関係をつくるというのは政教分離の原則から言ってもあまり表に出ることもできないというのが現実であります。一方、山形村の清水寺と京都の清水寺がいろいろ不思議な縁により結ばれていることもありまして、村民の皆様にとりましては大きな誇りになっているものだと思っております。

このようなことから、今後も引き続き、村民の皆様が主体となって、京都清水寺との関係づくりを継続的に進めていくことが好ましいことだと思っております。こういった地道な取り組みによって、村の清水寺も活用した交流人口が増大し、地域の活性化へつながっていくものと考えております。

次に、ご質問の4番目の、屋根の改修が終わり、村唯一の村宝としての清水寺を今後どのように利用されるかということですが、村の大切な文化財として、適切に保存管理がされ、後世に引き継がれていくことを願っております。また、清水寺の活用についてですが、今までどおり村の重要な観光資源として位置づけ、交流人口の増大にも役立てていきたいと考えております。

質問の5番目の京都清水寺の元寺としてのお考えはということですが、できれば、山形村の清水寺が京都清水寺の元寺であってほしいという思いはあるわけですが、あくまでこれは伝承ということですので、これを例えば村外に向かって積極的にPRするというわけにもいかないと思っています。これは行政の立場とはまた別に、伝承として宣伝していくということは、行政と直接関係ないことですので、その点に関しては特に、積極的でもありませんし、消極的ということもないことかなとは思います。

次に、村の観光資源としての考えですが、村の清水寺は非常に厳しい自然環境の中であって、長い歴史を刻んできております。山形村のまさに庶民の祈りの文化を延々と現在までつなげてきている。そういった建物、そういった文化財だというふうに考えております。こうした村の清水寺の姿は、現存する有形文化財とともに長い歴史文化を現在に伝える山形村の大きな財産であります。村の重要な観光資源としても十分活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） それでは、まず最初の質問で、村長が今、考えられていたとい

うことで、私も当時、村長からいろいろな話を聞かせてもらったことも覚えております。本当におもてなしの心というのが一番大事かということで、村長の言われるとおり、やはりそういう気持ちが残っていれば、また必ずお客さんも来てくれるかなと思いますが、今現在、どうしてこんなにいつまでも後押ししなければいけないような状態になっているかということ、村長、自分で今、支配人の立場として考えてみたらどうなのかなというところを、少しさわりだけでもいいですから、教えていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私もスカイランドきよみずで非常に成績の悪い支配人でありましたので、ここで、こういうところがもう少し改善したほうがいいではないかと言いくいところもあるのですけれども、当時はスカイランドきよみずが、今になって考えればという話なのですが、夏場のシーズンはリゾートホテルという売りというか、そういったことで村外に十分売れるというか、そういった条件があったと思いますし、それなりのおもてなしみたいなサービスもできたと思うのですけれども、スカイランドきよみずという宿泊交流施設の持っている一番の弱点というのは、夏場がリゾートホテルで冬場はやはり地元を中心とした保養センターという色を出さなければいけないと。その切りかえがなかなか、簡単のように思えるのですけれども、昨日までは外向けの高級リゾートということで売ってきたのが、明日からは地元向きの保養センター向きのサービスにかえるという、こういったところがなかなか、自分としては反省点といいますか、そんなことを考えております。今のトヨタエンタープライズさんも、もっと考えた営業をしているかと思うのですけれども、やはりこの問題というのは1つのハードルになっているかなということを感じます。

それと、やはり、先ほど議員がご指摘のおもてなしというところでもありますけれども、そういったものも夏場の考え方と冬場のサービスの仕方、やはりそれなりの違いを出さないとなかなか難しい。そんなことを感じております。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 秋になって、私、二度ほど続けて行ったのですけれども、変な話、お釜に火をつけてくれて、松茸ご飯ですか、炊いてくれているのですが、2人の方が火がつけてなかったと。1人ずつ2回やったのですね。そんなことから、本当におもてなしというか、気の使い方が足りないのかなとつくづく感じます。常会なんかのあれで室山に行ったら、若い子が本当に見事に、1人ですけれども、賄って、気持

ちよくすべてを間に合わせてくれている。そういう姿を見れば、月とすっぽんの差がありました。そんなところが、どうしてそんなところまで考えてエンタープライズはやらないのかというふうにつくづく感じます。

私は、場所が悪いから仕方がないのだとか、山の上だからお客さんが来にくいのだとか、20分ぐらいかかりますか、そんなことで遠いからお客が少ないのだとか、そういうふうに見られる方もいらっしゃいますけれども、そんなことは決してないと思うのですよね。

小諸に高峰高原ホテルというのがあるのですが、雲上絶景宿ということで、1,000メートルなのですね、あそこは。とてもではないが、あの上へ上がって行かなければいけないのです。おもてなしも徹底的にしなければいけないという、そうではなくて、やはりそこそこのおもてなしでやっているのが、村長もご存じかと思うのですが、仙仁温泉という、金井さんという方がやっているのですが、その方はもう1年向こうでなければ予約がとれないという、そういうような。そこは駐車場もなく、道路端にとめて、橋を渡っていかなければホテルに入れないというような、そんなことです。

そんなことから、考え方ひとつ甘えていて、おもてなしの心というのが欠けてきているのかなと。二度も三度もご飯が煮えないような、そんなところでは誰もが行かなくなると。もうみんな帰ろうと思ってご飯を食べるとき、まだこれから煮ますよという話ではどうにもならないというような、誰にしたって。そんなことがありますのでちょっと、村長も言いにくいところですが、何らかの形で、こっちも払っているのですから、お灸を据える必要もありはしないかなというように思います。

2番目の質問に入ります。この指定管理のほう、今、もう3年ほどあるわけです。3年ほどあるわけなのですからけれども、村民のほうからは3年間そのまま1,600万円をそのまま支払って、なおかつ設備だ建物だというのを村がやっていかなければならないという、これに対しても、果たして3年、本当にそこまでやっていかなければいけないのかという、そういうところがあります。

これが本当に、一生懸命やっている姿が見えれば、そんなこともかなり村民にも違ってくるかと思うのですが、米が食べられないでおりてきた人は、これはつくづく思うわけですね。ですから、本当にこころ辺のところが指定管理というものの欠点がここで浮き彫りにしているという、そういうふうな感じに見えます。

これに対しては今も、ちょっとあれなのですが、村から注意されたり、こういう方法はどうかとか、そういうことは一切されていないで、すべてお任せということで、

何も言われないうちでいるのが今の実情ですか。そこのところは課のほうなり何なりがそういう点はたまに行って見ているとか。ただ払っているだけで何もしていないのか、たまに行ってみて、そういうことをしているのかどうかということをお聞きしたいです。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） また後で補足があれば課長のほうからあれですけども、今の指定管理というものの考え方ですが、指定管理を委託している村側と受託者側との関係でありますけれども、それはいろいろ気がついたところもあれば十分何でも言えいいというふうに私は思っています。直営とも違うものですから、こういうことがあったので、こういうことを気をつけてくださいという話がありましたとか、そういったことはできるだけ伝えるようにはしております。

ただし経営の内容だとか、具体的というのですか、サービスの仕方の問題だとか、営業方針にかかわったり、そういったところについては、やはりあまり口を出さないほうがいいのかなどということは考えておりますけれども、今のお客様の立場として村の人からこういう意見がありましたというのは、どんどん伝えていくべきだと思いますし、そのことはまたスカイランドきよみず自体のサービスの向上に当然つながる話でありますので、気のついたことは何でも言ってもらえればお伝えしたいと、そんなふうに思っています。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 今、村長が申し上げたとおりでありますけれども、村のほうでも指定管理連絡協議会というものがございます。四半期ごとに営業成績というか、その辺も含めて、メンバーは住民代表の方とか、税理士さんとか、それから役場では産業振興課、建設水道課、総務課というような構成の中で、四半期に一度ずつ、どういう方法がいいのかという部分で、四半期ごとの現状というものを報告を受けておりますし、どういうものがいけないから直していこうということまで含めて、その連絡協議会の中では話をしている状況でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） それは書類の上での話ですよ。すべてが、データを見たりして、今そういう状態なのということだと思ふのですが。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 書類上でのものです。報告を受けての話でありますので、

現場に行って云々ということではございません。現場に行くということも可能ではあるかと思うのですけれども、今では書類上での報告、協議ということであります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） それが私から見ればちょっと甘いのかなというふうに思います。

私、株式会社スカイランドきよみずのときに取締役という立場で伺ったときに「今度こういう料理を出しますよ」ということで、その料理を出されました。そして「これはいい」「このところはこうしたほうがいいじゃないか」とか、そういうことも立場として言わせてもらいました。そして、それで改善して、いけない部分があったらよくするという考え方。

ただ、書類上だけだと、やはりそういうことはわかりにくいと。先ほどの、お釜に火がついていないことも報告されないですし、そういうことは見えないところで終わってしまうと思うのですね。やはり検査機関というのが行って、たまに見ることも村費を少なくするため、そして客を呼ぶための1つの手段ではあるのではないかなと思います。

それでは、3番目の質問です。京都清水寺との関係ですが、確かに政教分離上の考え方から言うと、行政がやるということは難しいということ、これもよくわかります。ただ、日本全体を見ても、やはり社寺を通してその地域が栄え、大きな町や市になってきているのです。そして、それが、そこへ住む住民の心の支えとなって、やはり神があつたり仏があつたりということで、そういうものが誕生して、そういう社寺があるところが栄えてきているということになると思うのですよね。

やはり、今、村長の言われたとおり、村全体の中から、行政が一方的に後押しするというのではなくて、よくしなければいけないという。客を呼ぶためには今の京都清水寺は親戚であることは、大西真澄さんが、大西良慶さんのところへ嫁いでいったということで、今、お孫さんの英玄さんが来ているということは本当に確かなことです。今のチャンスを逃してしまえば、昔はこういふことで親戚で、真澄さんという人が行っていましたよ、なんていうことが今現実には、今がチャンスだと思うのですよね。

やはり今を利用、利用という言い方もないかもしれませんが、今を何とかしていかないと、これは観光にもつながってこないですし、お客を呼ぶことにもならない。それによって、スカイランドのほうもお客が来るといふことにつながってくるのではないかなと、私はそのように思うのですが、そこら辺、村長はどうですか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 基本的な考え方は私もそんなふうに感じております。また、いろいろな機会を捉えまして、村としてもお願いするところはお願いをして、京都清水寺とのいろいろな関係というのは宣伝にも使わせてもらったりということを考えてはおります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） 村長、そういうお考えでおられれば、私もほっとしたところなのですが、屋根にたくさんのお金をかけて、ああいうふうにきれいに仕上がったということで、ただ、宝だけではどうにもなりませんので、やはり村民のための清水寺ということになっていかなければいけないかなと思います。

誠に難しいかと思うのですが、村長の考えの中から、私もちょっと前にそんな話を村長にもさせてもらったのですが、やはり住職を置かないと、清水寺はお寺にならないような気がします。住職を置くことが、いろいろな難しいこともあるかもしれないですけども、本当は京都の清水寺から住職になっていただけるような方が見えていただいて、やってもらうに越したことはないのですが、そんなうまくいかないにしても、もしかして、村長、協力隊の話が先ほどから出ているのですが、そういう中の人に住職をやれるような方があったら、これは越したことがないものですから、そういう方も1つの案として、本当に難しいパーセントだと思うのですが、1つの案として、そんな人も求めているような、募集といいますか、そんな話をしていただけたらどうなのかなと思いますが。笑われてしまうような話かもしれません。村長、どうですか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 公式にここでしゃべるのは非常に制約がある話なものですから、あれなのですが、1つの例として、今、京都の清水寺との関係が非常に深まっているという中で、京都の清水寺と、では、今ある清水のお寺が何らかの友好関係であったり、住職が交換するだとか、そういったことが仮にあるとすれば、それは非常に観光にも役立つということはあると思います。

ただし、そこで問題になりますのは、行政としてはその場合には手を引かなければいけないという、これもまた事実でありますので、その辺の兼ね合いが山の上で清水寺がこれから何年も残っていける道というのはいろいろなところの様子を見ながら残っていく。

清水寺の歴史を見ても、やはりそうでありますけれども、非常に栄えた時代、それで無住になって、誰も管理しなくて荒れ果てた時代。そういったときにそれぞれ、その清水寺を管理する人間が知恵を絞って、どこどこのお寺の末寺についたり、またあるときはまた違うお寺の末寺につく。そういったことを繰り返して、まさに栄枯盛衰を繰り返してきて現在あるという。そういったこともどうもあるようであります。

やはり、あの山の上の清水寺、これから１００年、２００年残っていくという方法は、やはりそう簡単なことではないなと思いますし、今の清水寺、議員ご指摘の清水寺との関係というのもできたらうまく利用できれば、それはそういったところを願うところではあります。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○６番（籠田利男君） 村長のお考えは、非常にそういう考え方でいっていただければいいかと思います。今、村のパンフレットには清水寺も載っているわけですし、スカイランドも載っておるわけなのですけれども、やはり京都まで行かなくても京都の清水寺の恩恵が受けられるというか、清水寺に行ったことになるというような、例えばお札にしても何にしても、そんな形になってくれば、きっとあそこにも何百人、何千人と見える方がいるのではないかなと、そんなふうにも思うわけです。

私、いろいろなところへ行ってみた中でびっくりするところがあったのですが、山形でよく、山形の中にある三峯神社、三峯様というのは村長もご存じだと思うのですが、私、そこに行ってまいりました。埼玉県の大崎にありました。ナビでやったら大体４時間ぐらいかなという感じで、とにかく行ってみようかなと思って行ってきました。行けども行けども山道を、スカイランドの数倍行きました。とてもではないが、いつ着くのかなというような。結局、４時間半飛ばしきりで行って、着いたら駐車場に入れないので、結構２、３００台ぐらい入れる駐車場なのですが、それにも混んでいて簡単には入れなくて、だんだん暗くなってくるというような世界でした。

でも、そういう、高さとか遠い近いの問題ではなくて、やはり人が行けるような、人気があるのかどうかあれですが、あそこには講というのものもあるので、それは別になると思いますが、やはりあそこに泊まれる場所もあるので、夕方も行方があったのかなと思いますが、中へ入ってご祈祷しなくても本当に丁寧にやっていただくことができて、遠くまで行ったのですが、堪能して帰ってきたことを覚えております。

本当に、遠いから近いからという問題ではなくて、やはりそういう迎え方ひとつに

よるかと思うのですね。そんなことから、村長が言われるような、その中で変えていかれたらと思います。またやり方も、村はそんなに関与することは難しければ、観光協会もありますし、それは幾らでもやり方はあると思うのですよね。そんなふうに考えていけたらと思います。

どうすれば、村のほうには政教分離の考え方を持っている方もいらっしゃると思いますので、どうすればその方々にも理解してもらえるか。そういうことは村長も一番わかっておられると思います。我々村民はいろいろなところで、よいところ、こういう高い山形村になってほしいなということで頑張ってきたわけなのですが。今日も、村長ご存じかと思いますが、村長は観光協会の顧問ですので、今日といたしますか、この間も松本城へ行って、山形のチラシを配っていただきました。そば祭りのチラシですね。その結果、結局、今回は1, 450食というようなそばが出たわけなのですが、そんなことで、今日も、村長ご存じかと思いますが、昨日、商工会観光協会の職員が向かいまして、今日は伊豆の河津町に行っております。そこで山形の長芋やリンゴ、野沢菜、そばなどを持って、軽トラ市ということで、昨日出て行って、今日、今ごろ売っていると思います。そんなことで山形をアピールしていかなければいけないかなと思っております。

そんなことから、この間おかれまして道祖神とそば祭りのときも、下のほうでは15社の企業が出店しまして、村の産業祭として外へアピールしていかなければいけないのだということでやりました。あと、これも村長もよくご存じですが、山雅の選手のサイン会には200名の方が見えているということでもあります。

要は、明るい元気なこの山形村にするために、今までにこだわらない行政改革をしていただいて、スカイランドきよみずと清水寺をタイアップさせた観光開発を考えて、自立できる観光事業を確立させて、明るい未来ある山形村に舵をとっていただきたいなと、そんなふうに思います。

幾ら指定管理の中のお金を毎年数千万円納めていても、何ら変わらない。どこかで改革をしなければどうにもならないわけです。これをぜひとも舵とりをしていただきたいなと思いますけれども、村長、最後に一言、お願いしたいです。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 清水高原、特にスカイランドきよみずと清水寺の課題というか、そういった意見、いろいろご指摘いただいたわけでありまして、先ほど言ったように、スカイランドきよみずに関しましては、指定管理があと2年とわずかという

時期を迎えてまいりますので、新年度についてはいよいよ真剣に議論を重ねる。

もう1つの清水寺のほうに関しましても、ちょうど来年、竣工に向けての八十八夜の式典もありますので、いろいろなそういった機会を捉えて、いろいろな方のご意見を伺いながら、清水寺がこれからどうすれば最も村民の方に期待される清水寺として残っていけるか。そんなこともまたご意見を聞かせていただきながら、一緒に考えていただければと思います。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 籠田利男議員。

○6番（籠田利男君） そういうふうに考えていただいて。村長、1つお願いがありますが、アンケートを村民からいただいて、スカイランド、清水寺、これからどういうふうにしていったらいいかということ。やはり村民の人たちの考え方からも、いろいろな工夫を考えている方もいらっしゃると思いますし、役員だけではなくて、やはり村民の人からの一言も大事になるかと思うので、ぜひともその点もお願いして、私の一般質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、籠田利男議員の質問は終了しました。

それでは、次の8番に入る前に、休憩をいたします。

休憩。

（午後 2時17分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 三 澤 一 男 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位8番、三澤一男議員の質問を行います。

三澤一男議員、質問事項「災害に対する防災・減災対策は」について質問してください。

三澤一男議員。

（12番 三澤一男君 登壇）

○12番（三澤一男君） 議席番号12番、三澤一男でございます。私は以前から、災害対策について何度かお伺いしてまいりましたが、改めて質問をさせていただきます。

我が国は世界の地震（マグニチュード6以上）の約2割が発生する地震の多発する国です。平成7年の阪神・淡路大震災、平成23年3月11日の東日本大震災、昨年4月の熊本地震等、県内でも平成26年11月県北部地震が発生しております。本年9月、中央防災会議、会長は安倍首相でございますが、地震予知を前提とした大震法（大規模地震対策特別措置法）を見直し、予知は困難としました。この地域でも、以前から言われている複数の断層帯があり、いつ大地震が起こるかわかりません。今回特に大震災に対する防災・減災対策についてお伺いいたします。

防災は被害を出さないこと、減災は被害を最小限にするのが目的だと思います。どちらが優先ではなく推し進めていく必要がございます。災害発生前の平時（事前防災）からの備え、災害発生時、災害発生後と各段階での対策についてお伺いいたします。

村議会では本年度、前消防庁長官青木信之氏を招き、講演をしていただきました。その折の講演から自治体が行うべき災害応急対策を踏まえ、質問いたします。

その1つとして、災害対応対策の整備と発災時の対応は。インフラ整備も含め、事前防災についてお伺いいたします。

2番目、避難勧告等の発令体制の整備とその基準は決めていますか。

3番目、防災情報システムの整備と発災時の情報収集分析はどうなっていますでしょうか。

4番目、受援体制の整備と救助救急活動の対応は。

5番目、避難所の指定・確保と発災時の安全確保や食料等の確保は。

6番目、応援職員の受け入れ態勢の整備と発災時の被災者の支援は。

以上、通告に基づく質問といたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 三澤一男議員の質問にお答えをいたします。「災害に対する防災・減災対策は」のご質問であります。

最初に「災害対応体制の整備と発災時の対応は」についてであります。山形村地域防災計画から抜粋しました山形村職員災害行動マニュアルを作成しております。このマニュアルは、大地震が発生した場合及び風水害に備え、職員各自が危機管理意識を持つとともに、災害発生時の初動体制を確立するものであります。内容は、動員配

備体制、伝達系統、対策本部の設置基準、事務分掌などが記載されております。

また、事前防災につきましては、上下水道等の主要施設の耐震化等の推進や上竹田四ッ谷地区急傾斜地の崩落対策事業など、危険箇所の整備をしていくことが防災につながっていくと考えています。

2番目の質問「避難勧告等の発令体制の整備とその基準は定めているか」ということでありますが、村の防災計画をもとに避難勧告等に係る判断基準として、平成23年9月に定めております。

次に、3番目のご質問の「防災情報システムの整備と発災時の情報収集分析について」ですが、緊急地震情報、気象等の特別警報など11の情報が国の全国瞬時警報システム（Jアラート）により、村の防災行政無線が自動的に起動し、サイレンが吹鳴し、音声放送が行われるようになっております。

また、発災時の情報収集分析については、防災計画の情報収集連絡体制により収集を行います。具体的には、職員が参集途上における被害状況を報告するほか、担当課ごとに関係機関等の協力を得て被害状況を調査し、災害対策本部に報告を行い、さらに県、消防局に報告をすることになっております。

次に、4番目の「受援体制の整備と救助救急活動の対応について」ですが、警察や自衛隊等の応援の受け入れについては、災害に応じた活動をする拠点の確保を行います。防災計画の中では場所等の記載がないので、今後、関係機関と協議し、取り決めていく問題だと思います。また、人命救助を最優先に、松本広域消防局、松本警察署、医療機関との連携を図り、救助活動を行ってまいります。

次に、5番目のご質問の「避難所の指定・確保と発災時の安全確保や食料等の確保」ということでありますが、避難所については村内に12施設を指定してあります。開設にあたっての取り決めなど、具体的なことは決めてはございませんが、今後、自主防災会等との調整を図りながら、速やかに開設できるように見直しをしてまいります。また、食料の確保については、役場に備蓄してあるものを配給しますが、不足する場合は県の災害時応援協定により、他の市町村にも協力を要請してまいります。

次の6番目の質問「応援職員の受け入れ体制の整備と発災時の被災者の支援は」ということでありますが、あらかじめ応急対応業務に必要な物資、人員等について、本計画や業務継続計画等に規定をすることになっております。具体的に応援職員の受け入れができるよう、計画の見直しを行っております。また、被災者の支援ですが、住むところの確保、仮設住宅やその他必要な支援を受け入れるための事務手続も迅速に

行うこととしております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それぞれご答弁いただきました。それでは、災害対応の整備と発災時の対応はというところから再質問をさせていただきます。

事前防災につきましては、防災マニュアル、行動マニュアル等があるということで、それに基づいてやっておるということですし、上下水道の耐震工事等もやっているということでございますけれども、私のほうはもう1点、また違う観点からお伺いしたいと思います。

災害が起こる前から、一般の建物被害に対して、村は住宅耐震改修促進事業というもので、耐震強度が足りなかった場合には耐震強度を上げるという工事を行えば補助金を交付するという事業がございますけれども、これに対する耐震診断並びに耐震工事の執行状況がわかればお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ただいまの耐震診断、耐震改修というお話でありますけれども、今年度の予算の関係から申し上げますと、耐震診断については3件ということで実施されております。こちらのものにつきましては、昭和56年5月31日以前に建てられた専用住宅が対象ということで診断を行っているところであります。

ただ、診断は毎年応募があるのですけれども、耐震改修というふうになりますと、ここ数年、特に実績がないという状況であります。年数からすると、改修というよりはまるっきり建て替えというような建物になってくるかと思えます。そういうこともありまして、そちらの申請はないのかなというようなことで見ております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ちなみに、今のお話ですと、診断は3件された。耐震の補強工事はされていないということでございます。それで1点お聞きしておきたいのですけれども、これは私どもも予算を見ておりますけれども、たしか90万9,000円だったと思えますけれども、よろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） はい。今、おっしゃられたとおりでございます。90万9,000円ということで、かかった経費の2分の1という定義になっておりますけれども

も、上限額がございまして、90万9,000円ということで行っております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 今、言われたような、90万9,000円。これ、2分の1ですから、180万円ぐらいの工事ということになるわけですがけれども、これというものがなかなか、診断はするけれども工事に結びつかないということは、やはりそれぞれ負担が大きいということもあるとは思いますが、もう少しプラスアルファの支援等があればいいのではないかと思います。

昨年までは住宅リフォーム事業というものがございましたけれども、これは現在は村では行っておりません。耐震促進ができるような機器の、建物の家具の固定等の転倒防止器具だとか、そういったものにも使えるような事業を再度検討することはできないか、お聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） なかなかこの場で即答というわけにもいかないものですから、今後、研究課題ということでご意見のほうを頂戴しておきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 事前防災というのは、建物が倒壊するというよりも、その前に家具だとか何かの下敷きになるというような例のほうが多いとお聞きしておりますので、建物が倒壊するというような以前の対策、小さな対策、こういうものを地道にしていくということが重要ではないかということから、今、課長にお話しいただいたように、研究、検討していただいて、ぜひその辺のところも、住宅リフォームというところではないのですが、そういう部分にかかわるような、耐震強度を増すような事業を検討していただければと思います。

それから、震災発生時に緊急車両並びに緊急物資の輸送ですね。これは必ず必要になるわけですが、幹線道路沿いというのは今、山形村にはすべて電柱が幹線道路の脇に立っております。これを、障害物を通して車が走ってくることはできないわけですから、地中化というようなことを電力会社に申請したり要望したりしているという働きかけは今までやっていますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 電線とか電柱ですが、そういうものの地中化ということについては特に要望はしてございません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ただいま申し上げたように、緊急車両等は、車両はもう道路に横になっているような物を乗り越えては通行できないわけですから、その辺のところを、少なくとも役場の近辺なり、どうしても重要なところ、その辺のところは地中化するというようなことを検討される必要があるではないかと思います。再度、この辺のところの働きかけは考えていませんか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） インフラ部分も含めて、その辺は検討していきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひそういったことで検討しておいていただきたいと思います。

また、これは道路に関して申し上げたいと思いますが、山形村はどちらかというと、従来からの住宅があるところに生活道路が走っているわけです。この生活道路がまた寸断されるというようなことがあった場合に、例えばそのところからバイパス的に抜けられるような、要は一旦幹線道路から外に出られるような道、こういうものを整備しておく、例えば生活道路があつて、それが通行できなかったのが、横に抜けられると、結構、山形村は外に畑、田んぼ等があつて、そこも結構舗装されているケースがあるわけです。そういうところに緊急車両なり、物資輸送なり、避難路という意味も含めて、そういう道路の整備というのが必要ではないかと思いますが、そういうところを見直すとか、こんなところにこんな道路が確保されたらいいねとかいうことは検討された経緯はございますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 篠原建設水道課長。

○建設水道課長（篠原雅彦君） ただいまのお話なのですけれども、特に村としては検討した経過はないという状況であります。

理想としたらそういったバイパス的な道路を整備できればいいところであるのですが、どうしても道路関係は、今の状況で申し上げますと、どうしても地域づくりの関係優先等ありますので、なかなかそこまで手が回らないというのが現実でございます。

ただ、こういった災害等、いつ来るかわからないということもございますので、そういうイメージを形成するというのも大切なのかなと感じております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） これも、そういったことで事前防災という意味では、そういったところが、今までこの道、昔は通れたような道が結構あって、そのところが今は通れないようなところがあって、地域づくり何なりでも出ている話もあるのですけれども、そういうようなところも含めて検討していただければと思います。

それから、2番目に入りたいと思いますけれども、地震対策で村は業務の継続、BCPを策定しました。これは発災後72時間を想定した計画ですが、発動は地域防災計画に基づき、災害対策本部を設置したとき及び村長の決定による発動となっております。これなのですけれども、村長不在時の基準についてお伺いします。

これは実際に、平成25年の伊豆大島の台風のときに、大規模の土砂災害が発生したときに、町長、副町長が出張中であつたと。防災担当も帰宅して、初動対応が大変に遅れたという事例がございます。本村の村長不在時の代行順位、もう一度お伺いしたいなと思います。それから念のために、参集体制もお伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村長不在時ということで、副本部長が副村長と教育長になります。副村長は不在でありますので、今、山形でいいますと、教育長が本部長という形で指揮監督にあたるということでありまして、また、教育長がというときには総務課長というような、指名した職員というような形の中で指揮系統が変わってくるということでございます。

それから、参集の内容でありますけれども、地震等につきましては、警戒維持体制という形のものでありまして、震度4以上につきましては担当課長等が招集がかかるという内容でございます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ただいまの件は、この防災の、村の事業継続計画、当然これはもうこのときの第1順位は副村長、第2順位が教育長、第3順位は総務課長というふうになっております。今、言われたように、副村長がいらないわけですが、そうした場合には、やはり村長不在時にも何が起こるかわからないということから、私はこの件についてはまた後ほど質問する議員もいますので、特に申し上げないですけれども、副村長という立場でやはり指揮命令系統の中の頂点に立つ方が不在時には必要ではないかと思っておりますので、早急に任命をしていただきたいということだけ申し上げておきたいと思っております。この件について、もしございましたら。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） ご意見いただきました件は、そんなふうを受けとめさせていただきます。

災害でも何でも、こういった場面が、こういったことがあるかわからないわけですので、いろいろな、特に非常時に関しては、トップダウンで当然やらないと動かないわけでありますので、それぞれ順位は決められておりますし、また、総務課長がいない場合にも、また次の職員が誰がやるかという、そこまで細かく決められております。

そういったこともありますので、指揮伝達の系統に関しては、トップダウンでちゃんとできるように、災害時には対応できると。そんなふうと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） この件はそういうことで、いなくても順位はきちんと守られる状態になっているということで、確認をしておきたいと思います。

それから、防災情報システムの整備でございますけれども、これは先ほどからも同僚議員が何度か防災の告知に関する件も聞いておりますけれども、ここで1点だけ、今の防災行政無線について確認しておきたいと思います。今、アンサーバック局というか、この本局と通信できるのは支局というか、各区にある、アンテナがある、そこにあるところしかできないと思いますが、現状の確認ですが、それでよろしいでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 議員の言われるとおりでありまして、各区の支局のところのみがアンサーバックというか、通信ができるというものでございます。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） アンサーバックできるということは、今までもいろいろとこれを、防災無線のときにも外から連絡があったときに本局というのは役場庁舎の向こうに防災無線の部屋があるわけですがけれども、そこと支局の間、各区のアンサーバック局と交信できるということになっているわけですがけれども、これは日中だとか職員が参集されるときはいいのですが、夜間の対応はどうなりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 夜間の対応については、そこまでの配備体制は今のところとってございません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） これ、地震に限らず、こういう震災、風水害の災害というのはいつ何時起こるかわからないということから言うと、例えば宿直されている方がいるのですが、どこかの支局からコールがあったとか、そういうことだけは確認できるようなシステムにはなりませんでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 放送局と役場の事務室とは通信がとれるのですけれども、やはりどちらかに人がいないと、というような形になります。ですので、防災無線の通信室に人がいないと、やはり直接は宿直者にはつながってこない状態です。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） その辺のところが、やはり防災の部屋も鍵がかかっていて、宿直の人も対応できないということになっているし、支局からはコールをしているのだけれども出られないというケースも考えられますので、ぜひその辺のところも、例えば宿直されている方にもコールがあったよというのがわかるような、そういう表示ぐらいはできるのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 防災無線という部分だけの連絡ということでもないものですから、その辺も検討はしていきますけれども、いろいろな連絡方法等ございますので、そちらのほうが優先ということも考えられます。そんなことも含めて、今後検討していきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） それでは、先ほども、通信環境ということでは、今はほとんどの方が携帯やスマホを持っているということですし、先ほども同僚議員が質問しておりましたけれども、緊急メールもあるということから、そういった登録は当然これから推奨していただきたいとは思いますが、最近、緊急時対応以外でも使われるのですが、公衆無線LAN、Wi-Fiというようなことでよく言われるのですが、そんなことで、これはセキュリティの問題とかいろいろあるのですが、村としては公共施設の周辺にある程度限定されるのですが、そういう設備を設置するということとは考えておりませんか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 公共施設、それから防災に限って言えば避難所等でありますが、そういうものについても、今後、Wi-Fi等については整備をしていきたい

とは考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 本当に流れたと思いますので、ぜひそういった意味ではご検討をいただきたいなと思います。

それからこれは時系列的にいくと、もう全く、緊急時対応の実際に発災した後に、行政データ、例えば個人情報についてもそうなのですが、それがなくなって困ったと。東日本大震災なんかは本当に二十何市町村がそういったものがもう紛失してしまったということで、被災証明なり何なりというのが発行されるにも大変手間取ったということがあります。

村としても、そういった行政データの保護、それからバックアップ。この辺のところはどうなっておりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） データのバックアップ等につきましては、委託している業者があるものですから、そこでバックアップをとっていただくようにということと、村でサーバというか、そういうものは持たなくて、ある程度、民間業者という部分でデータをバックアップしていくという体制をとっております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） 一般的にはクラウドと言われるような対応だと思うのですが、できるだけそういうことで後ほどの業務に支障がないようにしておいていただきたいなと思います。

それから受援体制ということで、何かあったときに村からは消防なり、広域なり、緊急援助隊なりという、そういう受援体制を求めるわけですが、まずその救援が来るまでというのは、やはり自分たちが守っていなければいけないということになると、非常備消防としての消防団ですとか、ここの区にございます自主防災会とかいうところが自分たちの身を守りながら救助活動にあたらなければいけないということになると思います。

その場合に、去年、消防は活動服を確かそろえていただきましたよね。これは、例えば冬場あったときに、あの活動服は大変寒いという話を聞いております。それで、その活動服を、寒いからその上に防寒具も着てしまうと、消防なのか何なのかかわからないということにもなりますので、ぜひその辺のところの活動服の支給、冬場の防寒体制、この辺のところでは村は考えていませんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 消防団の皆さんからも言われているのですけれども、活動服、冬期間は非常に寒いということを確かに言われているものですから、耐火ということもある関係上、通常のビニール系のものはまずいものですから、その辺も含めてどういうものがよいのか検討させていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひ、そういった意味では活動していただく方に、身を守りながらもやっていただく、献身的な活動でございますので、そういった意味ではぜひ整備を早めていただきたいなと思います。

時間が大分押してまいりましたのであれなのですが、食料の備蓄の件に触れたいと思います。村にはスーパーマーケットやコンビニがございますが、災害時協定、先ほどは違う意味での災害時協定の件で出ておりますが、こういった食料に対する村の備蓄はあると言われておりますが、スーパーやコンビニが実際に冷蔵庫や冷凍庫が破損してしまえばそれが使えるかどうかは別として、そういった意味での災害時協定というものは結んでおりませんか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 特に民間との災害時協定というのは結んでいない状況であります。これにつきましても今後必要になってくるかと思っておりますので、検討はしていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） ぜひその辺は、今後広い意味で情報系も含めまして、災害協定をしていただければと思います。

あと1点、東海地震というのは30年以内にマグニチュード8クラスの地震が60%から70%という確率で起こると言われておりますけれども、当然ここも被災をしているとは思いますが、これ、静岡県の防災計画を見させていただきました。そしたら、浜岡原発が被災したときに、静岡県内に収容できない場合は本村も含めて松本地方に避難をするというような文面がございました。この辺の協力体制は、村は受けておりますでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 特に他県からの要請については受けておりません。

○議長（平沢恒雄君） 三澤一男議員。

○12番（三澤一男君） これは当然、そういった意味では、受けていないというか、その防災対応を見ますと、山形村なんかも入っておりますので、また一度確認をしておいていただきたいと。そのときにこちらが実際にどのくらい受け入れができるかというのは別問題でございますが、そういった情報もございました。確認しておいていただきたいと思います。

それから、今日はいろいろと詰め込んでお伺いしておりますので、今後いつ起こるかわからない大震災が発生した場合の対策をすべて想定した範囲でやっていくわけです。議会と区3役との研修会でも、災害図上訓練だとかいうような必要性も言われていましたけれども、平時から「備えあれば憂いなし」と言いましたが、防災減災対策はこれで大丈夫ということは決してありません。考えられることを地道に、課題を解決していくことが必要だと思います。

私、東日本大震災の後の6月に、岩手県の大槌だとか山田に入ったときの爪痕に驚愕しました。人間は自然に対しては無力であります。しかし、対策は諦めてはいけないということを申し上げまして、私の質問は終わらせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 以上で三澤一男議員の質問は終了しました。

◇ 大 池 俊 子 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位9番、大池俊子議員の質問を行います。

大池俊子議員、質問事項1「副村長の就任計画は」を質問してください。

大池俊子議員。

（1番 大池俊子 登壇）

○1番（大池俊子君） 議席番号1番、大池俊子です。今日は2つの問題について質問したいと思います。

まず1つ目に「副村長の就任計画は」ということで、本庄村政がスタートして9カ月が過ぎようとしています。4月以降、副村長は空席となっています。

所信表明でも「山形村は緩やかに人口減少、少子高齢化へ進む村へと潮目が変わる大きな転換期を迎えている。まず村長である私自身が今までの行政手法では通用しない時代に入ったことを認識しなければならない」と表明しています。これは今までと違ういろいろな面で大変な時代に入っている、それぞれの能力も必要とされる時代になっているということを言っていると理解しています。

今や村長がトップセールスをする時代である。市民タイムスの村長日程を毎日見ても、ほとんど毎日、会議や出張で留守も多い。こんなときこそ副村長が必要とされています。以前にも、村長が留守のときに火災や災害も起きています。そこで、質問します。

1 つ目に、村の危機管理体制における副村長の役割はどうなっているのでしょうか。

2 つ目に、今後、副村長の就任計画はありますか。

以上で1 回目の質問とします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 大池俊子議員の「副村長の就任計画は」のご質問にお答えをいたします。

村長に就任してから今日まで副村長が空席のまま、9 カ月が過ぎようとしているところであります。

地方自治法161条では「市町村に副市町村長を置く。ただし、条例で置かないことができる」というふうに規定されております。この規定の趣旨であります、副市町村長を置くことが原則ではあるのですけれども、置かないことができるという規定でもあるわけです。できる規定というふうに考えております。

現状では副村長が空席のために、職員や関係団体にある程度の迷惑がかかるといった場面もあることも認識はしております。

ご質問の1 番でありますけれども、「村の危機管理体制における副村長の役割は」という質問ですが、危機管理体制につきましては、先ほど申し上げましたけれども、山形村災害対策本部条例によりまして村長が不在の場合は副本部長が職務を代理することになっております。副本部長は副村長と教育長ということですので、教育長が指揮監督を執ることになると思います。

また、地方自治法152条の規定によります事務処理、災害の場合ではなくて事務処理の場合でございますが、村長不在の場合には副村長がその職務を代理するということであります、副村長が空席でありますので、村の規則によりまして、「村長の職務代理者の指定に関する規則」というものにより、総務課長がその職務を代理するというふうに規定されております。

ご質問の2 番目「今後、副村長の就任計画はあるか」ということでありますけれど

も、副村長の選任につきましては、今は年度の途中でもありますので、もう少し検討をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは、①の問題ですが、先ほど三澤議員のときからの答弁で、今の答弁でもあったように、副村長がいらないから教育長ということになったのですが、実際は今までも火災や雨氷など、いろいろな災害が起きる中で、副村長がいてもなかなか大変な事態になっていましたので、そういう点を含めても、副村長がいらないということは大変なことであると思っています。

そこでこの問題を出したわけですが、ちょっと視点を変えて、なぜ副村長を置かないのかという理由がありましたら、項目がないのですが、実際にもう10カ月近くが過ぎて、そういう動きがないものですから、聞きたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） なぜ置かないかということでありますけれども、先ほどもちょっと申し上げたのですが、副村長を置かないと決めているわけではなくて、副村長を置くか置かないかも含めて、今、ちょうど9カ月でありますけれども、いろいろと仕事が動いているときなものですから、1年度、年度として1年経ってみると、ある程度わかるかなというところがあります。

私が3月に村長に就任しまして、村長という仕事が、どういった業務があり、どういった忙しさだということもよくわからないところもありましたので、いればもちろんそれに越したことはないとは感じていたのですけれども、たまたまそういう時期を逸してしまって今日に至っているというところが現実であります。

では、これからどうするかということについては、まだ決めていないというところがあります。

例えば近隣でもそうでありますけれども、東筑でも5村のうち3村が副村長が空席になっております。いろいろそれぞれの行政、村の事情もあつてのことだと思いますけれども、こうでなければいけないということでもないのかなというふうには感じております。

ただ1つ思っておりますのは、先ほど議員ご指摘でありましたけれども、村長がトップセールスを行う時代でありますので、役場をあける機会がだんだん増えてくることを考えれば、副村長がいて内部の仕事をするということのほうが村長が仕事をしや

すい、そういった面があるかなとは感じてはおります。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1 番（大池俊子君） それでは、今まで村長、初めのところでも言いましたが、新聞の日程を見てもいない日のほうが多いくらいですので、実際に今まで、この間、大体でいいのですが、逆に、山形の役場の中にいられたという日が大体何割とか幾日ぐらいというのがわかりましたら、お願いします。

というのは、やはりこの副村長というのは、村長の代わりにこの役場にいて、職員の相談役であったり、また危機管理もそうなのですが、それが本当に大事な仕事となっていると思います。そういう点でも、いないということが1人抜かしての体制になってしまうわけですから、総務課長にしても教育長にしても、やはりいろいろ大変な仕事を持ちながらの中で仕事をやるということですので、その点をお聞きしたいと思います。さっきの、日程的に大体どのくらい村にいられたかというのがわかりましたら。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 村長が役場にいた割合というか、そういったことだと思うのですが、すけれども、大体半分くらいかなというふうに、ざっくり考えてそのくらいかなと思います。ただし言えることは、例えばどんな職場でもそうだと思うのですが、どこで仕事をするかという問題で、村の中であつたり、県外であつたり、県内、そういったところでいろいろ仕事の場所があるわけですが、問題は、では緊急時に何分に戻れるか、そういったことも問題になりますし、そういうことになると、例えば県内におります場合、特に松本なんかで会議の場合には、もし緊急の場合には大体30分ぐらいで帰って来られるかなと思います。

これも確率の問題だし、割合の問題だと思うのですが、副村長がいれば、ではすべてそうかという、やはりそれはいろいろなタイミングがあつて、必ずしもそれがうまく機能するかは確率の問題ですので、何とも言えないところですが、仮に副村長がいても、万全だというわけではないかなとは感じております。

また、先ほどの繰り返しになりますが、副村長を置くか置かないか、いろいろなことも含めながら、年度の切りかえが3月ですので、そういったところをもう一度しっかり考えなければいけない時期かなとは感じております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1 番（大池俊子君） 村長が初めに言った161条、条例で置かないことができる

いうのですが、基本的には置くということだと思います。152条の事務処理もあるのですが、もう1つは今、村で行われている人事評価の点があるのですが、これは課長は部下の評価をして、課長の評価は副村長がやるというふうになっているのですが、今年から本格的な実施が入って、その中でも事業評価も入っています。そういう状態の中で、この事業についてもしっかりした体制が、副村長が不在の中でできるのかどうかという疑問もありますけれども、その点についてはどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 前段の、自治法161条の解釈の問題ではありますが、私の認識では、161条では副市町村長を置かないことができるという規定は、これはできる規定ですので、どちらでもいいと。これはそれぞれの自治体の判断だと。これは裁量の範囲だと思っています。ただし、問題は、その場合には条例できちんとしろと書いてありますので、山形の今の状態では原則置くというところで、欠けていると、空席というふうになっているというのが現状だと思いますので、必ず置かなければいけないというふうに一律に考えるのは自治法の問題からは違うのかなと感じております。

一番大切な問題は人事評価だと、今、そのご指摘がございましたけれども、私もまさしくその点は大変大きな問題だと感じております。副村長が、どなたがなられるにしても、一番頭が痛むのはこの人事評価だと思います。

役場の仕事というのは、数字で、例えば売り上げであったり、営業で幾らという数字でなかなか表せにくい業種であります。その仕事をどう評価するか。役場のそれぞれの職員にも、それぞれ個性があり、よいところ、また悪いところがある。それは人間でありますので、当たり前でありますし、それを一律に物差しでそれをどうはかっていくか、これは大変なことだと思いますし、これは副村長がということよりも、村長がでは実際、正確にできるかと言われても、なかなか自信が持てない分野であります。そういったこともありますので、この人事評価の問題は副村長がいる・いないとはまた別として、とにかく大きな問題でありますし、大変労力を要し、神経を使わなければいけない仕事だと感じております。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 今の人事評価の点から見ても、実際に今まで試行だけで課長までは全然行ってきていませんでした。実際に本格実施となった今年からは、真剣にやはりそれが達成できるように、副村長が今いない中でもやっていってほしいと思います。

それから、先ほどの危機管理体制ですが、今までも第1次で総務課長が担当課の課長を集めてやるとか、第2次で課長が違う課長、第3次で村長に電話しながら、係長以下職員を集めるというような、きちんとしたものはあったと思いますが、そのときの、副村長がいても急なことですから十分にできないというのがある中での対応ですので、一応図面はできていても、本当にそここのところに1人重要な人がいないかいるかで、その動きというのはうんと変わってくると思います。

そういう点でも、ぜひ、今度1年経ってしまうのですが、1年経って、そこから考えたらもう半分、2年終わってしまっただけで、あと2年間、副村長といっても余計難しくなると思います。そういう中で、村長も就任のときから風食対策とか常会のコミュニティとか、重点課題を挙げてきたのですが、ここでやはり後回しにするのではなくて、副村長の立場、仕事というのも考えて、職員の教育とか働きやすい職場、村民の福祉や暮らし、生活を守っていくという点に立ったときに、副村長1人の、お金云々とかそういう問題ではなくて、それ以上に大事な問題であるということも認識しながら、最重点課題として今後取り組んでいってほしいと思いますが、そういう点ではどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 貴重なご意見だと承らせていただきたいと思います。

○1番（大池俊子君） では、この質問は……。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員、次に、質問事項2「子育て支援体制の見直しと児童館について」を質問してください。

大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） それでは2番目の質問で「子育て支援体制の見直しと児童館について」

子育て支援課がスタートして6年になります。子育て支援センター「すくすく」ができて、子育て支援の拠点として動いています。そして、支援課の中に保育園があり、児童館事業もあります。ふれあい児童館も登録児童91人と、3桁に迫るほど利用児童も増えています。

そこで質問します。1つ目に、子育て支援体制の見直しの現状と今後の計画はということですか。

2つ目に、現在、子育て支援課長がふれあい児童館の館長も兼ねていますが、状況はどうなっていますか。

これで2つ目の質問の1回目を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 質問事項2番目の「子育て支援体制の見直しと児童館について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の1番目であります「子育て支援体制の見直しの今後の計画は」についてありますが、子育て支援体制については、次世代を担う子どもと子育て家庭への支援の1つとして、一人ひとりの子どもが生まれて成長する過程を総合的に支えるために、総合的、一体的に進めてまいりました。平成24年には子育て支援の拠点として子育て支援課を設置し、平成26年に子育て支援センターを新設いたしました。

現在、子育て支援課を中心に、子育てに関する教育委員会、保健福祉課、保育園、小学校、中学校、児童相談所、医療機関等が地域の中で連携し、支援を行っております。

今後は、全国的な課題であります「子どもたちの居場所づくり」「貧困対策」などの、地域が一体となって取り組まなければならない課題も多く発生しております。村としても子育て支援の幅を広げ、連携体制をさらに強化していく必要があります。子育て支援の福祉の部分と教育の部分を統合することで、子育てと教育の一貫した支援をさらに進められると考え、教育委員会と子育て支援課の統合を新年度行う予定であります。

2番目のご質問であります、「子育て支援課長がふれあい児童館の館長も兼ねているが、状況はどうか」ということであります。平成23年までは、非常勤職員として児童館長を設置をお願いしてまいりました。平成24年度に子育て支援課を新設後、子育て支援課長が児童館長を兼ねているという体制に変更をしております。児童館には専門的な見地を有する保育士の課長補佐などがおりますので、そういった補助的な職員体制も充実していると考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） まず1つ目の子育て支援体制の見直しの中で、教育委員会が子育て支援課も含めて、統括する、図式から言ったら形としてはなると思うのですが、具体的に事業の面で、先ほど居場所づくりや貧困対策と言われたのですが、具体的に

はどのように、具体的な事業というか仕事の中身としてはどのように変化していくのかをわかりやすくお願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 詳しくは今、教育委員会のほうで教育長を中心に、具体的な詰め作業を行っているところでありますので、教育長のほうから答弁するようにいたします。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） まだ村長のほうと詳細なすり合わせというものができておりませんので、考え方の方向ということで述べさせていただきたいと思います。

今、大池議員さんからご質問のありました子育て支援課の中の居場所づくりとか、貧困に関する課題の対応を、では、具体的に一緒になったらどうできるのかというご質問ですけれども、福祉の視点と教育の視点、両方が多分あると思います。

例えば居場所づくりで考えると、福祉の観点でいうと放課後等に自宅へ帰っても、なかなか一緒に面倒を見ていただける保護者の方がいないといった現状の中で、では居場所をどうつくるかという福祉の視点が出てくると思います。一方、教育の視点ではどういう考え方をするかというと、福祉の視点の居場所に加えて、教育の視点ということで、学力をどのようにその時間帯に定着させるかというような教育の視点の考え方が出てくると思います。

今までは福祉の視点と、また教育の視点でしか見られなかった居場所づくりというものが一緒になれば、福祉と教育、両方の視点で子どもの居場所づくりに発展できるということで、今までの連携に加えて、より一層創造性のある連携の仕組みが図れるかなと考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 大まかにはわかったのですが、時間もなくなってしまったので、2つ目の質問とあわせて質問したいと思います。

まず、児童館というものがすごく大事な位置づけになって、教育と福祉の両方を兼ね合わせて、両方できるといったら、やはり児童館が大事な場所になってくると思います。今まで児童館は、放課後児童と児童館事業で、どちらかというと福祉的なものが大きかったのですが、このことによって、教育の学力という点も含めて、また居場所づくりなども含めての、一層広がったところで運営ができるのかなというのがあ

るのですが、その点ではどうでしょうか。

もう1点は、子育て支援の課長補佐、係長が今まで保育士としていたのですが、今後、もしいなくなった場合は、今回募集をかけなかったわけですが、どうするのかという、2つの点でお聞きしたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 大池議員さん、最初のほうのご質問にお答えさせていただきます。

ふれあい児童館ですが、教育委員会と子育て支援会が一緒になって今の事業が教育の視点を入れながら拡大できるかという、ふれあい児童館で今やっている事業についてはある程度やはり現状の事業の中での展開になると思います。新しく子どもの居場所や教育の学力の定着化という面では、ちょっと違う事業メニューを考えていかなければいけないかなと思っています。1点目はそのように考えています。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 2番目のご質問の保育士がいなくなった場合ということですが、その点については今後検討課題ということで、どのような形で児童館を今後運営していくか、教育委員会と一緒にした場合にどのような形で児童館を存続させていくかというところもありますので、その人事のことについては、また今後検討していくという形になると思います。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 実際、今後といってももう12月ですから、来年3月までには実際に動き出すので、ある程度はっきりしたものを決めていくというふうになると思うのですが、その点でもしっかりした計画を立てていってほしいと思います。

先ほど、初めの村長の答弁で、23年度までは児童館長としていたわけですが、24年度から子育て支援課が新設されて、そこで課長と館長が兼ねてやってきたわけですが、実際、今の館長が第2児童館までできる中で十分に館長としての仕事が果たして、九十何名登録されている中で、第1、第2児童館とある中で、館長としての仕事がしっかりできるかという点ではどうですか。今までの状況はどう評価、館長なりの評価はどういうふうに捉えているのか、お願いします。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） では、最初、私のほうである程度答弁して、後はまた課長のほうから答弁させるようにいたします。

非常勤の児童館長さんが平成２３年までいたわけでありますけれども、いろいろ子育て支援課があそこに入ったという経過もあって、館長がそこで、子育て支援課長が館長を兼ねるというふうにそこで変わってきております。今、来年４月、新年度に向けての話ですので、急がなければいけないわけですが、今月下旬ぐらいに教育委員会とそういったものに関するすり合わせであったり、調整会議を計画しております、その辺でいろいろ具体的な話が出てまいりますので、そこからいろいろな具体的なものもだんだん決まってくると、そんな段取りで考えております。

それともう１つは、今の世の中といたしますか、雇用の問題で、なかなか保育士、これは全国的にそうでありますけれども、介護の関係だとか保育士は非常に人手不足という状態にありますので、山形村でもいろいろな場面で人が、特に臨時の職員や嘱託の職員が非常に足りないという状況が実際にはあります。そういったこともありますので、なかなか村で計画したとおりに人事配置ができるか、大変難しいところもあるのですけれども、そういった状況の中でもできるだけ早く人事体制はつくっていきたいと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 百瀬子育て支援課長。

○子育て支援課長（百瀬尚代君） 児童館長の役割が果たしているかというところの質問ですが、児童館長の職務というのは、児童館の運営を統括したり、児童館の遊びを指導する者、児童厚生員さんたちが現在１８名おりますけれども、その方たちが業務を円滑に遂行できるように指導する。子育てを支援する人材や組織等との連携を図り、子育て環境の改善に努める。利用者からの苦情や要望への対応を行い、運営や活動内容の改善を図る。それから、子育てに関する相談に応じ、必要な場合は関係機関と連携して、その問題解決に努めるという、この５点が館長の職務になっております。

現在、別のところに子育て支援センターのほうには私がいますが、毎日、児童館のほうには顔を出しまして、子どもたちと触れ合うというようなところは児童館の主な課長補佐以下の職員の者たちがきちんと、そのところはやっておりますので、その中で子どもさんの困り感だとか、親御さんの困り感については、常に情報を共有して、その情報に基づいて、いろいろな機関に相談をするように指示をしたりというようなことをしておりますし、児童館あるいは放課後児童の親の会の方たちの要望については、昨年度出された要望については今年度改善するという形で、課長職も兼ねながらということで、私なりに児童館長の仕事をしている形です。もちろん、

子どもさんの安全安心な居場所という中で、みんなで力を合わせてやっているところ
です。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 大池俊子議員。

○1番（大池俊子君） 時間もありませんので、まとめたいと思います。

今まで、児童館長が23年までいて、後はずっと予算的には実際はいなかったのですが、予算の中では児童館長の予算が載っていました。それから兼務するということで、削ってきた経過があって、やはり先ほど村長が言った、募集してもなかなか集まらないときに、例えばいなくなった場合に子どもたちにしわ寄せがいかないような、きちんとした体制を持って行くというのが非常に大事だと思います。これからも増えるであろう登録児童や、児童館の位置づけというのが非常に大事になってくると思いますので、子どもたちにしわ寄せが行かないような体制づくりを持って行ってほしいと思います。

それから、今度新たに4月から子育て支援体制ができて、教育委員会と福祉が一緒になった、両方の視線から見られる大きな立場での子育て支援体制ができる中で、やはり調整会議の中できちんとしたものをつくって行って、4月からはきちんとスタートできるようにしてほしいと思います。

それから今、社会的な問題にもなっています居場所づくりや貧困、7人に1人が子どもの貧困だという状況の中で、緊急な課題となっていると思いますので、ぜひこの新しい体制の中で、今まで以上に、今までも巡回相談や各課との連携が比較的うまくできていたと思うのですが、一層充実できるような組織体制にして行ってほしいということで、この質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 以上で、大池俊子議員の質問は終了しました。

ここで休憩いたします。

休憩。

（午後 3時49分）

○議長（平沢恒雄君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 4時00分）

◇ 赤 羽 千 秋 君

○議長（平沢恒雄君） それでは、質問順位 10 番、赤羽千秋議員の質問を行います。

赤羽千秋議員、質問事項 1 「空席になっている副村長について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

（10 番 赤羽千秋君 登壇）

○9 番（西牧一敏君） 議席ナンバー 11 番、赤羽千秋ございます。「空席になっている副村長について」ただいま大池俊子議員のほうから質問があり、また村長から答弁をいただきましたが、簡単で結構ですので、答弁をお願いいたします。

平成 29 年 4 月の村長就任当初から空席の状況で 9 カ月が経とうとしているわけですが、そこで 1 つ目として、行政運営に問題はなかったのか。また、村長の公約実行に支障はなかったのか。今後、副村長をどのように考えているのか。以上 3 点でございます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 赤羽千秋議員の質問であります「空席になっている副村長について」のご質問にお答えをいたします。大池俊子議員にお答えをしたところで大概是尽きているわけでありますけれども、一括して少し補足をさせていただきながら、答弁させていただきます。

副村長が空席であるための問題についてであります。役場の事務処理上の規定は副村長が在籍していることを前提に事務処理の流れを定めております。そういったこともありますので、役場の職員には副村長空席により、ある程度の負荷がかかっていることはあると思います。

行政運営にあたりましては、それぞれの状況に合わせ、臨機応変に対応することもまた重要なことであります。副村長の空席であっても、事務の効率化や様々な行政課題に対し、迅速に対応することもまた必要なことだというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 先ほどの答弁の中でも、副村を置かないこともできるし、また、村長の仕事量を見ながら、それからまた年度の途中だからということで、今後検討ということをおられましたけれども、ただ、一般村民の皆さんには一番関心を持っている、また、心配をしている問題でございます。

そこで、一言だけ村長にお聞きしたいのですが、やはり村長が9カ月経った、また今後、長期的に村政を運営していく上に置かしても、やはり副村は置くべきだという声が非常に多いです。その辺は村長も肝に銘じていただきたいと思います。検討という回答をいただきましたけれども、ここでもって一言、来年度、副村を置くという力強いお言葉をいただければありがたいですが。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 村民の皆さんがどのように見ておられるか、そういったことも今、赤羽議員の意見では、ほとんどの方は副村長を置くべきだと、そんな意見が多いように感じるという発言がございました。

私もこの9カ月、とにかく夢中でやってきておりましたので、正直言って足元といえますか、そういったところを冷静に客観的に眺める余裕もなかったわけでありましてけれども、ここで少し、来年度の予算などが固まってまいりますと多少時間もできてまいりますので、いろいろな意見、今の赤羽議員の意見も参考にさせていただいて、今、断言をしてほしいということでしたけれども、断言までは行きませんが、とにかく重要なご意見として受けとめて考えてまいりたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） ぜひ、検討というだけではなくて、前向きに検討していただきたいと思います。最初の質問は以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。次に、質問事項2「平成29年行政懇談会の意見対策について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 平成29年の行政懇談会の意見対策について。今年11月11日をもって6地区の行政懇談会が終了しました。そこでお聞きいたします。

まず1つ目といたしまして、懇談会の総参加人数は。

2つ目としまして、村民との懇談会で感じたことは。

3番目としまして、各区で多く聞かれた意見は。

4番目としまして、意見を踏まえて今後の対策は。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） それでは2番目の質問であります「平成29年行政懇談会の意見対策について」のご質問にお答えいたします。

懇談会の総参加人数についてでありますけれども、総参加人数は区の三役の方も含めて、190名でありました。

2番目のご質問ですが、「村民との懇談会で感じたことは」というご質問、またその中で多く聞かれた意見はということに合わせてお答えを申し上げます。

最初の懇談会で感じたことですが、出席者につきましてはもう少し若い人の参加があればよかったかなというふうに感じました。また、意見としましては、生活に密着した身近な、道路であったり河川であったり、また空き家、遊休荒廃地が増えているという問題、上下水道の料金の問題、連絡班の未加入者の問題と、またそれに伴いまして、ごみの出し方の問題など、有害鳥獣対策の問題も出ておりました。

ご質問の4番目の意見を踏まえての今後の対策についてであります。その場で回答できる質問についてはその場で職員からご説明申し上げましたし、担当課の職員がいないとわからないものにつきましては、後日、担当者から直接、質問をされた住民の方に説明をしております。

今後の対策についてですが、すぐにできるものにつきましては早々に対応をしております。また、多額の費用がかかり、長期的なものにかかわる要望などにつきましては、それぞれの区の地域づくりや、関係機関と相談しながら実施計画に載せるなどして、実施に向けて準備をしている、そんなところであります。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 参加人数につきましては、昨年を挙げますと178人で、今年が190人ということで、村長の感覚としては、人数的にはどんな感じを受けましたか。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 行政懇談会は恒例の行事でありまして、区の役員の方にご足労をいただいてやっているという経過でございます。本当ですと、人がもう少し多く集

まっていいただければありがたいわけでありますけれども、なかなか意見を吸い上げる機会もそれぞれの区の中でもある程度そういった機会があると思いますので、まあまあかなと、そんな感触であります。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 行政懇談会も、1つに行政懇談会といいましても区との連携だと思えますし、また、区のほうも区長をはじめとしました評議員の皆さんたちがそれなりの努力をしなければいけない問題だと思えますけれども、行政としてはもう少し参加人員を多くしたいということでもって、何か対策は考えていますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） この行政懇談会ですけれども、住民の皆さんから課題等、意見等をいただいているわけですが、逆に、村からテーマを絞って行政懇談会を開いているような形にしていったほうが集まりやすいのかなとは感じております。いろいろな方法を考えながら、参加人数が増えていくような行政懇談会にしていければと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） そんなことでもって村長と接する時間はなかなか村民の皆さんはとれませんので、ぜひ1人でも多く参加できるような体制づくりを行政のほうも考えていただきたいと思います。

それから、今後の対策ですけれども、例えば行政懇談会が終わって、その場で答えられるものは答える。また、持ち帰って各セクションで検討しなければいけない部分はあるかと思いますが、行政の中でそういう終わった後のミーティング等はやっていきますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 一応、担当課で持ち帰りまして、担当課の中で、こういう意見が出て、対応できるかどうかという部分は協議をしているかと思っております。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 今、課長が申し上げましたけれども、最初のほうの質問に絡んでくるところなのですけれども、行政懇談会の持ち方ではありますが、傾向として、来年度の予算に向けての各区の意見を伺うという位置づけになっているわけでありまして、やはり役場の大きな流れの中で考えた場合には、来年度、再来年度に何をやるかという話が、各地区から上がってくる話のほうがウエートが大きくなって、村

全体の施策といいますか、そういったところがややウエートが軽くなるという傾向があるかなと。要するに、1つの問題点として、そんなことを感じております。

つまり、例えば老人福祉の問題であったり、子育て支援の問題であったりというのは、こういうところからはほとんど出てこないという傾向があるわけです。それぞれの地域の中で、暮らしている中で、やはり道路、河川、ごみ、そういった問題にだんだん特化してくると。こういったところは反対に、行政側としては気をつけてそれを見ていかなければいけない。村全体の、もう少し声にならないところの要望をどうつかんでいくか。こんなことが課題かなというふうに、私はそんなふうに感じておりました。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） この行政懇談会も、計画し、実施し、この後のチェック、この辺が一番大切なことだと思うのですね。役場へ帰って、各セクションで検討する。あるいはまた、課長会議が月に1回ぐらいはあるかと思いますので、またそこでの検討をして、またそこで村長のほうからの指示を仰ぐ。そういった流れの中でもって、そういう計画、実施、チェック、この辺のチェックということをきちんとやっていたきたいと思います。小さな意見でも大切な意見というのは多々あると思うのですね。

ちなみに、去年なんかの意見で一番多いのは、有害鳥獣の防止柵、これは各地区、6地区から全部出ています。今年はデータが、総務課の担当者をお願いしておきましたけれども、まだ出てこないものですから、これは28年度の実績で今、お話をしていますけれども、年ごとにそういった問題点も違ってくるという部分もございますし、お金のかかることも多々あるかと思いますが、そういったことでもって計画、実施したことのチェック、その辺のところはやはり行政の中できちんと、これからもやっていっていただきたいと思います。

以上で2番目の質問は終わります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。次に、質問事項3「外灯及び施設のLED化について」を質問してください。

赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） それでは3番目の「外灯及び施設のLED化について」これは山形村の第3次計画の環境基本計画、平成28年から平成32年度の中にLEDの計画的な導入、切り替え促進ということが謳ってあります。

そこで、１番目として、村内の外灯の数は。

２番目としまして、現状と今後の対策は。

３番目としまして、役場、施設等のＬＥＤ化の計画は。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） ３番目の質問であります「外灯及び施設のＬＥＤ化について」のご質問にお答えいたします。

ご質問の１番目の村内の外灯数についてはでありますけれども、現在、調査を行っているところではありますがおおむね９５０個というふうに聞いております。

２番目の質問「現状と今後の対策は」についてであります。現状は、先ほども申し上げましたが、調査中でありますので、外灯の種類や取りつけてあるものが単独の支柱か、または電柱等の共架になっているのか。また、位置図についても作成中であります。公共施設は、役場とふれあい児童館について照明器具等のＬＥＤ化に向けて調査をしているところであります。

３番目の質問の役場等、施設のＬＥＤ化計画についてでありますけれども、役場については、今回、民間資金を活用する中でＬＥＤ化に取りかえるよう補正予算をお願いしているところであります。外灯やその他の公共施設についても、平成３０年度以降、順次取りかえを計画しております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○１１番（赤羽千秋君） 外灯のＬＥＤ化につきましては以前にも何人かの議員が質問して、昨年も通学路から切りかえていくよという答弁もございましたが、一向に進まない中で、平成３０年度から順次という答弁です。

これは新聞の記事ですが、もう２０１５年、平成２７年には、政府のほうから２０年以降、ＬＥＤの普及ということは、蛍光灯原則禁止、生産や輸入の規制もかけるという新聞記事も載っております。大手の電機メーカーも、特に一般の白球電球等につきましてはもう早いところでは平成１０年、それから平成１２年にはもう製造を中止しているということです。

ですから、仮に平成３０年ぐらいからいろいろ計画をしているようではありますが、

本当にこれで電球等、間に合うかということに疑問があるのですが、その辺のところは承知していましたか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 蛍光灯自体の製造がなくなるということは聞いております。オリンピックの関係もあったりして、工事費も大分高騰してくるということも聞いております。

そんな意味合いもありまして、なるべく外灯または公共施設ですけれども、LED化に向けて一括で、なるべく早い時期にできるように、今回、外灯については29年度に現地調査を行っておりまして、その結果がこの12月末には出てきます。その結果を受けながら、30年度以降、外灯については順次といいますか、なるべく早い機会にLED化していきたいと考えておりますし、公共施設についても、予算の範囲内にはなるのですけれども、今回、役場の中でも、先ほど村長の答弁にありましたけれども、本庁舎のみLED化ということを考えております。

これにつきましても、民間の資金ということで、賃貸借という契約の中で一括契約、ワンストップ契約という形になるのですけれども、国のESCO事業に準じた形で、今回、庁舎についてはLED化に向けて更新をしていくという考えでおりますので、順次計画に応じて対応していくというものであります。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○11番（赤羽千秋君） 外灯におきましても、順次とか、役場のほうもということですが、できましたら外灯なんかも一括してかえていくような方向でもって、予算的なものはあるでしょうが、考えていただければと思います。

これも行政懇談会の、これは28年度の資料ですけれども、やはり外灯を全部かえることによって、未加入の方もいらっしゃるわけですね。そういう人たちから外灯代として、全く区にいても関心がない方ということではなくて、ほかの人は区費等を払っているわけですので、そういう人たちから外灯代として回収をしたらどうかという意見も出ています。その辺、行政としてはどのように考えますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 外灯の交付金につきましては、各区に交付金として今、村から補助を出している状況であります。各区において電気料等を支払っているということであります。それぞれの区の中で未加入者からも徴収をしているという話も聞きますけれども、その辺はしっかり分けて考えていかなければならないのかなと思います。

す。

これで今回、村でＬＥＤ化ということで外灯を工事した場合も、電気料はどういうふうにしていくかという部分も詰めていなければいけないものですから、先ほど言った未加入者からのという部分も含めまして、今後しっかり詰めて対応はしていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○１１番（赤羽千秋君） 外灯をＬＥＤ化することによって、やはり未加入の人たちも関心を持っていただいて、何らかの形で区の中に入っていただける。そんな指導をまたして行っていただきたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽千秋議員。

○１１番（赤羽千秋君） そんなことでもって未加入の、村長の公約の中にもありますが、あるいは風食とか連絡班の加入、あるいは人口減少対策等、そういうことが村長の公約の中にはありますので、そういった公約を１つ１つ達成していく上においても、細かいことだと思いますけれども、ぜひそんなことを進めて行っていただいて、未加入問題、何か山形村から発信することができればと思います。そんなことでもって努力していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） 以上で赤羽千秋議員の質問は終了しました。

◇ 竹 野 入 恒 夫 君

○議長（平沢恒雄君） それでは質問順位１１番、竹野入恒夫議員の質問を行います。

竹野入恒夫議員、質問事項１「子育て支援について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

（１０番 竹野入恒夫君 登壇）

○１０番（竹野入恒夫君） １０番、竹野入恒夫です。

村長は就任して約９カ月が過ぎます。前村長がやり遂げなかった地域おこし協力隊を１１月に採用しましたし、また、来年度に向けて子育て支援は一本化しなければきめ細かい支援ができないとの理由で、教育員会の中に子育て支援課を置くとの構想をお聞きしました。

また、７月、９月に行われました村民アンケートの中で、今後重点を置くべき行財

政改革の項目の中で、一番に掲げているのが村職員の能力向上です。これからどのように村職員の能力向上に取り組んでいくか、村長の手腕に期待いたします。

1 1 番目ということで、村長や課長、担当の皆さん、傍聴の皆さん、村会議員の皆さんも疲れていると思いますので、端的に質問しますので、簡潔に答弁をお願いいたします。

それでは質問に入ります。今回は3つの質問をいたします。

1、子育て支援について。今年行われた村民アンケートの調査結果で、子育て支援の体制の重要度は前回のアンケート結果よりも上昇しています。そこでお聞きします。

(1) インフルエンザの予防接種を家族ですれば、村内のある医院では1回1人3,800円、4人家族でインフルエンザの接種をすれば1万5,200円にもなります。こどもは2回の接種が必要なので、2回目は3,000円です。この家族は合計2万1,200円の支出です。インフルエンザの接種の子どもに対して、少しでも補助金が出ないものでしょうか。

(2) 松本市の菅谷市長は10月20日に胃がんになるリスクを高めるとされるピロリ菌の有無を調べる検査を、市内の私立を含む全中学校の2年生の希望者を対象に来年から始める方針を示しました。そこでお聞きします。鉢盛中学の山形村の2年生に対するピロリ菌の有無を調べる検査は、村ではどのようにするのでしょうか。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） 竹野入恒夫議員の質問であります「子育て支援について」についてのご質問にお答えいたします。

最初の質問であります。インフルエンザ接種の子どもに対して少しでも補助金が出せないでしょうかという質問であります。

お子さんのインフルエンザの予防接種に関しては、平成6年以前は中学までのお子さんのインフルエンザ予防接種を、予防接種法に基づいて学校等で集団接種が実施されておりました。流行するインフルエンザの種類が多様化や麻しん、風しんワクチンで認められている高い発病予防効果（約95%）に対し、諸説ございますが、どうも効果が20から60%の発病予防効果ということで有効性が疑問視されたり、また、接種率が低下したなどの理由により、任意接種に変更になった経緯がございます。

予防接種をすれば、肺炎や脳症等の重症化を予防する効果は認められておりますし、予防接種をしなかった人の発症率と比べましても接種した人は発症率の減少に一定の効果があるということも認められてはおります。しかしながら、公費の補助を行うかどうかについては、総合的な公正な判断などから現在のところまだ補助をするという計画は今のところございません。

インフルエンザの予防については、日ごろの手洗いやうがいなどを徹底することにより感染予防に効果があるとされていますので、保育園や学校での予防活動の啓発に努めてまいりたいと考えているところでございます。

2つ目の質問の鉢盛中学の山形村の2年生に対するピロリ菌の有無を調べる検査という件でございますが、松本市・山形村・朝日村中学校組合では、管理市であります松本市の例により、鉢盛中学校2年生のピロリ菌検査について実施をするための予算を現在計上しているようであります。

ピロリ菌検査に要する経費が計上された平成30年度、松本市・山形村・朝日村中学校組合一般会計予算が成立いたしますと、来年度、平成30年度には松本市今井地区、山形村、朝日村の鉢盛中学校の第2学年全員の生徒を対象にピロリ菌の検査が行われることになる見通しであります。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） インフルエンザの予防接種については、全然前向きな答弁がなかったわけですが、65歳以上の高齢者のインフルエンザの予防接種をしているわけですが、接種料は1,000円です。村の負担は3,300円。ところが村では、4,300円の接種料と決めてあるので、医療機関の実際の接種料は3,800円ですので、村は医療機関に500円も余計に払っているという勘定になります。このようなむだを省いても、子どもに本当に500円でもいいから回せないかということなのですよ。

実際、3,800円ではなくて3,700円でやっている医療機関もあるし、耳鼻咽喉科なんか3,000円でやっているところもあると聞きます。ですので、これ、ぜひ村の負担を4,300円払っているという実態なので、この辺のことも踏まえた上での子どもに対する補助を考えてもらえないか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 竹野入議員がおっしゃるとおり、現在、山形村では65歳以上の高齢者の方、あと60歳以上の一定の疾病のある方については、公費

負担ということで、こちらは予防接種法に基づいた負担になっております。先ほど村長の答弁にもございましたが、以前は定期接種ということで村の公費負担ということでやっていた経過がありますけれども、その辺の有効性等も含めた中での、現在はやっていない経緯もあると思われます。

補助をするにいたしましても、ほかの予防接種でも任意接種ということで、すべて自己負担をしていただいている予防接種等もありますので、その辺を考慮した中で、また近隣の状況で1,000円等の補助をしているところもあります。そういうところも含めまして見ていかなければいけないところもありますけれども、今のところ、来年の予算上でも、大変申しわけありません、今のところは補助の計画がないというところ です。

予防接種費用についても、いろいろ、かなり金額の幅がありますので、もし必要でしたら、そういうところについては情報提供等は行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 65歳の高齢者のインフルエンザの予防接種にしても、今年、松本は今まで1,000円だったのが1,200円に上げたとか、伊那谷のある市では2,000円にしたとかいう情報も入っていますので、これらを考えた中での子どもに対する、来年度の予算にないではなくて、これらを入れていくような方法はとれないのか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 先ほど申し上げましたが、申しわけありません、65歳以上に関しましては予防接種法に基づいた定期接種という部分での補助ということで、法律に基づいた補助を行っています。その辺の金額の大小は若干あると思いますが、そういう部分でいきますと、先ほど申し上げたように、お子さんの部分については有効性等の部分で一度廃止になった部分もありますので、ちょっと慎重に見極めたいと思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） それでは高齢者に対しては、来年も同じ1,000円で行くという予定でしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 堤保健福祉課長。

○保健福祉課長（堤 岳志君） 今のところ、国の動向等の変更がなければ、同様に

1,000円の自己負担ということで考えておる状態でございます。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 傍聴席にもお子さんが来ているのですが、やはり子どもは村の大事な宝ですので、1軒の家で2万1,200円払うということは非常に働き盛りでも大変な負担になるので、そこを踏まえて、どうです、村長は。村長の考えは。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） これは議員さんの趣旨というのは今年度という意味なのですか。それとも来年度という。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今年度はもう遅いと思うので、来年度に向けて、先ほど課長が言うのは来年度もないような話をしているので、ぜひ。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 来年度につきましては、まだ予算成立までに間がありますので、今ここでどうこうという結論を出すことはできませんけれども、意見は意見として伺っておきたいと思います。

そういうこともありますので、今の65歳以上の老人の部分というのは、法的にそれをやるという制度の中でやっていて、子育て支援というのはこれまたそれぞれの自治体の中での支援策の中の一環だと思いますので、その辺もまた見極めながらと思っています。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひ前向きに検討してください。

ピロリ菌についてですが、では、松本と同じことでやって、後で費用負担をするという考えでよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 分担金の中で、それぞれの構成市村の分担金の中に含まれると聞いております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、2年生が何人いて、どのぐらいの費用と考えていますか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） 今年度の2学年ですけれども、全体では、2学年は180人

おりまして、うち、山形村の生徒数は１１５人であります。負担額なのですが、こちらはまだ手元に資料を持っておりませんので、また後ほどご報告させていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○１０番（竹野入恒夫君） ピロリ菌で陽性反応が出た場合、２次検査の有無を確認するということですが、２次検査は呼吸器検査ということですが、それでよろしいですか。

○議長（平沢恒雄君） 根橋教育長。

○教育長（根橋範男君） ２次検査の把握の仕方、確認をしておりますけれども、最初は今、血液検査を２学年の全生徒がやるものですから、最初は血液検査で確認をするというふうに聞いています。

その後、陽性が出た場合の対応はどうするかというのは確認しておりませんので、こちらでも確認しまして後ほど報告をさせていただきます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○１０番（竹野入恒夫君） この検査、非常にいいと思うのですよね。検査結果によっては菌がいると自覚して大人になるまでに除菌してもらうということで、胃がんのリスクが非常に減るということです。実際に私も、ピロリ菌の除去をしたわけですが、大人になってやると１週間お酒を飲んではいけないということで、それが私の場合、失敗しまして、２回やったので２週間という形になりますので、やはり子どものうちにやっておけばいいかなと思っています。

以上です。

○議長（平沢恒雄君） 質問事項１はよろしいですか。

○１０番（竹野入恒夫君） はい。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員、質問事項２「地域防災と消防団について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○１０番（竹野入恒夫君） ２「地域防災と消防団について」。近年では各連絡班（常会）に消防団員の不在地区が多くなり、消防施設の保全や有事の際の誘導が困難な地区がある。地区内を知らないため、団員の勧誘活動や啓蒙活動等を地区の役員に依頼しないとできない。そこでお聞きいたします。

（１）地域防災役員が不在時の有事を考慮して、消防ＯＢや在宅女性が身分保障（消防団員と同等）の条件での上、任務にあたらせることができないか。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

（村長 本庄利昭君 登壇）

○村長（本庄利昭君） 2番目の質問でございます「地域防災と消防団について」のご質問にお答えいたします。

最初の質問でありますけれども、消防ＯＢや在宅女性が身分保障（消防団員と同等）の上で任務にあたらせることができないかというものであります。

各分団の消防団員につきましては、地元で働く団員が減り、サラリーマンの団員が増えている状況だと思います。村内に不在の団員の方が多くなってきております。また、新入団員がなかなか見つからない現状もあります。村の現在の団員数は１８０名で、定数１８３名に対して３名が欠員となっております。

今後は竹野入議員の言われるように、消防ＯＢや在宅の女性の加入も必要な時代とってきているかと考えております。地域の青年の方をお願いできれば一番いいわけではありますが、特に消防のＯＢの方につきましては、団員の勧誘活動や啓蒙活動をお願いして、加入への協力をいただければと思いますし、また、在宅の女性の方につきましても消防の初期活動などで協力をいただきますので、有効な手段だとは考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○１０番（竹野入恒夫君） 前向きな答弁で、ありがとうございます。でも、こういうのをつくっていくのかどうかということなのですが、全くよそにない組織づくりで、山形独自の消防団体制ができれば成果につながるし、どんな形でも消防団につながる人が常会、連絡班にいれば安心ですので、どうでしょう。その辺のお考えは。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 消防団の団員確保の問題につきましては、やはり一義的に一番責任を持っております消防団の幹部の皆さんと十分に協議をしていただいて、方向を決めていく、そんな問題だと思いますので、村のほうとしましては、消防団の皆さんの意向といいますか、そういったことを優先的に考えていきたいと、そんなふうと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○１０番（竹野入恒夫君） それぞれ特技を生かす場面でのみ活動する団員。昔、鼓笛

隊に入っていたので、ラッパは吹けないけれども小太鼓なら叩けるよというような人だとか、ラッパ隊で活動できるのではないかと。現に朝日だとか塩尻等では、ラッパ隊、音楽隊などで活躍しているそうですが、その辺のことはどうでしょうか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 他市町村につきましては、そういう団員の方、OBの方もいらっしゃると聞いています。この辺も先ほどの村長答弁にありましたけれども、消防の幹部の方と相談しながら決めていければと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） ぜひ消防の幹部の方と相談していただき、山形に合った独自の消防団体制ができればいいと思っております。

それと、消防団の装備品についてお聞きいたします。レインウェア、防寒服、安全服等、現状の団員の装備は充実しているのかどうか。その辺をお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 昨年度、消防のほうの作業服といいますか防災服を装備したわけですがけれども、順次、先に議員の方にも言われたのですがけれども、配備、準備をしていきたいと考えております。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 現状はどのようなのです？ レインウェア、防寒着はもうないと先ほど言われたので、安全靴等はどのようなのです？

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） しっかり確認していないのですが、安全靴もないというふうに思います。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり活動には必要な装備品ですので、では防寒着の次はレインウェア、安全靴という形でもって、ぜひ装備していただきたいと思います。以上です。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員、次に質問事項3「松本山雅について」を質問してください。

竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 3、松本山雅について。山形村は松本山雅FCのホームタウンとして、その存在に注目されている。

(1) ホームタウンとして、山雅旋風を村に起こすために、どのような活動が必要か。

(2) J 2 リーグのプロ選手プレーを見る上で、山形村はよい環境が整っています。そこで村の子どもたちをリーグ戦に動員することで、未来のアスリートへのチャンスを与えたいが、村の考えをお聞きいたします。

○議長（平沢恒雄君） ただいまの質問に、村長、答弁願います。

本庄村長。

(村長 本庄利昭君 登壇)

○村長（本庄利昭君） それではご質問にお答えいたします。山雅の関係でございます。

最初の「ホームタウンとして、山雅旋風を村に起こすために、どのような活動が必要か」ということであります。

松本山雅については、県内をはじめ村内にも熱心なサポーターが大勢おりまして、今までの活動としては、子どもたちのサッカークリニックやキャリア教育、またホームタウンデーとして特産品の抽選会などを毎年開催してきております。本年も10月29日に開催したところでございます。相手チームのサポーターや多くの山雅ファンが集まり、山形村のPRにもつながったことだと思います。

今後、村としては新たなイベント等は特別これというものを考えているわけではございませんが、村内には山雅の講演会の山形支部もございますので、村民の皆様と応援をし、サッカーを通して地域が盛り上がっていけば、活性化につながればと考えております。

2 番目の質問であります「村の子どもたちをリーグ戦に動員することについて」ということでございますけれども、山雅では小中学生に無料の入場券を配布しておりますので、それぞれ利用をいただいているところであります。また、村としてはホームタウンとしての特典を生かした、選手の方が保育園巡回指導や小中学校を訪問し、スポーツをする喜び、目標に向かって努力することの大切さを伝えるキャリア教育等、直接触れ合える機会を多くつくっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） 今、村長のほうからもあったのだけれども、後援会の山形支部があると聞くわけですが、この活動状況が見えてこないのだよね。山形にかなりファンがいて活動しているのですが、これが一体になれないということが一番問題に

なっているという話を聞くのですが、その辺はどうなっているかわかりますか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 村としては、直接後援会とかかかわっているという部分ではないものですからあれなのですが、ホームタウンデーのときにいろいろお願いをしたりした中で、後援会とかかかわっているというようなことであります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり、まとまった行動というのが大事になってくるような話を聞くのですよね。ぜひ、支部があるということで、その支部の活動にも村としてもせっかくお金を出しているのですから、その辺のことも踏まえた上でホームデーのときに協力ができるような体制というものは、全然今は、村としてはかかかわっていないわけですか。

○議長（平沢恒雄君） 赤羽総務課長。

○総務課長（赤羽孝之君） 先ほども言いましたように、直接かかかわっているわけではございませんので、ある程度、後援会は後援会で、自主性に任せているという部分があります。その上で、村で協力できることは協力をしているという意味合いであります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） わかりました。ホームタウンの池田町では、約20名の小学生がリーグ戦を観戦したということですので、町でやはり希望者を募って行ったということなので、今、村長の話を見ると、無料の招待券があるということですので、ぜひ村としてまとめて行くような体制はできないか。その辺はどうでしょう。

○議長（平沢恒雄君） 本庄村長。

○村長（本庄利昭君） 私の聞いている範囲では、無料招待券を使って、仲間といいますか、何人かがまとまって見に行くというようなことは何回かあるようであります。村として何か便宜を図って、ある学年を連れて行くとか、そういったことはまだというか、行っていないという状況であります。

○議長（平沢恒雄君） 竹野入恒夫議員。

○10番（竹野入恒夫君） やはり子どもにリーグ戦を見せる、選手のプレーを見せるというのは大事なことです。ぜひその辺も山形の後援会等と話し合いをして、子どもに見させるような方法をとってもらいたいと思います。これは要望です。

以上で終わります。

○議長（平沢恒雄君）　以上で竹野入恒夫議員の質問は終了しました。

◎散会宣告

○議長（平沢恒雄君）　これで一般質問はすべて終了しました。

それでは、本日の会議の日程はすべて終了しましたので、これにて閉議し散会いたします。

（午後　４時５４分）